

第2回 湖南圏域地域医療構想調整会議 次 第

日時：平成 29 年 3 月 7 日(火)

午後 2:00~4:00

場所：南部健康福祉事務所(草津保健所)

3階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 湖南圏域における病床機能分化・連携について

(2) 湖南圏域における在宅医療の現状と課題について

(3) 意見、情報交換

(4) 情報提供

- ・平成 29 年度地域医療介護総合確保基金事業について
- ・第 7 次医療計画作成に向けた国の方針等について

4 閉 会

[配付資料]

- 次第・名簿・滋賀県地域医療構想調整会議設置要綱、湖南圏域地域医療構想推進の経過および計画
- 資料 1 病床機能分化・連携にかかる意見交換会の概要
- 資料 2 平成 29 年度における地域医療介護総合確保基金（医療分）について
- 資料 3-1 医療計画の見直し等に関する意見のとりまとめ
- 資料 3-2 医療計画の見直し等について①
- 参考資料 1 二次医療圏別 自己完結率【平成 26 年度データ】
- 参考資料 2-1 平成 27 年度 病床機能報告資料（入退院に関する棒グラフ、データ）A4 版
- 参考資料 2-2 " " (入退院に関する円グラフ、データ) A3 版
- 参考資料 3 " " (医療機能・入院料に関する分布図、データ) A3 版
- 当日配布資料

平成28年度 湖南圏域地域医療構想調整会議 委員名簿

(敬称略)

| 機関・団体名 | 職名 | 氏名 | |
|---------------------------------|----------------|--------|--------------|
| 1 一般社団法人 草津栗東医師会 | 会長 | 樋上 雅一 | ◎議長 |
| 2 一般社団法人 守山野洲医師会 | 会長 | 福田 正悟 | ○副議長 |
| 3 一般社団法人 草津栗東守山野洲歯科医師会 | 会長 | 東條 博充 | |
| 4 一般社団法人 びわこ薬剤師会 | 会長 | 村杉 紀明 | |
| 5 守山野洲薬剤師会 | 会長 | 角谷 広幸 | |
| 6 公益社団法人 滋賀県看護協会 第2地区支部 | 支部長 | 河野 奈美子 | |
| 7 医療法人 徳洲会 近江草津徳洲会病院 | 病院長 | 青嶋 實 | |
| 8 社会医療法人 誠光会 草津総合病院 | 病院長 | 平野 正満 | |
| 9 滋賀県立精神医療センター | 病院長 | 大井 健 | |
| 10 社会福祉法人 びわこ学園 びわこ学園医療福祉センター草津 | 病院長 | 口分田 政夫 | |
| 11 医療法人 真心会 南草津野村病院 | 理事長 | 野村 哲哉 | |
| 12 医療法人 芙蓉会 南草津病院 | 理事長 ・病院長 | 遠藤 衛 | |
| 13 滋賀県立小児保健医療センター | 病院長 | 藤井 達哉 | |
| 14 滋賀県立成人病センター | 病院長 | 宮地 良樹 | |
| 15 守山市民病院 | 病院長 | 野々村 和男 | |
| 16 社会福祉法人 恩賜財団 済生会滋賀県病院 | 病院長 | 三木 恒治 | |
| 17 医療法人 周行会 湖南病院 | 理事長 ・病院長 | 木田 孝太郎 | |
| 18 社会福祉法人 びわこ学園 びわこ学園医療福祉センター野洲 | 理事長 | 山崎 正策 | |
| 19 特定医療法人社団 御上会 野洲病院 | 病院長 | 岡田 裕作 | |
| 20 滋賀県保険者協議会(フジテック健康保険組合) | 常務理事 | 長澤 和博 | |
| 21 滋賀県保険者協議会(全国健康保険協会滋賀支部) | 企画総務部長 | 堀瀬 和雄 | 委員交替 2/1~ |
| 22 草津市 | 健康福祉部 総括副部長 | 西 典子 | |
| 23 守山市 | 健康福祉部 理事 | 今井 剛 | |
| 24 栗東市 | 健康福祉部長 | 谷郷 喜英 | |
| 25 野洲市 | 健康福祉部 政策監 | 辻村 博子 | |
| 26 草津保健所 | 所長 | 寺尾 敦史 | |

滋賀県地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法第30条の14に基づき、滋賀県保健医療計画の一部として位置づけられる地域医療構想の実現に向けた取組を協議するため、構想区域ごとに別表に掲げる地域医療構想調整会議（以下、「調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次の事項について協議する。

- (1) 病床の機能分化・連携に向けた取組に関すること
- (2) 目指すべき医療提供体制を実現する施策に関すること
- (3) その他、調整会議が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 調整会議の委員は、次の各号に掲げる関係者のうちから、各保健所長が選任する。

- (1) 医療関係機関・団体
 - (2) 医療保険者
 - (3) 市町
 - (4) その他、特に必要と認められる者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 必要に応じて調整会議にオブザーバーを置くことができる。

(議長及び副議長)

第4条 調整会議に、議長を置く。また、必要に応じて副議長を置くことができる。

- 2 議長は委員の互選により選出する。副議長を置く場合は、委員の中より議長が指名する者を充てる。
- 3 議長は、調整会議を代表し、調整会議の会務を総理する。

(会議)

第5条 調整会議は、議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、調整会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、別表に掲げる保健所において処理する。ただし、大津区域については、滋賀県健康医療福祉部健康医療課および大津市保健所による共同処理とする。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

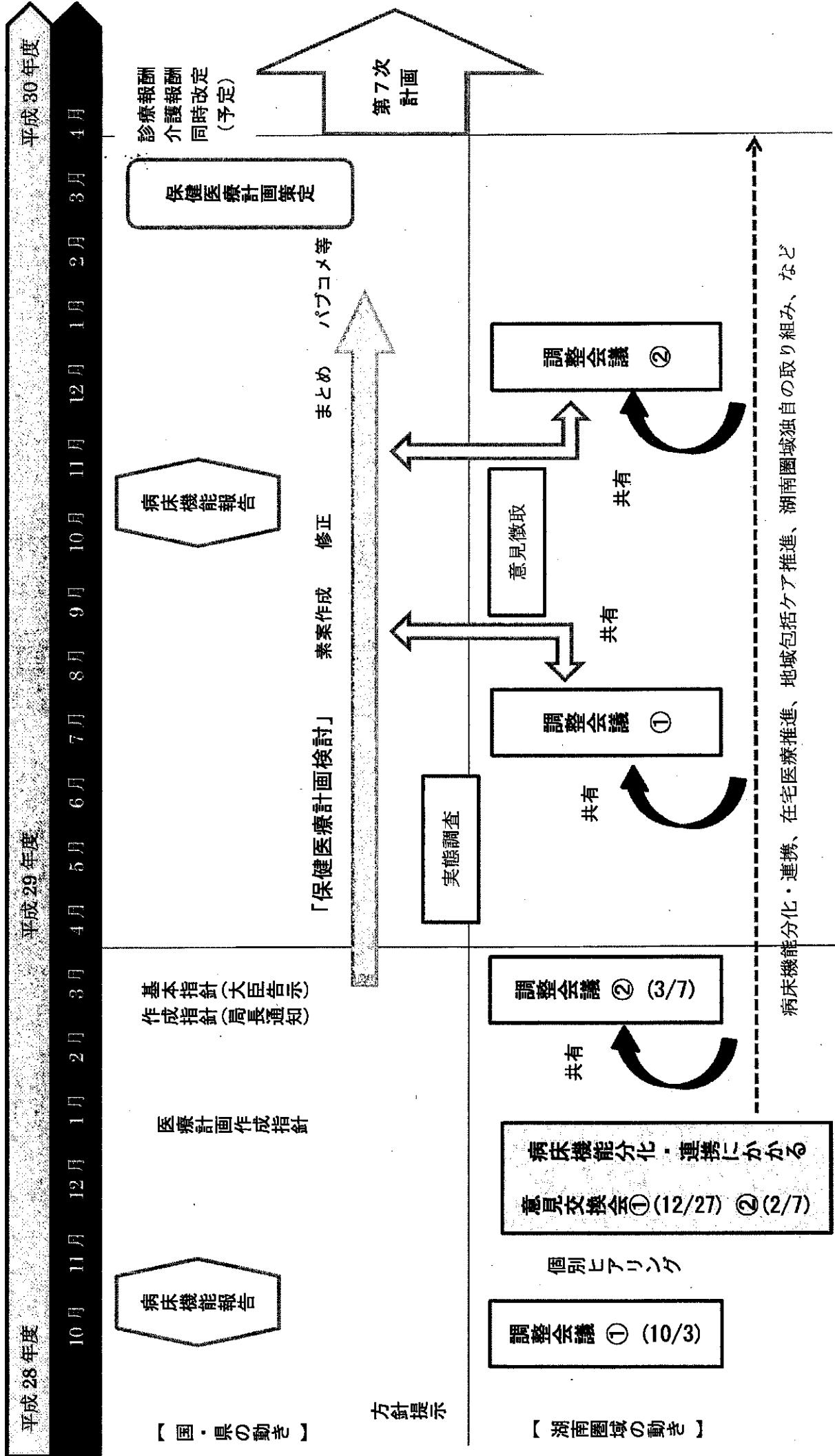
附 則

この要綱は、平成28年7月6日から施行する。

別 表

| 区 域 | 会 議 名 | 庶 業 |
|-----|-----------------|------------------------|
| 大 津 | 大津圏域地域医療構想調整会議 | 大津市保健所・滋賀県健康医療福祉部健康医療課 |
| 湖 南 | 湖南圏域地域医療構想調整会議 | 草津保健所 |
| 甲 賀 | 甲賀圏域地域医療構想調整会議 | 甲賀保健所 |
| 東近江 | 東近江圏域地域医療構想調整会議 | 東近江保健所 |
| 湖 東 | 湖東圏域地域医療構想調整会議 | 彦根保健所 |
| 湖 北 | 湖北圏域地域医療構想調整会議 | 長浜保健所 |
| 湖 西 | 湖西圏域地域医療構想調整会議 | 高島保健所 |

○ 湖南圏域地域医療構想推進の経過および計画



資料 1

平成 28 年度（湖南圏域地域医療構想調整会議）

病床機能分化・連携にかかる意見交換会（12/7, 2/7）<概要>

〈メンバー〉 近江草津徳洲会病院、草津総合病院、南草津病院、成人病センター、
守山市民病院、済生会滋賀県病院、野洲病院 （7病院）

| 検討項目 | 検討結果 | 今後の方向性 |
|---------------------------|---|--|
| ① 病床機能報告 「医療機能」 の定義 | 【高度急性期】ICU/HCUなどの高度急性期病棟ならびに3,000点以上の医療資源を投入する患者が多く占める病棟 | 考え方を議論し定義の解釈を共有した。 |
| ② 2025年病床必要量推計値の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・推計値は将来の方向性を示す数値である。 ・高度急性期は、全県的な機能を持っているので需要に応えていく必要がある。 ・急性期は、湖南圏域は人口が増えており人口構成も若く今後も必要性はある。経営面の判断も重要であり、次期報酬改定の動向を注視し当面は様子を見る。 ・回復期の充実が必要。地域包括ケア病棟は政策医療に乗った病棟、亜急性期の機能を持っているので活用を検討していく。 ・慢性期は、湖南圏域は充足率が低いので継続して検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換を深め共有した。数字の議論よりも医療機能の構成割合や中身の議論も必要。 ・疾患や重症度により地域での機能分化連携が重要である。ケアミックス（病院完結）もある中で病病連携についても議論ができた。 ・病院と在宅を行き来する患者について地域で工夫していく点が多々ある。 |
| ③ 病院の将来像 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療機能分化により連携の新しい流れを作り上げていく。各病院のポジショニングを議論し、共有していくことが求められている。 ・病院完結型、地域完結型について、今後も病院間のオープンな意見交換が重要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・7病院以外も議論に入ってもらう。 ・構想は一気に進めるのではなく、数字で見えない部分を圏域の中で十分に議論でき将来に向けて体制が作られていいければ良い。 |
| ④ 今後の課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・慢性期から退院先（在宅、介護施設等）の受け入れ等、在宅との連携が重要。在宅医療、開業医の現状、病院機能へのやニーズを知ること。その上で湖南圏域のあり方を議論していきたい。 ・他府県で、取り組みを推進している事例など調べ報告して欲しい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療の現状、接点、やりとり、工夫点について、議論を深める必要ある。 ・調整会議（3/7）で、地域医師会、関係団体、4市と共有を図り議論を深める。 ・必要な情報を収集し調整会議で情報提供する。 |

平成29年度における地域医療介護総合確保基金(医療分)について

資料2

【事業区分】

- I …地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- II …居宅等における医療の提供に関する事業
- III …医療従事者の確保に関する事業

○H29基金予算(案)

(単位:千円)

| 区分 | H29予算案 | | 主な事業 | 事業の目標 | 現状値 | 目標値 (H29) | 達成状況 |
|-----|--------|---------|--|---------------------------------------|--|--|---|
| | 事業数 | 金額 | | | | | |
| I | 10 | 284,158 | 病床機能分化促進事業 地域医療体制整備事業 在宅歯科診療機器整備事業 リハビリテーション提供体制再構築事業 | 120,000 41,250 17,500 32,650 | 新たに、または追加的に回復期病床を整備する病院数 | (H26) — | 7病院 4病院(H28) ※琵琶湖中央病院、南草津病院、甲西リハビリ病院、公立甲賀病院 |
| II | 27 | 131,648 | がん診療連携支援病院機能強化事業 訪問看護支援センター設置・運営事業 休日・夜間のお薬電話相談事業 | 22,200 15,570 1,750 | 在宅療養支援診療所 | 116診療所(H26) 150診療所 | 137診療所(H29/1) |
| III | 29 | 531,765 | 滋賀県医学生修学資金等貸与事業 地域医師養成確保事業 ナースセンター事業 滋賀県看護師等養成所運営費補助 | 87,000 10,000 23,000 68,811 | 医師数(人口10万人あたり) 医師数の区域間格差の是正(人口10万人あたり) 訪問看護師数 リハビリテーション専門職数(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)(人口10万人あたり) | 215.4人(H24) 大津350.9人 湖南209.7人 甲賀123.8人 東近江161.4人 湖東156.2人 湖北177.7人 湖西151.6人 全国237.8人(H24) 406人(H26) 滋賀県67.2人 全国87.7人(H25) 534人 | 235.4人 大津364.3人 湖南210.8人 甲賀133.1人 東近江174.9人 湖東155.1人 湖北178.6人 湖西156.0人 全国244.9人(H26) 571人(H26) 滋賀県72.6人 全国95.2人(H26) |
| 合計 | 66 | 947,571 | | | | | |

○H28予算とH29予算案との比較

(単位:千円)

| 区分 | H28予算 | | H29予算案 | | 差引 | |
|-----|-------|-----------|--------|---------|-----|---------|
| | 事業数 | 金額 | 事業数 | 金額 | 事業数 | 金額 |
| I | 8 | 261,753 | 10 | 284,158 | 2 | 22,405 |
| II | 36 | 172,083 | 27 | 131,648 | -9 | -40,435 |
| III | 37 | 587,846 | 29 | 531,765 | -8 | -56,081 |
| 合計 | 81 | 1,021,682 | 66 | 947,571 | -15 | -74,111 |

平成29年度地域医療介護総合確保基金活用事業(医療分)

| 登録番号 年月日 | 事業名 (子算事業名) | 事業の実施主体 | 事業内容 | H28予算額 (千円) | 交付 補助 預金 | 所管課 |
|-------------|-------------------------------------|---|--|----------------|----------------|---------------------|
| | 1 地域医療連携の強化に向けて医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 | | | 284,158 | | |
| | 1-1 医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備等 | | | 284,158 | | |
| 1 | 医療情報ICT化推進事業 | 滋賀県、特定非営利活動法人 滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会 | 平成26年7月から本格運用を開始している医療情報連携ネットワークシステムの機能強化に係る経費の補助等を行う。 | 17,211 | 補助・直営 | 医療福祉推進課 |
| 1 | 地域健康創生人材育成事業 | 病院事業庁 | 医療・介護・生活支援を体系的に支援するための多職種連携を推進するために、指導体制の充実、教材作成を行い、各地の研修参加者との情報共有の基盤となるITネットワークを設け、各地域の人材育成を図ることにより、病床の機能分化・連携を促進する。 | 13,518 | 補助 (負担金) | 医療福祉推進課 |
| 2 | ○がん病床機能分化・連携推進基盤整備事業 | 滋賀医科大学医学部附属病院 | がん医療の質の向上および効率的な提供体制を確保するため、がん診療施設として必要な施設設備整備に対する補助を行う。 | 17,400 | 補助 | 健康医療課 (がん・疾病対策室) |
| 3 | 歯科医師等派遣委託事業 | 滋賀県(滋賀県歯科医師会) | 病院内の病棟・外来または退院時支援を行う部署に、歯科医師および歯科衛生士を派遣し、入院患者の口腔機能管理の実施や退院時に在宅医療介護関係者に口腔機能についての情報をつなぐことで、病床機能の分化連携や在宅医療との連携を推進する。 | 5,536 | 委託 | 健康医療課 (健康寿命対策室) |
| 4 | 病床機能分化促進事業 | 滋賀県内病院 | 病床機能の分化および連携の推進を行うために必要な施設・設備の整備に関する事業に要する経費を一部助成する。 | 120,000 | 補助 | 健康医療課 (医療整備係) |
| 5 | ○湖西圏域地域医療機能分化促進事業 | 高島市民病院 | 病床機能の分化を図り、病院と診療所の連携を強化することを目的に「地域医療支援病院」の承認に必要な施設設備の整備(病理解剖室整備等)に対する補助を行う。 | 15,400 | 補助 | 健康医療課 (医療整備係) |
| 6 | 地域医療体制整備事業 | 滋賀県医師会 滋賀県看護協会 | 地域で必要とされる医療サービスの提供体制を充実させるため、地域医師会が行う医療連携のための一體的・総合的な拠点整備を支援するとともに、診療所・訪問看護ステーションに対して在宅医療を推進する上で必要な機器の整備にかかる費用の一部を助成する。 | 41,250 | 補助 | 医療福祉推進課 |
| 7 | 在宅歯科診療機器整備事業 | 滋賀県歯科医師会、滋賀県内歯科診療所 | 在宅歯科医療(障害者歯科医療を含む)を実施する歯科診療所およびその後方支援を行う病院歯科等に対し、在宅歯科医療機器等の設備整備を行い、安全で安心な質の高い在宅歯科医療提供体制の充実を図る。 | 17,500 | 補助 | 健康医療課 (健康寿命対策室) |
| 8 | ○リハビリテーション提供体制再構築事業 | ①滋賀県 ②滋賀県(県立リハビリテーションセンター) ③滋賀県理学療法士会 ④滋賀県作業療法士会(仮) ⑤医療法人敬絆会(東近江圏域) | 回復期機能の強化に必要なリハビリテーション専門職の確保・定着を進めるとともに、医療と介護の一翼を担う県内リハビリテーション提供体制の再構築を行うことにより、円滑な病床の機能分化を進めることで地域医療構想の推進を図る。 ①リハビリテーション専門職を対象とした修学資金貸与制度の実施。(6,640千円) ②地域リハビリテーションの視点を活かした人材育成と提供体制の構築。(850千円) ③回復期病床の円滑な運営を図るために圏域地域リハビリテーション支援。(3,874千円) ④リハビリテーション提供体制再構築に向けた基礎調査(2,592千円) ⑤市町支援のリハビリテーション拠点整備となるモデル事業への支援(16,700千円) | 32,856 | 委託・補助 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 9 | ○医療機能分化・連携調査事業 | 滋賀県 | 地域医療構想に沿って各医療機関の機能分化・連携を促進するための基礎データを収集するため、診療所を含めた県内医療機関の機能を把握する。 | 1,420 | 直営 | 健康医療課 (企画係) |
| 10 | ○退院支援機能強化事業 | 滋賀県病院協会 | 県内各病院の退院支援を担当する職員の研修や情報交換などに要する経費に対する補助を行い、職員のスキルアップと院内の退院支援体制の構築を図ることにより、病床の機能分化連携および病院から在宅医療への円滑な移行を進める。 | 2,269 | 委託 | 医療福祉推進課 |

| 順位 | 事業名 (子事業名) | 事業の実施主体 | 事業内容 | 予算額 (千円) | 交付 助成額 (千円) | 所管課 |
|----|---------------------------------------|-----------------------------|---|-------------|-------------------|---------------------|
| 1 | 民法による医療の提供に関する事業 | | | 1129千円未満 | 0 | |
| 2 | 2-1 在宅療養を支える体制整備事業 | | | 15,718 | 0 | |
| 11 | がん在宅医療支援体制整備事業 | 滋賀県(県立成人病センター) | 身近な地域でがんの診断や治療が迅速に受けられるよう、県内医療機関が連携し、病理診断体制を構築する。 | 1,642 | 補助 | 健康医療課 (がん・疾病対策室) |
| 12 | 市町在宅医療・介護連携推進事業 (市町在宅医療連携拠点推進セミナー) | 滋賀県 | 市町の在宅医療・介護連携推進事業が効果的に実施できるよう、市町在宅医療・介護連携推進セミナーおよび地域リーダーステップアップ研修を開催し、広域的・専門的な視点から支援を行うことで、2025年を見据えた在宅療養の推進体制の構築を図る。 | 656 | 直営 | 医療福祉推進課 |
| 13 | 強度行動障害者有目的入院事業 | 社会福祉法人びわこ学園 | 在宅の強度行動障害者の病状把握や行動障害の改善のために、一定期間の入院を行うことで、在宅生活を維持できるよう支援する取組に対して補助を行う。 | 3,714 | 補助 | 障害福祉課 |
| 14 | 高齢知的障害者健康管理指導事業 | 社会福祉法人びわこ学園 | 知的障害を持つ高齢者に対する検診と診察の機会を設け、疾病等のあった障害者について、障害児者を専門とする医療機関を介在せながら専門医療に結びつける取組を支援することで、在宅で通院治療が行える体制の整備を行う。 | 1,298 | 補助 | 障害福祉課 |
| 15 | 滋賀県在宅医療等推進協議会 | 滋賀県 | 医師会等の多機関多職種が一堂に会して滋賀県における在宅医療推進のための基本的な方向性について協議検討を行う。 | 920 | 直営 | 医療福祉推進課 |
| 16 | 地域在宅医療福祉推進事業 | 医療福祉を推進する地域協議会(二次医療圏の地域協議会) | 地域での情報共有、課題の抽出、取り組みの推進を図る地域協議会の活動を支援することにより、地域の医療介護資源の状況や地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築と医療介護提供体制の再構築を図る。 | 3,600 | 補助 | 医療福祉推進課 |
| 17 | がん診療連携支援病院機能強化事業 | 滋賀県内病院 | がん患者が増大する中、身近な地域で安心して療養生活がおくれるよう、県がん診療連携支援病院が相談支援体制を強化する取組に対して補助を行う。 | 22,200 | 補助 | 健康医療課 (がん・疾病対策室) |
| 18 | 精神障害者在宅チーム医療体制整備事業 | 医療法人明和会 医療法人周行会 | 受診中断者や自らの意思では受診困難な精神障害者が新たな入院や再入院をすることなく、地域で生活するための包括的な地域医療体制の構築を目的として実施する事業に対して補助を行う。 | 13,000 | 補助 | 障害福祉課 |
| 19 | 在宅看護力育成事業 | 国立大学法人滋賀医科大学 | 新卒の看護師が在宅看護の現場を選択し、安心して就職できるよう、学生教育における在宅看護学のプログラムとして設置されている「訪問看護師コース」の運営を支援する。 | 2,500 | 補助 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 20 | 在宅医療人材確保・育成事業 | 滋賀県、日本プライマリ・ケア連合学会滋賀県支部 | 在宅医療に従事する医師が在宅医療に踏み出すきっかけとなるセミナーの開催や交流事業の企画、県内の家庭医養成プログラムの魅力の向上、指導医の能力向上を図る事業を支援することにより、県内で在宅医療に従事する医師や家庭医の増加を図る。 | 7,848 | 直営・補助・委託 | 医療福祉推進課 |
| 21 | 専門研修医(家庭医療)研修資金貸与事業 | 滋賀県 | 家庭医療の専門医を目指して県内の医療機関で専門研修を受ける医師を対象に研修資金を貸与することにより、県内の家庭医の確保・定着を図る。 | 7,200 | 直営 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 22 | 滋賀の在宅療養を推進する県民参加促進事業 | 医療福祉・在宅看取りの地域創造会議 | 県民一人ひとりが自らの療養・看取りについて考え、行動するきっかけをつくるため、医療福祉サービス関係者、県民、行政等多職種が参画する「医療福祉・在宅看取りの地域創造会議」が実施する効果的な事業および単独局の運営を支援する。 | 8,600 | 補助 | 医療福祉推進課 |
| 23 | 慢性疼痛対策推進事業 | 国立大学法人滋賀医科大学 | 在宅で難治性の疼痛を抱える患者に対して、痛みを専門とする歯科、整形外科医、精神科医、看護師等集学的な痛み治療システムを構築するとともに、医療従事者の育成、県民への啓発を図ることで、安心して在宅療養生活が送れるよう支援を行う。 | 2,000 | 補助 | 健康医療課 (がん・疾病対策室) |
| 24 | 在宅呼吸不全研修事業 | 国立大学法人滋賀医科大学 | 慢性閉塞性肺疾患(COPD)をはじめ、今後ますます増加すると予想される在宅呼吸不全患者(在宅酸素、在宅人工呼吸などを含む)を地域全体の多職種で支えるための研修会等に要する経費に対して補助を行う。 | 1,200 | 補助 | 健康医療課 (がん・疾病対策室) |
| 25 | 脳卒中対策推進事業 | 国立大学法人滋賀医科大学 | 在宅医療体制の充実を図り、脳卒中患者の発症予防・再発予防の推進と身近な地域での診療体制の充実を図る必要があるため、滋賀脳卒中データセンターの脳卒中登録データを蓄積・評価・分析とともに、研修会、啓発活動等に要する経費に対して補助を行う。 | 8,200 | 補助 | 健康医療課 (がん・疾病対策室) |
| 26 | がん診療体制整備事業 | 滋賀医科大学医学部附属病院 | がん患者の在宅療養を推進し、身近な地域の医療機関でがんの診断や治療が迅速に受けられるよう、県内医療機関の人材育成、質質向上等を図るために経費に対して補助を行う。 | 8,200 | 補助 | 健康医療課 (がん・疾病対策室) |

| 事 業 名 (子事業名) | 事業の実施主体 | 事業内容 | H28予算額 (十円) | 委託 or 補助 or 直営 | 所管課 |
|-------------------------------------|------------------|---|----------------|----------------------------|--------------------|
| 27 在宅医療を支える訪問看護師人材育成事業 | 滋賀県看護協会 | 多様な看護サービスを提供する訪問看護ステーションの機能強化を図るために要する経費に対して補助を行う。 | 1,090 | 補助 | 医療福祉推進課 |
| 28 ○ 死亡診断・死体検索推進事業 | 滋賀医科大学 | 安心して在宅での看取りが行える体制整備を図ることを目的として実施される適切な死亡診断、死体検索のための研修や人材確保に要する経費に対して補助を行う。 | 600 | 補助 | 健康医療課 (医療整備係) |
| 29 ○ 在宅医療推進に係る支援体制整備事業 | 甲賀地域の医療機関 | 地域において、在宅医療推進のための拠点施設が実施される地域住民への普及啓発、医療・介護関係者への技術研修や多職種連携の取組に対して補助を行う。 | 700 | 補助 | 医療福祉推進課 |
| 30 訪問看護支援センター設置・運営事業 | 滋賀県看護協会 | 訪問看護師の総合的な支援を行う訪問看護支援センターの運営に対して補助することにより、訪問看護師の人材確保・質質向上および訪問看護ステーションの機能の充実・強化を図り、県民が安心して在宅での療養・看取りができる環境整備を行う。 | 15,570 | 補助 | 医療福祉推進課 |
| 31 認知症高齢者等への院内デイケア実施支援事業 | 滋賀県 (滋賀県病院協会) | 一般病院に入院する認知症の方は、肺炎や骨折等の身体疾患が治癒しても、認知症が進行して在宅復帰につながらない傾向があるため、認知症を悪化させることなく退院し、円滑に在宅復帰できる「院内デイケア」を実施しようとする県内一般病院等に対し、その立ち上げやレベルアップにかかる経費を助成する。 | 1,200 | 補助 | 医療福祉推進課 |
| 32 認知症医療対策推進事業 (認知症医療介護連携体制構築事業) | 滋賀県 (県内各病院) | 認知症の医療・介護連携体制を構築し、在宅医療を推進するため、かかりつけ医との研修会や介護支援専門員との事例検討会の開催等や、院内での多職種連携の構築など、地域の拠点となる病院が医療・介護関係者と顔の見える関係を構築しようとする取組を促進する。 | 4,800 | 委託 | 医療福祉推進課 |
| 2-2 在宅医療(歯科)を推進するために必要な事業 等 | | | | 13,160 | |
| 33 在宅歯科医療連携室整備事業 | 滋賀県(滋賀県歯科医師会) | 二次医療圏域の歯科医師会に在宅医療関係者と連携するための歯科機器を配置し、在宅歯科医療における医療や介護等の他分野との連携を図るための窓口を設置することにより、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等のニーズにこたえ、地域における在宅歯科医療の推進および他分野との連携体制の構築を図る。 | 2,000 | 委託 | 健康医療課 (健康寿命対策室) |
| 34 在宅歯科医療のための多職種連携推進事業 | 滋賀県(滋賀県歯科医師会) | 医科歯科連携、在宅歯科医療推進のため、がんや糖尿病等、疾患予防・早期発見等に医科歯科連携が有用な疾患をテーマとした医科歯科合同の研修会やネットワークづくりを行う。 | 1,447 | 委託 | 健康医療課 (健康寿命対策室) |
| 35 歯科衛生士・歯科技工士人材確保事業 | 滋賀県歯科医師会 | 歯科衛生士の人材確保のため、復職や就職支援および、スキルアップのための研修等を実施する経費に対して補助を行う。 | 1,213 | 補助 | 健康医療課 (健康寿命対策室) |
| 36 在宅歯科診療のための人材確保事業 | 滋賀県内病院 | 歯科診療所の後方支援として在宅歯科医療(障害者歯科医療を含む)を実施する病院歯科等に対し、その機能を果たすために、歯科医師および歯科衛生士の増員に対する支援を行い、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図る。 | 8,500 | 補助 | 健康医療課 (健康寿命対策室) |
| 2-3 在宅医療(薬剤)を推進するために必要な事業 等 | | | | 1,750 | |
| 37 休日・夜間のお薬電話相談体制整備事業 | 滋賀県薬剤師会 | 県民が、休日・夜間に一般用医薬品を含めた医薬品の服用により発生する副作用に関する相談を薬剤師が軽症電話による輸送車で受ける体制を整備するための経費に対して補助を行う。 | 1,750 | 補助 | 業務感染症対策課 |
| 3. 医療従事者の確保に関する事業 等 | | | | 531,765 | |
| 3-1 医師の地域医療に対する事業 等 | | | | 153,124 | |
| 38 滋賀県医師キャリアサポートセンター運営事業 | 滋賀県(滋賀医科大学) | 滋賀県の地域医療支援センターである「滋賀県医師キャリアサポートセンター」がコントロールタワーとなり、関係者・団体等と連携しながら、県内の医師の絶対数の確保や、地域・診療科偏在の解消・病院で働く女性医師数の増加に向けて、各種医師確保対策を実施する。 | 25,235 | 委託/直営 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 39 滋賀県医学生奨学資金等貸与事業 | 滋賀県 | 県内病院での勤務を志す医学生・研修医に対し、一定期間以上県内病院で診療業務に従事することを返還免除条件とする修学資金・研修資金を貸与することにより、県内における医師の確保・定着を図る。 | 87,000 | 直営 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 40 産科医等確保支援事業 | 滋賀県内病院、診療所 | 地域でお産を支える産科・産婦人科医師および助産師に対して、分娩手当等を支給され、処遇改善を図られている病院等を支援することにより、県内で勤務する産婦人科医等の確保定着を図る。 | 13,889 | 補助 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 41 地域医師養成確保事業 | 滋賀県病院協会 | 県出身医学生および県内医大學生を対象に、滋賀を知り、滋賀における医療の現状を確認し、魅力を感じて、臨床研修から始まる医療への從事の舞台を滋賀に置いてもらえるための啓発活動等に対して補助を行う。 | 10,000 | 補助 | 健康医療課 (人材確保係) |

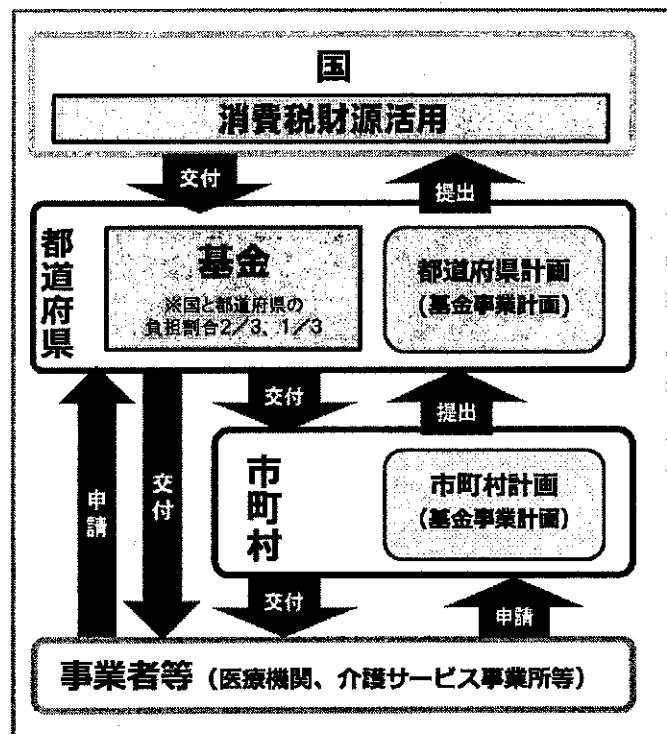
| 事 業 登 録 番 号 | 事業名 (子事業名) | 事業の実施主体 | 事業内容 | 予算額 (千円) | 委託 補助 | 所管課 部局 |
|----------------------------|--------------------|-----------------------|---|-------------|----------|---------------------|
| 42 | 児童思春期・精神保健医療体制整備事業 | 国立大学法人滋賀医科大学 | 発達障害や児童思春期の精神疾患等、子どものこころの医療や支援体制の強化を進めるため、専門医の養成や専門医と地域の連携強化事業を実施する。 | 17,000 | 委託 | 障害福祉課 |
| 3-2 診療科の偏在対策のための事業 | | | | 11,850 | | |
| 43 | 麻酔科医ブラッシュアップ事業 | 国立大学法人滋賀医科大学 | 地域における麻酔科医不足に全県を挙げて対応するため、一定水準にある麻酔科医を県内各地域の病院へ応援派遣するシステムを構築するために実施する。麻酔科医向けブラッシュアップ研修に要する経費を支援する。 | 3,000 | 補助 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 44 | 新生児医療体制強化事業 | 国立大学法人滋賀医科大学 | 周産期医療体制の充実を図るために、新生児医療を担当する医師、看護師の人材育成に要する経費に対して補助を行う。 | 8,200 | 補助 | 健康医療課 (がん・疾病対策室) |
| 45 | 小児救急医療地域医師等研修事業委託料 | 滋賀県医師会 | 小児科医以外の医師を対象とした研修会を行い、小児救急医療に関する専門知識を修得させる。 | 450 | 委託 | 健康医療課 (医療整備係) |
| 3-3 女性医療従事者支援のための事業 | | | | 0 | | |
| 3-4 看護職員確保等のための事業 | | | | 203,183 | | |
| 46 | 滋賀県新人看護職員卒後研修補助事業 | 滋賀県内病院 | 病院等において、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図る。 | 17,858 | 補助 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 47 | 看護職員資質向上支援事業 | 滋賀県(滋賀県看護協会) | 新人看護職員の卒後研修が受けられるための研修体制整備と、地域包括ケアシステムの推進に向けた看護管理者のネットワークづくりを支援し、看護職員の資質向上に関する取組の推進を図る。 | 3,100 | 委託 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 48 | 助産師キャリアアップ応援事業 | 滋賀県 (国立大学法人滋賀医科大学) | 県内助産師に対する研修が段階的かつ計画的に行えるよう体系化し、県内全体の助産師の資質の向上を図り、自立した助産師を育成すると共に安全安心なお産の環境整備を図る。 | 2,152 | 委託/直営 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 49 | 糖尿病看護資質向上推進事業 | 滋賀県(滋賀医科大学) | 糖尿病患者に対する看護ケアの充実のため、臨床実務研修の実施により、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を行う。 | 2,363 | 委託/直営 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 50 | 実習指導者講習会開催事業 | 滋賀県 (滋賀県看護協会) | 看護師等養成所の実習施設における、学生の実習指導者等に対し、実習指導に必要な知識・技術を取得できるよう、研修を行う。 | 2,934 | 委託 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 51 | 看護師スキルアップ備品整備事業 | 滋賀県内病院 | 病院等における看護職員が、退院調整、退院指導、訪問看護など在宅医療支援に関する資質向上を図るため、自施設で研修を行うとともに、良質の看護を提供するための備品整備に対して補助を行う。 | 1,610 | 補助 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 52 | 認知症認定看護師養成事業 | 滋賀県 (県内各病院) | 医療機関等における認知症の人への適切な対応は奥深い課題となっていることから、認知症看護分野の認定看護師を養成し、県内の認知症看護の質の向上を図る必要がある。このため、教育機関への派遣に要する経費を負担する病院等に対して補助を行う。 | 1,200 | 補助 | 医療福祉推進課 |
| 53 | 認定看護師育成事業 | 滋賀県内病院、施設 | 認定看護師資格取得等にために施設が負担する研修費の補助。 | 4,000 | 補助 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 54 | 病院内保育所運営費補助金 | 滋賀県内病院 | 病院および診療所に従事する職員の離職防止ならびに再就業を促進するため、病院内保育所の運営費に対する助成を行う。 | 64,000 | 補助 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 55 | 看護職員確保対策協議会 | 滋賀県 | 在宅医療福祉を担当する看護職員確保対策協議会を設置し、潜在看護師の確保を看護行政部局と労働部局を含めた関係部局で推進する。 | 484 | 直営 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 56 | 看護職員確保定着促進事業 | 滋賀県 (滋賀県看護協会) | 看護職員や看護学生の精神的問題のサポートや、ワークライフバランスの推進に向けた体制整備を支援し、確保定着を図る。 | 2,146 | 委託 | 健康医療課 (人材確保係) |

| 登録番号 | 事業名 (アコギ登録名) | 事業の実施主体 | 事業内容 | 平成28年度本 年額(千円) | 委託 or 直営 | 所管課 (人材確保係) |
|------------------------|------------------|-----------------------|--|-------------------|----------------|------------------|
| 57 | 滋賀県看護師等養成所運営費補助金 | 滋賀県内看護師等養成所 | 看護師等養成所の運営費に対する助成を行う。 | 68,811 | 補助 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 58 | 助産師復職支援事業 | 滋賀県 (国立大学法人滋賀医科大学) | 潜在助産師を対象に、安全で質の高い看護と住民を支える医療体制の強化、看護職員の地域信頼は是正に必要な人材確保を目的とし、特に最新の医療技術講習および技術演習等の研修を行う。 | 550 | 委託 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 59 | ナースセンター事業 | 滋賀県(滋賀県看護協会) | 看護職員の離職時届け出制度を適切に運用し、看護職員人材確保を効率的に行うため、サテライト運営のための機器整備と登録業務従事者の確保に対する支援を実施する。 | 23,000 | 委託 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 60 | 看護師宿舎整備事業 | 滋賀県内病院 | 病院が実施する勤務看護師の就労環境の向上を目的とした看護師宿舎の整備(施設、改修、設備整備)等に対して補助することにより、看護師の県内定着および離職防止を図る。 | 3,170 | 補助 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 61 | 看護師等養成所設備・備品整備事業 | 滋賀県内看護師等養成所 | 看護師等養成所が、在宅医療に関する教育環境を整備し、在宅医療にかかる教育の向上を図ることを目的に実施する設備整備に要する費用を助成する。 | 5,177 | 補助 直営 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 62 | 薬剤師の人材確保事業 | 滋賀県薬剤師会 | 新卒の薬学生や、現在休職中で復職を希望する薬剤師に向けて地域医療をテーマとした合同就職説明会を開催することで、地域医療に取り組む薬局、病院・診療所、企業と、地域医療を志向する薬剤師が対面する機会を設け、在宅の現場への就労につなげていく。 | 628 | 補助 | 業務感染症対策課 |
| 3-5 医療従事者の勤務環境改善のための事業 | | | | 163,808 | | |
| 63 | 医療勤務環境改善支援事業 | 滋賀県病院協会 | 医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等のため、県内の医療関係団体と連携しながら運営協議会を立ち上げ、相談やアドバイザーの派遣等を行う医療勤務環境改善支援センターを運営する。 | 3,336 | 委託/直営 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 64 | 病院勤務環境改善支援事業費補助金 | 滋賀県内病院 | 医療機関における勤務環境の改善を推進するため、県内病院において、勤務する医療従事者の確保・定着を目的として、病院が実施する勤務環境改善に資する事業に要する経費の一部を助成する。 | 48,649 | 補助 | 健康医療課 (人材確保係) |
| 65 | 小児救急医療支援事業費補助金 | 市町行政組合等(滋賀県内病院) | 二次医療圏を単位に、二次救急医療施設として必要な診療機能、小児科専用病床および小児科医を確保するために必要な経費に対して助成する。 | 90,150 | 補助 | 健康医療課 (医療整備係) |
| 66 | 小児救急電話相談事業 | 滋賀県 (民間業者) | 夜間小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備する。全国統一番号(0800番)で実施することによりどこでも患者の症状に応じた適切な助言、アドバイスを受けられるようにする。 | 21,673 | 委託/直営 | 健康医療課 (医療整備係) |
| | | | | 947,571 | | |

地域医療介護総合確保基金

平成29年度政府予算案:公費で1,628億円
(医療分 904億円、介護分 724億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



- ### 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）
- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬などの役割分担
 - 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - ・医療介護総合確保区域の設定※1／目標と計画期間(原則1年間)／事業の内容、費用の額等／事業の評価方法※2
- ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

- ### 地域医療介護総合確保基金の対象事業
- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 2 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
 - 4 医療従事者の確保に関する事業
 - 5 介護従事者の確保に関する事業

26

地域医療介護総合確保基金の平成29年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成29年度予算案は、公費ベースで1,628億円(医療分904億円(うち、国分602億円)、介護分724億円(うち、国分483億円))

| 地域医療介護総合確保基金の予算 | | 地域医療介護総合確保基金の対象事業 | | |
|--|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 904億円 | 1,628億円 | 1,628億円 | 1,628億円 | 1,628億円 |
| 医療分 904億円 (うち、国分 602億円) | 介護分 724億円 (うち、国分 483億円) | 医療分 904億円 (うち、国分 602億円) | 介護分 724億円 (うち、国分 483億円) | 医療分 904億円 (うち、国分 602億円) |
| 26年度予算 (当初予算) | 27年度予算 (当初予算) | 27年度予算 (補正予算) | 28年度予算 (当初予算) | 29年度予算案 (当初予算案) |
| 【平成29年度当初予算案(医療分及び介護分)】 | | | | |
| 29年1月～ (※都道府県による関係者からのヒアリング等の実施) 3月～ 国による都道府県ヒアリング等の実施 予算成立後 基金の交付要綱等の発出 4月以降 都道府県へ内示 | | | | |
| <small>(注)このスケジュールは現時点での見込みであり、今後、変更があり得る。</small> | | | | |

病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等

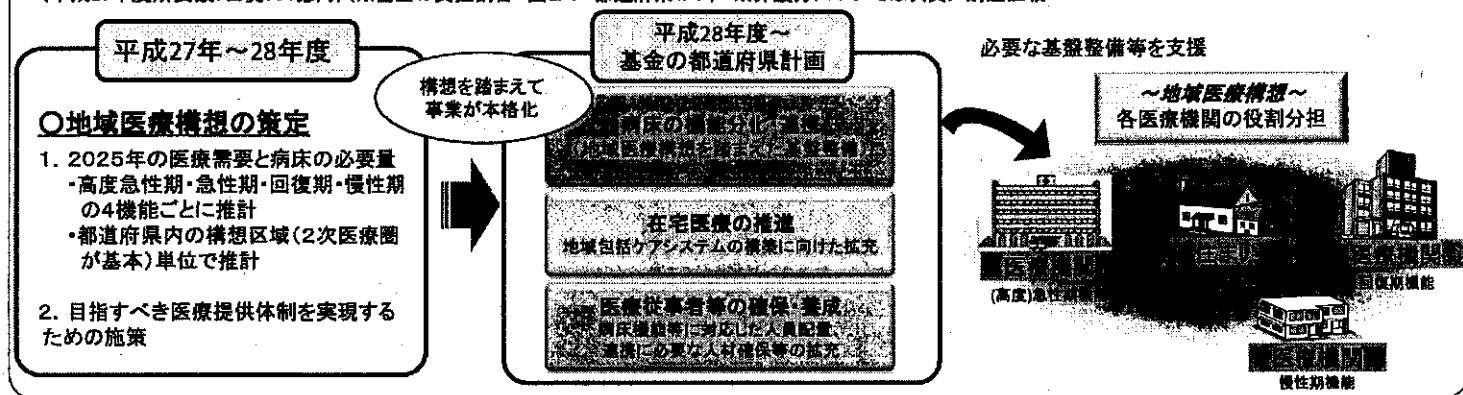
2025年(平成37年)に向けて、住み慣れた地域で必要な医療を受けながら生活できるよう、医療提供体制の改革を行う。

I 診療報酬改定

- 2025年に向けて、質の高い在宅医療の推進など地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携に重点的に取り組む。
- 平成26年度診療報酬改定：消費税財源を活用した診療報酬本体の上乗せ(平成29年度所要額：公費409億円)
- 平成28年度診療報酬改定：医療保険制度改革に伴う、国民健康保険組合の国庫補助の見直しによる財政効果を活用し、診療報酬本体に上乗せ(平成29年度所要額：公費34億円)。

II 地域医療介護総合確保基金(医療分)

- 平成28年度までに都道府県が地域医療構想(ビジョン)を策定することを踏まえ、病床の機能分化・連携に必要な基盤整備や在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成に必要な事業を支援するため、地域医療介護総合確保基金(医療分)の財源を確保する。
(平成29年度所要額：公費904億円)（※基金の負担割合 国2/3 都道府県1/3）※介護分については次頁に別途記載



8

地域包括ケアシステムの構築

※金額は29年度所要額(公費)

団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される2025(平成37)年を目指すに、医療や介護が必要な状態になつても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組を進める。

I 介護サービスの充実と人材確保

(1) 地域医療介護総合確保基金(介護分) 724億円

- 医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援する。

① 介護施設等の整備に関する事業

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス施設の整備に必要な経費や、介護施設(広域型を含む)の開設準備等に必要な経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を図るための改修等に必要な経費の助成を行う。(634億円)

② 介護従事者の確保に関する事業

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・待遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。(90億円)

※基金の負担割合
国2/3 都道府県1/3

(2) 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の待遇改善等)

1,196億円

- 平成27年度介護報酬改定による介護職員の待遇改善等を引き続き行う。

・1人あたり月額1万2千円相当の待遇改善

(893億円×改定率換算で+1.65%)

・中重度の要介護者や認知症高齢者等の介護サービスの充実
(303億円×改定率換算で+0.56%)

II 市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 429億円

- 平成30年度までに全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

在宅医療・介護連携

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一括りに提供する体制の構築を推進

認知症施策

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応、認知症カフェの設置や認知症の本人が集う取組を推進

地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

※1 平成30年度からの完全実施に向けて段階的に予算を拡充。

※2 上記の地域支援事業の負担割合は、国39%、都道府県19.5%、市町村19.5%、1号保険料22%（公費割合は78%）。

※3 併せて、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する。

医療計画の見直し等に関する意見のとりまとめ

平成 28 年 12 月 26 日
医療計画の見直し等に関する検討会

本検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、第 7 次医療計画の「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」等の見直しが必要と考えられる事項を中心に意見のとりまとめを行う。

I 医療計画全体に関する事項

1 医療計画の作成について

平成 30 年度からの第 7 次医療計画の作成にあたっては、医療提供体制の現状、地域医療構想において検討した今後の医療需要の推移等、地域の実情に応じて、関係者の意見を十分踏まえた上で行うこととする。

2 医療連携体制について

(対象となる疾病・事業)

医療連携体制に関する事項は、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、及び精神疾患の 5 疾病、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の 5 事業並びに在宅医療を、医療計画に定めることとする。

また、ロコモティブシンドローム¹、フレイル²、肺炎、大腿骨頸部骨折等については、医療計画に記載すべき 5 疾病に加えることとはしないものの、その対策については、他の関連施策と調和をとりながら、疾病予防・介護予防等を中心に、医療・介護が連携した総合的な対策を講じることが重要である。

¹ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

○ 運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態。（健康日本 21（第 2 次）の推進に関する参考資料より引用）

² フレイル

○ 「フレイル」については、学術的な定義がまだ確定していないため、「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書では、「加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」と定義している。（平成 27 年度厚生労働科学研究特別事業「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書より引用）

(医療機関と関係機関との連携体制)

急速な高齢化の進展の中で、疾病構造の変化や地域医療の確保といった課題に対応するためには、求められる医療機能を明確にした上で、地域の医療関係者等の協力の下、医療機関及び関係機関が機能を分担及び連携することにより、切れ目なく医療を提供する体制を構築することが必要である。また、医療及び介護を取り巻く地域ごとの多様な状況に対応するため、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用し、地域包括ケアシステムの構築を進めていく上でも、医療機関と関係機関との連携は重要となる。

上記機能分担及び連携について、特に留意すべき事項を以下に示す。

(病病連携及び病診連携)

今後、地域における医療提供体制の構築に当たっては、地域医療構想における病床の機能分化・連携を進めていくこととしており、それぞれの医療機関が地域において果たす役割を踏まえ、地域全体で効率的・効果的な医療提供体制を構築していくことが必要である。

次期医療計画においては、急性期の医療提供体制の整備を進めるとともに、回復期・慢性期までの切れ目ない連携体制の構築に取組むことや、疾病予防・介護予防まで含めた体制の構築を進めていくことから、病病連携及び病診連携を、より一層進めることが必要となる。

(歯科医療機関の役割)

地域包括ケアシステムの構築を進める上で、歯科医療機関は地域の医療機関等との連携体制を構築することが重要である。特に、近年は、口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔と全身との関係について広く指摘されていることから、入院患者や在宅等で療養を行う患者に対して、医科歯科連携を更に推進することが必要となる。

(薬局の役割)

地域において安全で質の高い医療を提供するためには、薬物療法についても入院から外来・在宅医療へ移行する中で円滑に提供し続ける体制を構築することが重要である。このため、地域の薬局では、医薬品等の供給体制の確保に加え、医療機関等と連携して患者の服薬情報を一元的・継続的に把握し適切な薬物療法を提供することや、入退院時における医療機関等との連携、休日・夜間の対応等の役割を果たすことが必要となる。

(訪問看護ステーションの役割)

住み慣れた地域で安心して健やかに暮らすためには、24時間切れ目のない医療サービスが提供されるとともに、医療機関と居宅等との間で、療養の場が円滑に移行できることが必要である。そのため、在宅において、患者の医療処置や療養生活の支援等のサービスを提供する訪問看護ステーションの役割は、重要である。高齢多死社会を迎え、特に今後は在宅においても、看取りや重症度の高い利用者

へ対応できるよう、訪問看護ステーション間や関係機関との連携強化、訪問看護ステーションの大規模化等の機能強化による安定的な訪問看護サービスの提供体制の整備が必要である。また、日常的に医療を必要とする小児患者への対応についても、医療・福祉サービスを提供する関係機関との連携を強化するなど充実することが必要である。

3 医療従事者の確保等の記載事項について

医療従事者の確保等については、「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」、「医療従事者の需給に関する検討会」等での議論を踏まえ、必要な見直しを行うこととする。

4 医療の安全の確保等について

医療機器の安全管理等に関する事項として、高度な医療機器について、配置状況に加え、稼働状況等も確認し、保守点検を含めた評価を行うこととする。

CT・MRI 等の医療機器を有する診療所については、都道府県において、それらの機器の保守点検を含めた医療安全の取組み状況について、定期的に報告を求ることとする。

なお、限られた医療資源を有効活用することは重要であることから、今後も、医療機器等の配置のあり方等については、研究を行うことが必要である。

5 基準病床数及び特定の病床等に係る特例等について

(1) 二次医療圏の設定

既設の二次医療圏が、入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は、その見直しについて検討することとする。

見直しに当たっては、人口規模が 20 万人未満であり、且つ、二次医療圏内の流入入院患者割合が 20%未満、流出入院患者割合が 20%以上となっている二次医療圏については、入院医療を提供する区域として成り立っていないと考えられるため、設定の見直しについて検討することとする。その際、現時点における人口規模や患者の流出入の状況の他、将来の人口規模の変化も考慮した上で、二次医療圏の見直しを行うこととする。

また、地域医療構想策定ガイドラインにおいては、現在、策定が進められている地域医療構想の構想区域の設定に当たって、現行の二次医療圏を原則としつつ、人口規模、患者の受療動向、疾病構造の変化、基幹病院までのアクセス時間など将来における要素を勘案して検討することとされている。また、構想区域と二次医療圏が異なっている場合は、次期医療計画の策定において、二次医療圏を構想区域と一致させることが適当であるとされており、これらを踏まえた上で、必要な見直しを行うこととする。

(2) 基準病床数

① 病床利用率について

基準病床数の病床利用率は、これまで、直近の病院報告の値を用いて算定

することとしていたが、地域医療構想では一定の値を用いていることから、直近 6 年の一般病床、療養病床それぞれの病床利用率を用いて、一定の値を定めることとする（一般病床 76% 療養病床 90%）。

また、各都道府県における直近の病床利用率が、この一定の値に比べて高い場合は、その数値を上限、一定の値を下限として、各都道府県が定めることとする。

② 平均在院日数について

一般病床の基準病床数の算定に当たって用いる平均在院日数は、これまで各地方ブロックの経年推移を踏まえ、一律の短縮率を見込むこととしてきた。

次期医療計画においては、経年推移に加え、次の各要素を勘案して設定することとする。

ア 平均在院日数の経年推移

イ 各地方ブロックの差異

ウ 将来のあるべき医療提供体制の構築に向けた取組

具体的には、直近の病院報告（平成 27 年）までの 6 年間（平成 21~27 年の 6 年間）の平均在院日数の変化率を基礎とし、地域差の是正を進める観点から、

- i) 各地方ブロックの平均在院日数がその全国平均を下回っている（短い）場合、当該ブロックの変化率を用いる
- ii) 各地方ブロックの平均在院日数がその全国平均を上回っている（長い）場合、「全国値 + α 」と当該ブロックの変化率を比較し、より高い変化率を用いる

（ α については、地域差の是正を目的として適当とする値を定める。）

③ 介護施設対応可能数について

介護施設対応可能数から、在宅医療等対応可能数へ見直すこととする。この在宅医療等対応可能数については、都道府県知事が各都道府県の状況等に応じて見込むことができるよう、今後その考え方について国で整理し、都道府県に示すこととする。

また、療養病床の在り方等の検討状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

④ 患者の流出入について

他県への患者の流出の状況を踏まえ設定している流出超過加算は、その患者の多くが、居住する都道府県内において入院治療を受けている現状を鑑み、今後は、特に必要とする場合において、都道府県間で調整を行うよう見直すこととする。

その際、基準病床数の算定に当たっては、従来と同様に、医療機関所在地に基づいた値を用いることとする。

(3) 今後病床の整備が必要となる構想区域における基準病床数の対応について

将来の医療需要の推移を踏まえた病床の必要量（必要病床数）は、各地域の人口推移の影響を大きく受ける。特に、今後高齢者人口の増加が更に進む地域においては、医療需要の増加が大きく見込まれ、それに応じた医療提供体制の整備が求められる。

このことは、急激な人口増加が見込まれる場合に、基準病床数の算定に対し、特例を認めている医療法第30条の4第7項³の規定の趣旨に合致するものと考えられる。

以上を踏まえ、病床過剰地域で、病床の必要量（必要病床数）が将来においても既存病床数を大きく上回ると見込まれる場合は、

- ① 高齢者人口の増加等に伴う医療需要の増加を勘案し、基準病床数の見直しについて毎年検討すること
- ② 医療法第30条の4第7項の基準病床数算定時の特例措置で対応することとする。

また、上記①②による病床の整備に際しては、次の点を考慮しつつ、地域の実情等を十分に踏まえた上で、検討する必要がある。

- ・機能区分（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとの医療需要
- ・高齢者人口のピークアウト後を含む医療需要の推移
- ・疾病別の医療供給の状況、各医療圏の患者の流入入、交通機関の整備状況などの地域事情
- ・都道府県内の各医療圏の医療機関の分布
- 等

(4) 特定の病床等に係る特例等

有床診療所の取扱いについては、今後、地域包括ケアシステムの構築を推進する上で有床診療所の役割がより一層期待されることから、当分の間、病床設置が届出により可能になる診療所の範囲等を見直すこととする。

6 既存病床数について

(1) 放射線治療室等の取扱い

放射線治療室については、専ら治療を行うために用いられる病床であることから、現行と同様に、既存病床数として算定しない取扱いを継続する。

一方、その他の治療室については、無菌病室、集中強化治療室（ICU）及び心疾患強化治療室（CCU）の他にも、多様な治療室の類型が存在しており、整理する必要がある。診療報酬における施設基準等を参考にしながら、その定義等も含めた見直しを行った上で、ICU等の病床については、既存病床数として算定することとする。

³ 医療法第30条の4

7 都道府県は、第2項第14号に規定する基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めることにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の基準によらないことができる。

(2) 既存病床数における介護老人保健施設の取扱い

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）附則第 48 条第 5 項において、療養病床から転換した介護老人保健施設については、当該転換を行った日から、新たに基準病床数を算定するまでの間は、入所定員数を既存病床数に算定する取扱いとしているが、引き続き、同様の取扱いとする。

7 医療計画の作成手順等について

(1) 手手続きの変更

医療計画の作成等に関しては、平成 26 年の医療法の改正において、都道府県ごとに設けられている医療保険者による協議会である保険者協議会の意見を聞くこととされたことを踏まえ、事前に意見を聞くこととされている団体として、都道府県医師会、歯科医師会、薬剤師会等学識経験者の団体に、保険者協議会を加えることとする。

(2) 他計画との関係

医療計画の作成に当たっては、他の法律の規定による計画であって医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれ、関連する施策との連携を図ることが重要である。

新たに、平成 26 年に成立した、アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）に定める基本方針等を追加することとする。

(3) 計画期間

次期医療計画より、計画期間は、6 年を基本とすることとする。

都道府県は、6 年ごとに施策全体又は医療計画全体の達成状況等について調査、分析及び評価を行い、当該都道府県の医療計画を変更することとする。

また、計画期間の中間にあたる 3 年目に在宅医療等について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、医療計画を変更することとする。

(4) 協議の場

医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村関係者による協議の場を設置することとする。

(5) 地域医療構想及び地域医療構想調整会議での議論の進め方

地域医療構想は、医療計画の一部として位置付けられており、その取組を進める目的を協議の場（地域医療構想調整会議）を構想区域ごとに設置している。また、各都道府県においては、平成 27 年 4 月より地域医療構想の策定が進められ、平成 28 年度中に全ての都道府県で、策定が完了する見込みである。

今後は、地域医療構想調整会議での議論を通じて取組みを進めることとなるため、その議論の進め方の手順について、次のとおり、整理を行うこととする。

<地域医療構想調整会議の役割を踏まえた議論する内容及び進め方の整理>

1 医療機能の役割分担について

ア 構想区域における将来の医療提供体制を構築していくための方向性の共有

(ア) 構想区域における医療機関の役割の明確化

○ 将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、当該構想区域における医療機関であって、地域における救急医療や災害医療等を担う医療機関が、どのような役割を担うか明確にすることが必要である。その際に、次の各医療機関が担う医療機能等を踏まえ、地域医療構想調整会議で検討を進めること。

- ・ 構想区域の救急医療や災害医療等の中心的な医療機関が担う医療機能
- ・ 公的医療機関等⁴及び国立病院機構の各医療機関が担う医療機能
(公立病院の担う医療機能については、新公立病院改革ガイドライン⁵に基づき検討すること)
- ・ 地域医療支援病院及び特定機能病院が担う医療機能等

○ 上記以外の医療機関については、これらの医療機関との連携や、これらの医療機関が担わない医療機能（例えば、重症心身障害児に対する医療等）や、地域の多様な医療ニーズを踏まえ、それぞれの役割を明確化すること。

(イ) 将来に病床機能の転換を予定している医療機関の役割の確認

○ 病床機能報告においては、6年後の病床機能も報告されていることから、将来に病床機能の転換を予定している医療機関についても、その転換の内容が地域医療構想の方向性と整合性のあるものとなっているかと いう点について確認すること。

⁴ 公的医療機関等

医療法第31条に定める公的医療機関（都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者（地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会等）の開設する医療機関）及び医療法第7条の2第1項第2号から第8号に掲げる者（共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等）が開設する医療機関。

⁵ 新公立病院改革ガイドライン

○ 究極の目的は、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でべき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようすること。

○ 今後の公立病院改革は、医療法に基づく地域医療構想の検討及びこれに基づく取組と整合的に行われる必要がある。

○ なお、新改革プランは、地域医療構想と整合的であることが求められているものであるが、仮に、新改革プラン策定後に、地域医療構想調整会議の合意事項と齟齬が生じた場合には、速やかに新改革プランを修正すべきである。

(ウ) その他の事項

- 地域医療構想調整会議における検討結果を踏まえて、構想区域ごとの将来の医療提供体制を構築していくための方向性を定め、関係者間で共有すること。
- その際には、放射線治療装置等の高額な医療機器について、医療資源の有効活用の観点から、それらの機器の地域における活用の方法や新たな導入に向けた方針等についても、協議を行った上で共有すること。
- また、地域の住民が望む医療へのかかり方等を聴取し、ニーズを把握すること。

8 医療計画の推進について

(1) 各種指標の見直し

第6次医療計画より、5疾病・5事業及び在宅医療については、全都道府県共通の、病期・医療機能及びストラクチャー・プロセス・アウトカムに分類した指標を用いることとした。

その目的は、地域の医療提供体制に関する調査を通じて現状を把握した上で、5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれについての目指すべき方向を踏まえて、課題を抽出し、課題の解決に向けた数値目標の設定及び施策の明示、それらの進捗状況の評価等を実施することであった。

しかしながら、現行の指標について、

- ・ 指標を達成する際の行動主体が分かりにくいため、行動主体（医療提供者、保険者、患者等）を明確に示すべき
- ・ 指標のうち、意義が低いとされた指標については、その理由を検討し、参考とする指標とするなど位置づけを検討すべき
- ・ 必ず記載すべき内容、示すべき指標等については、その算出方法も含めて示すべき
- ・ 現在の指標例以外にも有効と考えられる指標や不足している指標がないかについても検討すべき

といった指摘がある。

次期医療計画における指標は、医療計画の実効性をより一層高めるために政策循環の仕組みを強化するとともに、共通の指標により現状把握を行うことで都道府県ごと、二次医療圏ごとの医療提供体制を客観的に比較できるようなものとするため、指標を見直すこととする。

「II. 5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれの医療提供体制等に関する事項」において、追加あるいは変更が必要と考えられる指標について、「指標の見直し（例）」として示す。

II 5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれの医療連携体制等に関する事項

1 5疾病について

(1) がんに関する医療提供体制について

① 見直しの方向性

- がん医療提供体制の構築に当たっては、「がん診療連携拠点病院等の整備について」(平成26年1月10日健康局長通知)などの各指針等を踏まえて取り組むことを基本とする。
- これまでの治療を主とする医療に加え、予防や社会復帰、治療と職業生活の両立に向けた支援に取り組む。
- 指標は、関連する各指針等を踏まえつつ、「指標に見るわが国のがん対策」(平成27年12月、国立がん研究センターがん対策情報センター)を参考に見直す。

② 具体的な内容

(均てん化の取組)

- 拠点となる医療機関の無い二次医療圏においては、がん診療連携拠点病院との連携により、地域がん診療病院の整備に取り組み、均てん化を進める。
- 外来や在宅医療におけるがん診療に関し、これらの拠点病院等を中心とした、その他医療機関、薬局等(在宅医療提供施設を含む。)との地域における連携体制を構築する。

(集約化の取組)

- がんの治療において、一部の放射線治療やゲノム医療、希少がん、小児がん等の分野については、それぞれの拠点病院等が担う機能の分化・連携を進める。
- がんのゲノム医療等の実施のため、それぞれの拠点病院等の機能分化・連携と合わせ、それを担う人材についても育成を進める。

(合併症予防や社会復帰に向けた支援等)

- がん治療の合併症の予防や軽減のための、周術期の口腔管理に係る医科歯科連携等や、患者の生活の質の向上を図るための支援を推進する。

③ 指標の見直し(例)

- ・ 拠点病院の無い二次医療圏における地域がん診療病院の整備状況
- ・ 地域連携クリティカルパスに参加している登録医療機関数及び適応患者数
- ・ がん診療連携拠点病院における標準的治療実施割合(標準的治療)
- ・ 周術期口腔機能管理料を算定している医療機関数及び算定回数
- ・ 薬局における在宅緩和ケアの実施回数

(2) 脳卒中に関する医療提供体制について

① 見直しの方向性

- 脳血管疾患による死亡を防ぎ、また、要介護状態に至る患者を減少させるため、発症後、病院前救護を含め、早急に適切な急性期診療を実施する体制の構築を進める必要がある。
- 急性期から慢性期を通じて、リハビリテーションや、再発・合併症予防を含めた、一貫した医療を提供する体制の構築が必要である。

② 具体的な内容

(標準的治療の普及)

- 脳梗塞における rt-PA 静注療法適正治療指針の改訂、脳血管内治療の科学的根拠の確立等、近年の標準的治療を踏まえた医療が提供されるよう体制を構築する。

(一貫したリハビリテーションの実施)

- 要介護状態に至る患者を減少させるため、発症早期のリハビリテーションを推進するとともに、回復期、維持期のリハビリテーションに間断なく移行できるよう、医療機関相互の連携を図る。

(合併症予防の推進)

- 誤嚥性肺炎予防のため、嚥下機能維持・改善のためのリハビリテーションや、清潔保持のための口腔ケアの実施等に向けた医科歯科連携等の合併症予防の取組みを推進する。

③ 指標の見直し（例）

- ・ 脳梗塞に対する脳血管内治療（診療報酬点数 K178-4 経皮的脳血栓回収術 等）の実施件数
 - ・ 脳血管疾患により救急搬送された患者の圏域外への搬送率
 - ・ 嚥下機能評価の実施件数
- ※ 更なる検討が必要な指標
- ・ 要介護認定患者のうち、脳卒中を主な原因とする患者の占める割合
 - ・ 脳卒中患者のうち、地域連携診療計画加算の算定率
 - ・ 脳卒中患者のうち、摂食機能療法の実施件数

(3) 心筋梗塞等の心血管疾患に関する医療提供体制について

① 見直しの方向性

- 急性心筋梗塞に限らず、心不全等の合併症や、他の心血管疾患（急性大動脈解離等）を含めた医療提供体制の構築を進める。
- 急性心筋梗塞による突然死を防ぐため、発症後、病院前救護を含め、早急に適切な治療を開始する体制の構築を進める。
- 急性期の治療に引き続き、回復期及び慢性期の適切な治療を含めた医療提供体制を構築する。

② 具体的な内容

(回復期及び慢性期の体制整備)

- 「急性心筋梗塞」を「心筋梗塞等の心血管疾患」と見直し、回復期及び慢性期を含めた医療体制を構築する。

(標準的治療の普及)

- カテーテル治療に代表される、急性期における低侵襲な治療法の発達等、近年の標準的治療と、その遵守率等を踏まえて、患者情報の早期共有等、病院前救護と救急医療機関との連携の推進を含めた医療が提供されるよう体制を構築する。

(一貫した医療提供体制の構築)

- 早期心臓リハビリテーションを推進するとともに、適切な運動療法や薬物療法等、急性期から回復期及び慢性期まで一貫した医療が提供されるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の活用等を含め、医療機関相互の連携を図る。

③ 指標の見直し（例）

- ・ 来院後 90 分以内の冠動脈再開通達成率
- ・ 心臓リハビリテーション実施件数

※ 更なる検討が必要な指標

- ・ 慢性心不全患者の再入院率
- ・ 要介護認定患者のうち、心疾患を主な原因とする患者の占める割合

（4）糖尿病に関する医療提供体制について

① 見直しの方向性

- 発症予防・重症化予防に重点をおいた対策を推進するため、病診連携や診療科間連携等の地域における連携体制の構築を目指す。
- 重症化予防対策には、受診中断患者数の減少や早期からの適切な指導・治療が重要であり、医療機関と薬局、保険者が連携する取組みを進める。

② 具体的な内容

(医療機関等の連携体制構築)

- 初期・安定期及び専門治療に関して、地域において医療機関と薬局、保険者等が連携し、健診者及び治療中断者への受診勧奨等を行う体制を構築する。
- その際、重症化予防のための定期的な眼底検査や栄養指導、腎機能検査等、必要と考えられる医療を提供できる体制とする。また、連携体制の中で入手・活用可能な、医療機関や保険者等が持つデータ等を用いて、課題解決に向けたPDCAサイクルを推進する。

(多職種による取組)

- 医療機関のみではなく、日常生活に近い場でも栄養・運動等の指導を受けることが可能となるよう、医療従事者が地域での健康づくり・疾病予防に参加できる機会を創出する。

③ 指標の見直し（例）

- ・ 糖尿病透析予防指導管理料の算定件数
- ・ 外来栄養食事指導料の算定件数
- ※ 更なる検討が必要な指標
 - ・ 糖尿病の有病者数
 - ・ 標準的治療の実施割合
 - ・ 治療中断率
 - ・ 合併症（糖尿病網膜症、糖尿病性腎症、歯周病等）の発症率
 - ・ 地域連携クリティカルパスの普及状況

（5）精神疾患に関する医療提供体制について

① 見直しの方向性

- あるべき精神保健医療福祉体制の構築に向けて、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障害福祉計画等と整合的な計画を策定する。
- 長期入院精神障害者の地域移行等の課題を踏まえた精神疾患の医療提供体制の構築に当たっては、これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会における議論を踏まえて必要な見直しを行う。

② 具体的な内容

（長期入院精神障害者の地域移行）

- 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、2020年・2025年の精神病床における入院需要（患者数）及び、地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標を明確にした上で、計画的に基盤整備を推し進める。

（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築）

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築する。

（多様な精神疾患等への対応）

- 多様な精神疾患等に対応できる医療提供体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（平成26年厚生労働省告示第65号）を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担・連携を推進できるよう、各医療機関の医療機能を明確化する。

③ 指標の見直し（例）

- ・ 抗精神病特定薬剤治療指導管理料（クロザピン）の算定件数
- ・ 依存症集団療法の実施件数

※ 今後見直しを行う指標

- ・ 長期入院患者に関する指標
(現行) 在院期間5年以上かつ65歳以上の退院患者数 等
- ・ 早期退院に関する指標
(現行) 1年未満入院者の平均退院率 等

2 5事業

(1) 救急医療

① 見直しの方向性

- 適正な搬送先の選定や円滑な救急搬送受入れ体制の構築に向け、メディカルコントロール(MC)協議会等をさらに活用する。
- いわゆる出口問題等に対応する観点から、救急医療に係る医療提供者の機能と役割を明確にしつつ、地域包括ケアシステムの構築に向け、より地域で連携したきめ細かな取組みを進める。
- 地域住民の救急医療への理解を深めるための取組みを進める。

② 具体的な内容

(地域連携の取組み)

- 円滑な受入体制の整備やいわゆる出口問題へ対応するため、二次救急医療機関等の救急医療機関と、かかりつけ医や介護施設等の関係機関との連携・協議する体制を構築する。また、日頃からかかりつけ医を持つこと、救急車を適正利用すること等についての理解を深めるための取組みを進めること。

(救急医療機関等の機能の充実)

- 救命救急センターの充実段階評価を見直し、いわゆる入口・出口問題に対応するための地域連携の観点をより取り入れる。併せて、救急医療機関について、数年間受入実績がない場合には、都道府県による指定の見直しを検討する。
- 初期救急医療機関の整備とともに、休日夜間対応できる薬局、精神科救急と一般救急との連携等をさらに進める。

③ 指標の見直し(例)

- ・ 二次医療圏を基本とした地域ごとの受入れ困難事例数・割合
- ・ 転棟・転院を調整する者を配置する救命救急センター数
- ・ 二次救急医療機関等の救急医療機関やかかりつけ医、介護施設等の関係機関が参加したメディカルコントロール協議会の開催回数

(2) 災害時における医療

① 見直しの方向性

- 都道府県医療対策本部の機能向上を目的としたロジスティックチームの強化と、被災地域の医療ニーズ等の情報収集及び医療チーム(DMAT、DPAT、

JMAT 等)との連絡調整等を行う災害医療コーディネート体制の整備をすすめる。

- 事業継続計画(BCP)の策定について、災害拠点病院だけでなく、地域の一般病院においても引き続き推進する。
- 大規模災害時に備え、災害医療に係る医療提供者の機能と役割を明確にするとともに、政府の防災基本計画と整合性をとりつつ、広域医療搬送を想定した訓練を積極的に実施するなど、災害時における近隣都道府県との連携を強化する。
- 被災地における必要な医薬品の提供体制の確保に関する、災害医療の連携体制下で併せて検討し、円滑に取り組むことができるようとする。

② 具体的な内容

(コーディネート体制、事業継続計画の充実)

- ロジスティックを担当する業務調整員の養成を引き続き進める。
 - JMATなど様々な医療チームをコーディネートできる体制を都道府県単位だけでなく、二次医療圏(保健所管轄区域)単位でも構築する。
 - 研修等を通じて事業継続計画(BCP)の策定を支援するとともに、医療機関におけるBCPの策定状況を把握する。
- (連携体制等の構築)
- 被災地に、必要な医薬品の提供体制が確保されるよう、医療チーム、地域の薬剤師会、医薬品卸売販売業者等を始めとする関係機関の連携体制の構築を進める。
 - 熊本地震の経験を踏まえ、精神科病院が被災した際の対応も今後重要であることから、災害拠点精神科病院(仮称)を含む精神科の災害医療体制の整備等を進める。

③ 指標の見直し(例)

- ・ 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)、ドクヘリ参集拠点等を用いた災害実働訓練の実施回数
- ・ 都道府県医療対策本部においてロジスティックを担当する業務調整員の養成数
- ・ BCPを策定している病院の割合(任意指標から必須指標へ変更)
- ・ 保健所管轄区域や市町村単位等で地域災害医療対策会議のコーディネート機能の確認を行う災害実働訓練実施箇所数及び回数(推奨指標から必須指標へ変更)

(3) へき地の医療

① 見直しの方向性

- へき地医療対策を医療計画における医療従事者の確保等の他の取組みと連動し、より充実したものにするため、「へき地保健医療計画」を「医療計画」に一本化して推進する。

- へき地医療拠点病院の要件の見直し等を通じて、巡回診療等の取組みを着実に進める。
- 地域における医師確保等の取組みと併せて、へき地の医療提供体制を更に充実させる。

② 具体的な内容

(計画の一体化と医療従事者の確保)

- へき地における医療従事者の確保やチーム医療の充実については、「へき地保健医療計画」を「医療計画」に一本化した上で、医療計画における医療従事者の確保等の取組みと連動して進める。
 - その際、へき地医療支援機構と地域医療支援センターが連携して、医療従事者の確保や派遣、キャリア形成等に取組む。
- (拠点病院の機能充実)
- へき地における巡回診療等の実績に基づいて、へき地医療拠点病院の要件を見直す。

③ 指標の見直し（例）

- ・ へき地保健医療対策に関する協議会における医療従事者確保に関する検討回数
- ・ へき地における医師以外の医療従事者の確保状況
- ・ へき地医療拠点病院からへき地への医師派遣実施回数及び日数（推奨指標から必須指標へ変更）
- ・ へき地医療拠点病院からへき地への巡回診療実施回数及び日数（推奨指標から必須指標へ変更）

(4) 周産期医療

① 見直しの方向性

- ハイリスク妊産婦及び新生児に係る整備を都道府県全体の医療体制整備と連動したものとしてさらに進めるため、「周産期医療体制整備計画」を「医療計画」に一本化して、推進する。
- 周産期医療の体制を整備するに当たり、周産期医療の実態に則した圏域を設定する。
- 災害時において、特に医療のサポートが必要となる妊産婦・新生児等について、適切に対応できる体制を構築する。
- 精神疾患を合併した妊婦の診療に対応できるよう、周産期医療と精神科医療が連携した体制を整備する。

② 具体的な内容

(計画の一体化と体制整備の充実)

- 「周産期医療体制整備計画」を「医療計画」に一本化した上で、二次医療圏を原則としつつも、基幹病院へのアクセス範囲や医療資源等の実情を

考慮した圏域を設定する等の体制整備を進める。

(災害に備えた対応の充実)

- 災害時に妊産婦・新生児等へ対応できる体制の構築を進めるため、「小児周産期災害リエゾン」の養成を進める。
(精神疾患合併妊婦への対応)
- 総合周産期母子医療センターにおいて、精神疾患を合併した妊婦への対応ができるような体制整備を進める。

③ 指標の見直し（例）

- ・ 小児周産期災害リエゾンが参加した災害実働訓練の実施回数
- ・ 精神疾患を合併した妊婦への対応ができる周産期母子医療センターの割合
- ・ 患者の居住地から基幹病院までのアクセス時間カバー率

(5) 小児医療（小児救急医療を含む。）

① 見直しの方向性

- 日本小児科学会の提言も踏まえ、拠点となる医療機関の整備を進めるとともに、拠点となる医療機関が存在しない地域においては、地域の実情を踏まえた医療体制を整備する。
- その際には、拠点となる医療機関と小児科のかかりつけ医等の関係機関との連携を推進する。
- 地域における受入れ体制を構築するための人材の育成や、地域住民の小児医療への理解を深めるための取組みを進める。

② 具体的な内容

(地域の実情に応じた体制整備)

- 日本小児科学会の提言も踏まえ、小児中核病院、地域小児医療センターのどちらも存在しない圏域では、「小児地域支援病院（仮称）」を設定し、拠点となる医療機関等と連携しつつ、地域に必要な診療体制を確保する。
(地域における人材育成と住民への情報発信の推進)
- 研修等を通じて地域で活躍する人材の育成を図るとともに、引き続き小児救急電話相談事業（#8000）に取組み、その普及等を進める。

③ 指標の見直し（例）

- ・ 小児地域支援病院（仮称）の数及び病床数
- ※ 更なる検討が必要な指標
- ・ 小児の対応が可能な訪問看護ステーションの数
 - ・ 小児かかりつけ診療料を算定している医療機関数

3 在宅医療

① 見直しの方向性

- 地域包括ケアシステムの不可欠の構成要素である在宅医療の提供体制が着実に整備されるよう、その整備目標等についての考え方を記載する。
- 在宅医療に必要な医療機能を確実に確保するため、各医療機能との関係が不明瞭な指標の見直し、実績に着目した指標の充実を図る。
- 効果的な施策を講じるため、圏域設定等を徹底し、また市町村との連携等を推進する。

② 具体的な内容

(実効的な整備目標の設定)

- 医療サービスと介護サービスが、地域の実情に応じて補完的に提供されるよう、都道府県や市町村関係者による協議の場を設置し、介護保険事業計画等における整備目標と整合的な目標を検討する。
- 協議が実効的なものとなるよう、協議の進め方や、例えばサービス付き高齢者向け住宅等の整備等に関する計画や療養病床の動向など、在宅医療の提供体制を考える上で地域において留意すべき事項について、今後、国において整理し、都道府県に示していく。

(効果的な施策の推進)

- 在宅医療にかかる圏域設定や課題把握を徹底し、課題把握に当たっては、圏域内の市町村と連携した取組を進める。
- 在宅医療の提供者側に対する施策に偏重しないよう、多様な職種・事業者が参加することを想定した施策を進める。

(例)・地域住民に対する普及啓発

- ・入院医療機関に対し在宅医療で対応可能な患者像や療養環境についての研修
- ・入院医療機関と、かかりつけの医療機関や居宅介護支援事業所等との入退院時における情報共有のための連携ルール等の策定 等

- 地域の医療に精通した医師会等との連携や保健所の活用により、地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村に対し必要な支援を行う。
- 特に、医療に係る専門的・技術的な対応が必要な「(ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」や「(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援」、二次医療圏等の広域の視点が必要な「(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携」について、在宅医療にかかる圏域毎の課題に鑑みて、医療計画に記載して確実に達成するよう支援するなど、重点的に対応する。

③ 指標の見直し（例）

- ・ 在宅患者訪問診療料、往診料を算定している診療所、病院数
 - ・ 24時間体制をとる訪問看護ステーションの数
 - ・ 歯科訪問診療料を算定している診療所、病院数
 - ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導料（診療報酬）、居宅療養管理指導費（介護報酬）を算定している薬局、診療所、病院数
 - ・ 退院支援加算や退院時共同指導料を算定している病院、診療所数
 - ・ ターミナルケア加算を算定している診療所、病院数
- ※ 更なる検討が必要な指標
- ・ 退院後訪問指導料を算定している病院、診療所数

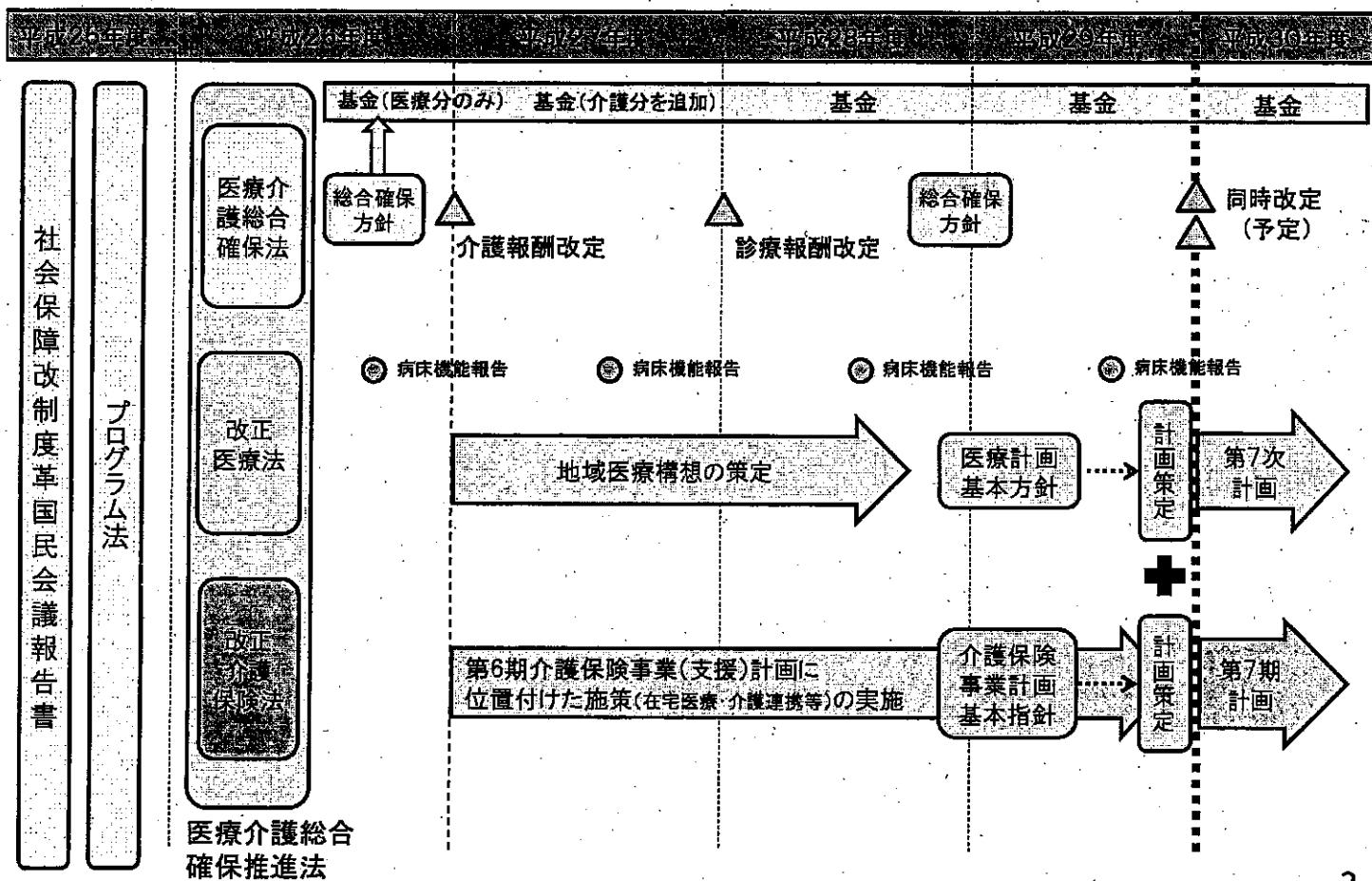
医療計画の見直し等について①

平成29年1月18日(水)
地域医療計画策定研修



厚生労働省医政局
地域医療計画課

医療と介護の一体改革に係る主な取組のイメージ



医療計画の見直し等に関する検討会

1. 目的

医療計画は、医療機能の分化・連携の推進を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的としている。

本検討会は、現行の医療計画の課題等について整理を行うことにより、平成30年度からの次期医療計画をより実効性の高いものとするため、医療計画の作成指針等の見直しについて検討する。

2. 検討事項

- ・ 医療計画の作成指針等について
- ・ 医療計画における地域医療構想の位置付けについて
- ・ 地域包括ケアシステムの構築を含む医療介護の連携について
- ・ その他医療計画の策定及び施策の実施に必要な事項について

3. 構成員(○は座長)

| | |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 相澤 孝夫(日本病院会会長) | 佐藤 保(日本歯科医師会副会長) |
| 安部 好弘(日本薬剤師会常任理事) | 鈴木 邦彦(日本医師会常任理事) |
| 今村 知明(奈良県立医科大学医学教授) | 田中 滋(慶應義塾大学名誉教授) |
| ○遠藤 久夫(学習院大学経済学部教授) | 西澤 寛俊(全日本病院協会会长) |
| 尾形 裕也(東京大学政策ビジョン研究センター特任教授) | 野原 勝(岩手県保健福祉部副部長) |
| 加納 繁照(日本医療法人協会会长) | 藤井 康弘(全国健康保険協会理事) |
| 齋藤 訓子(日本看護協会常任理事) | 本多 伸行(健康保険組合連合会理事) |
| 櫻木 章司(日本精神科病院協会理事) | 山口 育子(NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長) |

4. スケジュール

- ・ 平成28年5月より計8回開催、12月にとりまとめ
- ・ 療養病床の取扱い等、一部課題については、平成29年も引き続き検討を予定

3

医療計画の見直しに関する意見のとりまとめ概要

1. 基準病床数について

- 基準病床数と病床の必要量の関係性の整理を行い、基準病床数の算定式について必要な見直しを実施。
- 療養病床の取扱い等、一部検討が必要な事項については、今後整理を行う予定。

2. 地域医療構想について

- 地域医療構想調整会議において議論する内容及び進め方の手順について整理。

3. 医療・介護連携について

- 地域医療構想や介護保険(支援)事業計画と整合性がとれるよう、都道府県と市町村の協議の場を設置。
- 地域の実情を把握するための指標を充実させ、多様な職種・事業者の参加を想定した施策を検討。

4. 指標について

- 都道府県ごと、二次医療圏ごとの医療提供体制を客観的に比較するため、共通の指標による現状把握を実施。
- 現状を踏まえた上で、PDCAサイクルを適切に回すことができるよう、指標の見直しを実施。

5. 5疾病・5事業及び在宅医療について

- 引き続き現状の5疾病・5事業及び在宅医療について、重点的に取組みを推進。
- 「急性心筋梗塞」から「心筋梗塞等の心血管疾患」への名称の見直し等、必要な見直しを実施。

6. その他

- ロコモティブシンドローム、フレイル等については、他の関連施策と調和をとりながら、疾病予防・介護予防等を中心に、医療・介護が連携した総合的な対策を講じることが重要。

4

1. 基準病床数について

一般病床

$$\left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢} \\ \text{階級別人口} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{一般病床退院率} \end{array} \right) \times \left[\begin{array}{c} \text{平均在院日数} \\ + \end{array} \right] \left(\begin{array}{c} \text{流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{流出} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right)$$

[病床利用率]

①

療養病床

$$\left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢} \\ \text{階級別人口} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{療養病床入院受療率} \end{array} \right) - \left[\begin{array}{c} \text{在宅医療等} \\ \text{対応可能数} \end{array} \right] + \left(\begin{array}{c} \text{流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{流出} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right)$$

[病床利用率]

①

都道府県間の患者流出入を見込む場合

「流出先又は流入元の都道府県と協議を行い定めた数」

⑤

- ① 病床利用率は、一般76%、療養90%を下限値として設定
- ② 平均在院日数は、地方ブロックごとの経年変化率を踏まえた日数を設定
- ③ 入院入所需要率から、療養病床入院受療率へ見直し
- ④ 介護施設対応可能数から、在宅医療等対応可能数に見直し
- ⑤ 流出超過加算から、都道府県間で調整を行い定める数へ変更

5

都道府県の地域医療構想の策定の進捗状況

(平成28年12月31日現在)

<構想策定の予定期>

- 都道府県における地域医療構想の策定予定期は、
 - ・「平成27年度中に策定済み」が12(26%)
 - ・「平成28年度(12月31日まで)に策定済み」が27(47%)
 - ・「平成28年度中の策定予定」が8(17%)となっている

平成28年度中:8府県(17%)

新潟、富山、長野、三重、京都、
福岡、熊本、沖縄

平成27年度中:12府県(26%)

青森、岩手、栃木、千葉、静岡、滋賀、
大阪、奈良、岡山、広島、愛媛、佐賀

平成28年度(12月31日まで):27都道県(57%)

北海道、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、東京、神奈川、石川、福井、山梨、岐阜、愛知、兵庫、和歌山、鳥取、島根、山口、徳島、香川、高知、長崎、大分、宮崎、鹿児島

6

2. 地域医療構想について

地域医療構想調整会議での議論の進め方

地域医療構想調整会議での議論の進め方の手順について、以下の通り整理する。



将来の医療提供体制の構築のための方向性の共有

(ア) 構想区域における医療機関の役割の明確化

- ① 以下の各医療機関が担う医療機能等を踏まえ、地域医療構想調整会議で検討し、役割を明確化。
 - ・構想区域の救急医療や災害医療等の中心的な医療機関が担う医療機能
 - ・公的医療機関等及び国立病院機構の各医療機関が担う医療機能
 - ・地域医療支援病院及び特定機能病院が担う医療機能
 - ② 上記以外の医療機関については、上記の医療機関が担わない機能や、上記の医療機関との連携等を踏まえ、役割を明確化
- (イ) 病床機能を転換する予定の医療機関の役割の確認
- 将来に病床機能の転換を予定している医療機関については、その転換の内容が地域医療構想の方向性と整合性のあるものとなっているか確認

新規参入、規模拡大を行う医療機関等への対応

- 今後、高齢化が急速に進み、医療需要の増加が見込まれる地域において、増床等の整備を行う場合においても、共有した方向性を踏まえ、地域において必要となる医療機能を担うことを要請
- 新規参入してくる医療機関に対しては、病床の開設の許可を待たず、地域医療構想調整会議への出席を求め、地域において必要となる医療機能等について、理解を深めてもらうよう努める

地域住民への啓発

- 共有した方向性を踏まえ、今後の地域における医療提供体制をどのように構築していくかについて、できるだけ分かりやすく周知し、地域住民の理解を深める
- 地域医療構想調整会議で行われている議論について、議事の内容等の情報を、ホームページ等を通じて提供

7

3. 医療・介護連携について

目標設定について

- 地域医療構想による慢性期・在宅医療等の需要推計を踏まえ、以下についての考え方を記載する。
 - ① 地域の医療機関で対応すべき在宅医療のニーズ ② 目標とする提供体制
- ※ ②の検討にあたっては
 - ・ 在宅医療サービスと一部の介護サービスが相互に補完する関係にあること
 - ・ 現状の介護保険施設等の整備状況は地域の実情に応じて異なること
- を考慮し、都道府県や市町村関係者による協議の場を設置し検討する。

指標について

- 以下のような指標を充実させていく。
 - ・ 医療サービスの実績に着目した指標
 - ・ 医療・介護の連携体制について把握するための指標
 - ・ 高齢者以外の小児や成人に係る在宅医療の体制について把握するための指標
 - ・ 看取りに至る過程を把握するための指標

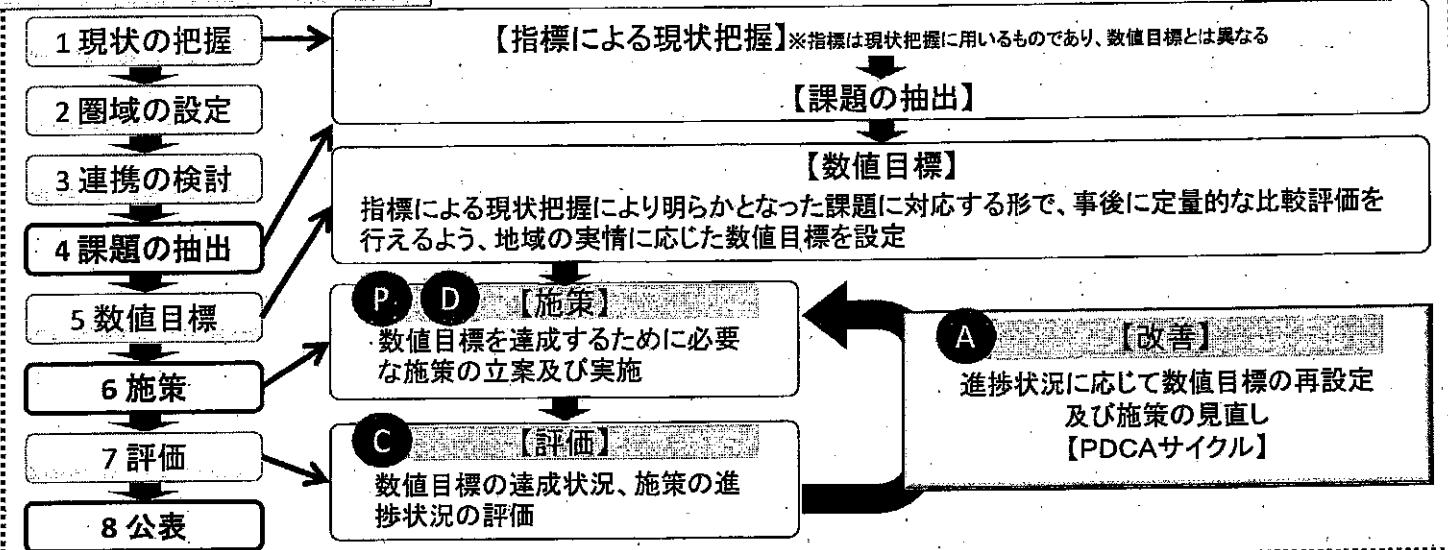
施策について

- 在宅医療にかかる圏域の設定と、課題の把握を徹底する。
- 以下に挙げるような、多様な職種・事業者が参加することを想定した施策を進める。
 - ・ 入院医療機関に対し在宅医療で対応可能な患者像や療養環境についての研修
 - ・ 入院医療機関と、かかりつけの医療機関や居宅介護支援事業所等との入退院時における情報共有のため連携ルール等の策定
- 地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村に対し必要な支援を行う。

8

4. 指標について

現状の「構築の具体的な手順」



検討会における意見

- 指標を達成する際の行動主体がわかりにくいため、明確に示すべき
- 指標のうち、意義が低いとされた指標については、その理由を検討し、位置づけの見直しを検討すべき
- 必ず記載すべき内容、示すべき指標等については、その算出方法も含めて示すべき
- 現在の指標例以外にも有効と考えられる指標や不足している指標がないか検討すべき

見直しの方向性

- 医療計画の実効性をより一層高めるため、政策循環の仕組みを強化するとともに、共通の指標による現状把握により、都道府県ごと、二次医療圏ごとの医療提供体制を客観的に比較可能なものとする。

5. 5疾病・5事業及び在宅医療について

がんの医療体制

【概要】

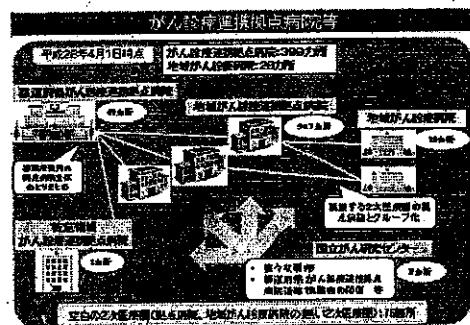
- これまでがん医療の均てん化を目指し体制整備を行ってきたが、がん医療が高度化、複雑化してきていることを踏まえ、均てん化が必要な分野、集約化が必要な分野を検討し、今後のがん医療体制を整備する。
- がんの予防や社会復帰、治療と職業生活の両立に向けた支援に取組む。

均てん化の取組

- 拠点のない二次医療圏に地域がん診療病院の整備を進める。
- 外来におけるがん診療に関し、拠点病院等を中心とした、その他医療機関(在宅医療提供施設含む)との地域における連携体制を構築する。

集約化の取組

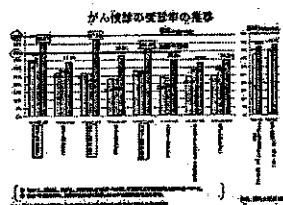
- がんの放射線治療やゲノム医療、希少がん、小児がん等の高度・希少な分野については、それぞれの拠点病院等が担う機能の分化・連携を進めること。
- がんの高精度放射線治療や粒子線治療、ゲノム医療等の高度な医療の実施のため、それぞれの拠点病院等の機能分化・連携と合わせ、それを担う人材についても集約化や育成を進める。



均てん化と集約化のバランスを勘案した新たな医療提供体制へ

がんの予防、検診

- 科学的根拠に基づいたがん検診の実施、精度管理、受診率向上に取組む。



治療と職業生活の両立支援等の取り組み

- 第2期がん対策推進基本計画においてがん対策における就労支援が盛り込まれ、拠点病院において、就労の専門人材を配置する等の取組みを実施。

両立支援に関する取組みについて更なる充実を図る

11

脳卒中の医療体制

【概要】

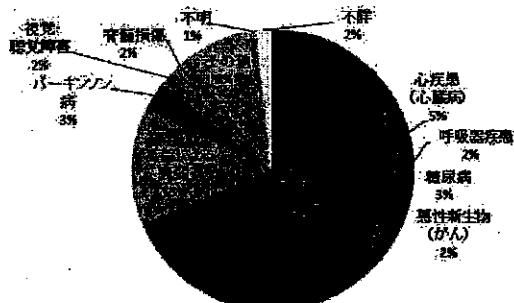
- 脳血管疾患による死亡を防ぎ、また、要介護状態に至る患者を減少させるため、発症後、病院前救護を含め、早急に適切な急性期診療を実施する体制の構築を進める。
- 急性期から慢性期を通じて、リハビリテーションや、再発・合併症予防を含めた、一貫した医療を提供する体制を構築する。

急性期の課題例

- 急性期脳梗塞に対し、rt-PA療法、血管内治療が有効であるが、普及が不十分。

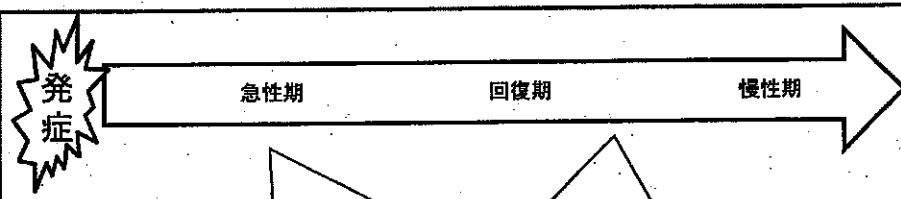
慢性期の課題例

- 脳卒中は、介護の原因疾患の第一位。



平成25年国民生活基礎調査

- 脳卒中は、発作後1年で10%、5年で50%と高率に再発する。



適切な急性期治療

- 近年の標準治療の進歩を踏まえた、急性期医療体制の構築
- rt-PA療法施行可能時間の、3時間から4.5時間への延長
- 脳梗塞に対する急性期血管内治療の科学的根拠の確立
- 発症早期からの急性期リハビリテーションの推進

回復期・慢性期の後遺症軽減・再発/合併症予防

- 回復期、慢性期まで一貫したリハビリテーションの実施
- 服薬や、リスク管理等の再発予防の継続
- 誤嚥性肺炎予防のための嚥下リハビリテーションや、医科歯科連携等の、合併症予防の取組みの推進

脳卒中の臨床経過を踏まえた、急性期から回復期及び慢性期までの一貫した医療体制の構築

12

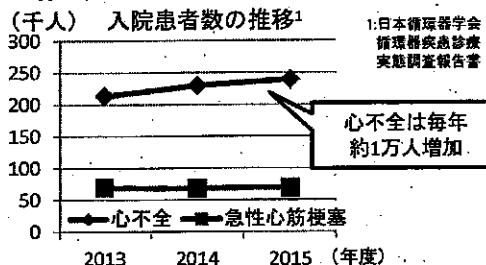
心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制

【概要】

- 「急性心筋梗塞」を「心筋梗塞等の心血管疾患」と見直し、心不全等の合併症等を含めた医療提供体制の構築を進める。
- 急性心筋梗塞による突然死を防ぐため、発症後、病院前救護を含め、早急に適切な治療を開始する体制の構築を進める。
- 急性期の治療に引き続き、回復期及び慢性期の適切な治療を含めた医療提供体制を構築する。

急性期の課題例

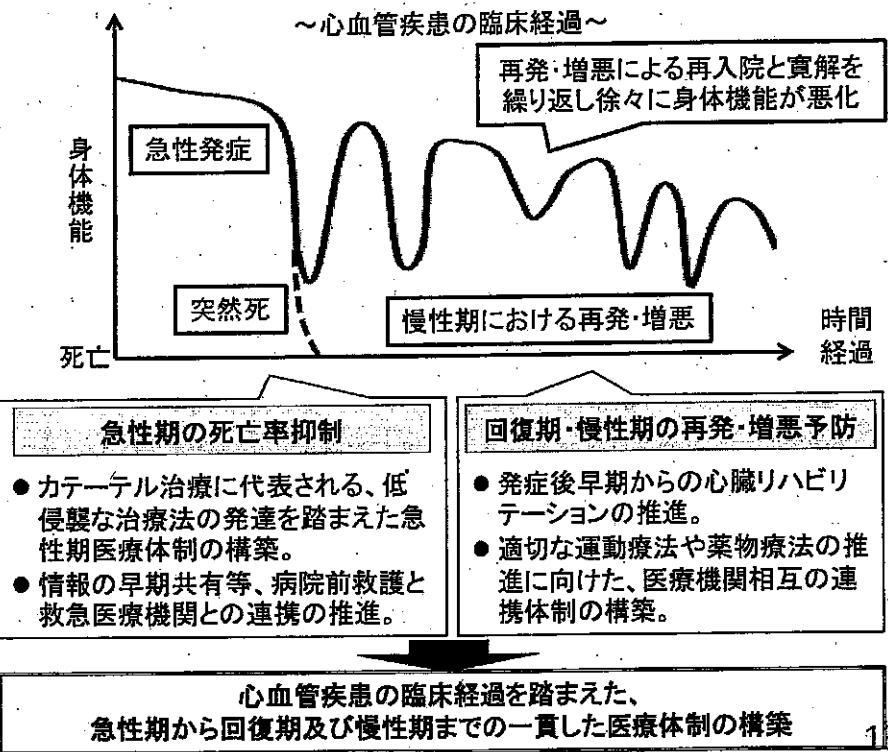
- ・ 急性心筋梗塞死亡例の半数以上は院外心停止である。
- ・ 急性大動脈解離は発症後2日での死亡率が50%に達する。
- ・ 心血管疾患の終末的な病態である心不全は増加傾向にある。



慢性期の課題例

- ・ 1年間で慢性心不全患者の約20~40%は再入院する。

心不全等の合併症や、他の心血管疾患(大動脈解離等)を含めた医療提供体制の構築

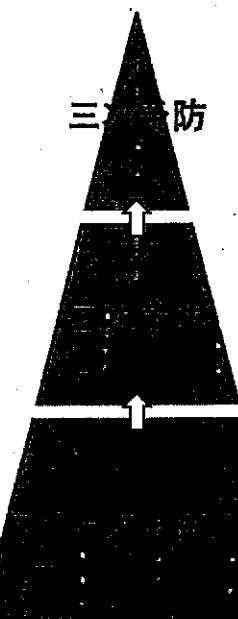


13

糖尿病の医療体制

【概要】

- 発症予防・重症化予防に重点をおいた対策を推進するため、地域における連携体制の構築を目指す。
- 重症化予防対策には、受診中断患者数の減少や早期からの適切な指導・治療が重要であり、医療機関と薬局、保険者が連携する取組みを進める。
- 日常生活に近い場でも栄養・運動等の指導を受ける事が可能となるよう、医療従事者が地域での健康づくり・疾病予防に参加できる機会を創出する。



糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定と保健事業の推進

連携協定

日本糖尿病対策推進会議

都道府県医師会、都市圏医師会

厚生労働省

加入団体を通じて各学会支部等にプログラムを周知

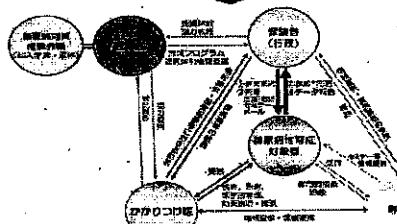
都道府県医師会、都市圏医師会にプログラムを周知

都道府県、保険者にプログラムを周知

都道府県単位で行政、医師会、糖尿病対策推進会議、保険者等により、地域連携プログラムの策定など対応策について協議(各市町村の独自性を尊重)

市町村での実践

関係者で具体的な方策を協議、実践



かかりつけ医、専門医、保険者(行政)等による有機的連携体制の確立

糖尿病の予防・疾病管理に関する事業

- ・ 糖尿病予防戦略事業(健康的な生活習慣づくり重点化事業の一環)
- ・ 健康増進事業
- ・ 糖尿病重症化・合併症発症予防のための地域における診療連携体制の推進に資する事業

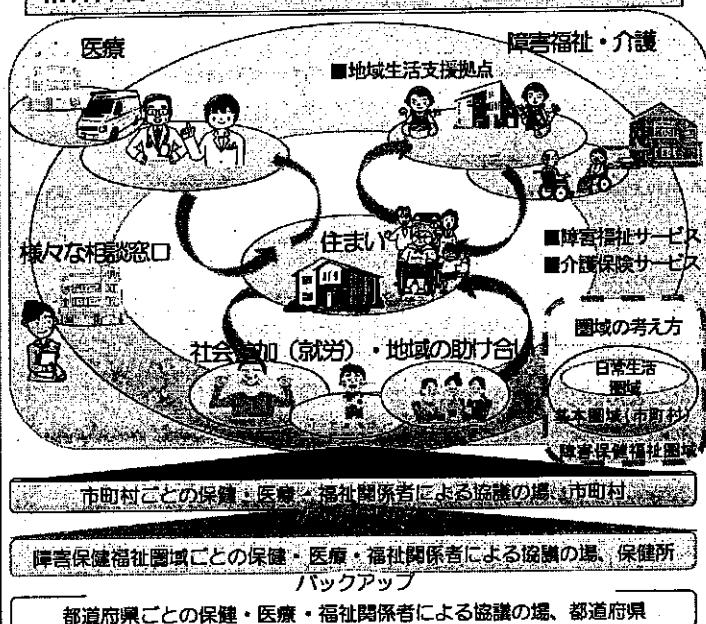
14

精神疾患の医療体制

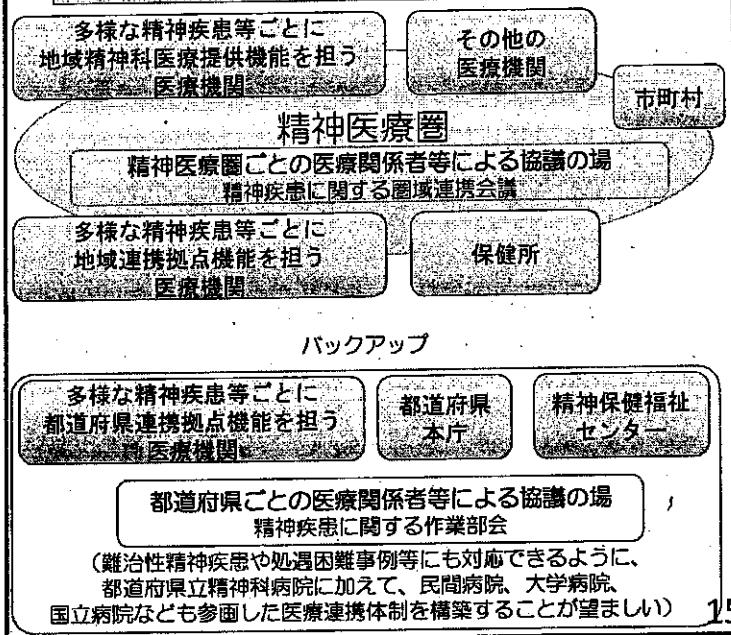
【概要】

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、平成32年度末・平成37年(2025年)の精神病床における入院需要(患者数)及び、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)の目標を明確にした上で、障害福祉計画等と整合性を図りながら基盤整備を推し進める。
- 統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担・連携を推進するとともに、患者本位の医療を実現していくよう、各医療機関の医療機能を明確化する。

精神障害にも対応できる地域包括ケアシステムの構築



多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築



15

救急医療の提供体制

【概要】

- 円滑な受入体制の整備やいわゆる出口問題へ対応するため、救急医療機関とかかりつけ医や介護施設等の関係機関との連携・協議する体制を構築する。また、日頃からかかりつけ医を持つこと、救急車の適正利用等についての理解を深めるための取組みを進める。
- 救命救急センターの充実段階評価を見直し、地域連携の観点を取り入れる。併せて、救急医療機関について、数年間、受入れ実績が無い場合には、都道府県による指定の見直しを検討する。
- 初期救急医療機関の整備とともに休日夜間対応できる薬局、精神科救急と一般救急との連携等をさらに進める。

救急医療機関と関係機関との連携・協議体制の構築

円滑な救急搬送や受入体制を確保するため、医療機関と介護施設等の連携を推進する。

八王子市の例

- 高齢者及び高齢者施設等の利用者への安全な救急搬送体制を確保するため、八王子消防署と八王子市救急業務連絡協議会で調整、「八王子市高齢者救急医療体制広域連絡会」を設置。

八王子市高齢者救急医療体制広域連絡会

- ・八王子市救急業務連絡協議会
 - ・救命救急センター・救急センター
 - ・介護療養型病院
 - ・医療療養型病院
 - ・八王子市施設登録会
 - ・八王子社会福祉法人代表者会
 - ・八王子特定施設登録会
 - ・精神科病院
 - ・八王子介護支援専門員連絡協議会
 - ・八王子介護保険サービス事業者連絡協議会
 - ・高齢者あんしん相談センター
 - ・八王子医師会
- ※行政だけでなく、様々な機関が参加していることが特徴。



自宅、高齢者施設、救急隊、急性期医療機関、慢性期医療機関、市のそれについて推奨事項や努力事項が示された。

このうち、「自宅/高齢者施設」の推奨事項として、「救急医療情報の作成」を行うこととなった。

八王子消防署資料より一部改変

救命救急センターの充実段階評価の見直し

平成27年度は、ほとんどの救命救急センターの充実段階評価がA評価となっている。さらなる機能の充実を図るために、地域連携の評価を含め、救命救急センター充実段階評価を見直す。

平成27年度

救命救急センターの充実段階評価

- | | | |
|------------|----------|----------|
| A評価: 269カ所 | B評価: 1カ所 | C評価: 1カ所 |
| (平成26年度実績) | | |

評価基準

- C評価:
是正を要する項目が3年以上継続して22点以上の場合
- B評価:
是正を要する項目が2年間継続して22点以上の場合
- A評価:
B、C評価以外

16

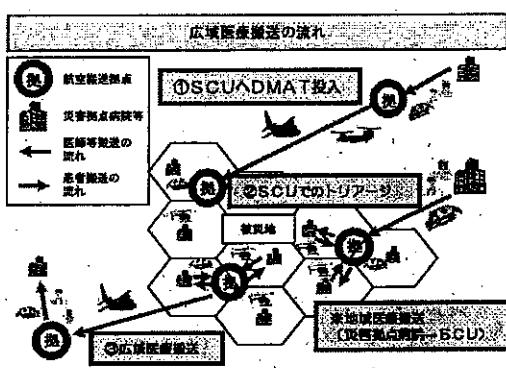
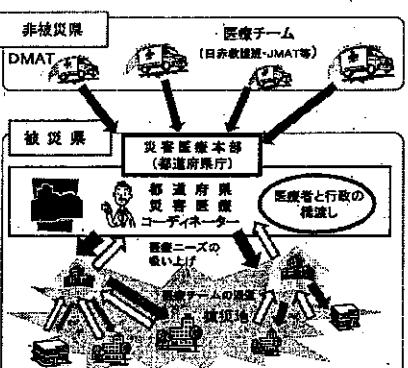
災害時における医療体制

【概要】

- 被災地域の医療ニーズ等の情報収集や医療チーム(DMAT、DPAT、JMAT等)との連絡調整等を行う災害医療コーディネート体制の整備を進める。
さらに、大規模災害時に備え、災害時における近隣都道府県との連携を強化する。
- 災害時の診療機能の低下軽減や早期回復を図るため、事業継続計画(BCP)の策定について、推進する。

被災地域における災害医療提供体制の整備と連携強化

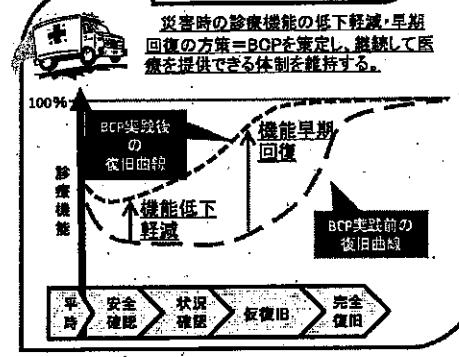
- 都道府県災害医療本部の機能向上を目的としたロジスティックチームの強化と、被災地域の医療ニーズ等の情報収集及び医療チーム(DMAT、DPAT、JMAT等)との連絡調整等を行う災害医療コーディネート体制の整備を進める。
さらに、大規模災害時に備え、災害医療に係る医療提供者の機能と役割を明確にするとともに、政府の防災基本計画と整合性をとりつつ、広域医療搬送を想定した訓練を積極的に実施するなど、災害時における近隣都道府県との連携を強化する。



BCP策定の推進

- 災害時に診療機能の低下軽減や病院機能の早期回復を図り、継続して医療を提供するため、BCPの策定は今後災害拠点病院だけではなく、地域の一般病院においても重要であり、引き続き推進する。

BCPの概念



17

へき地の医療体制

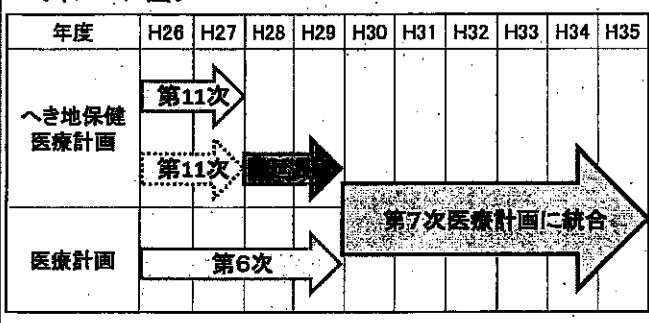
【概要】

- へき地における医療従事者の確保やチーム医療の充実については、「へき地保健医療計画」を「医療計画」に一本化した上で、医療計画における医療従事者の確保等の取組みと連動して進める。
- へき地における巡回診療等の実績に基づいて、へき地医療拠点病院の要件を見直す。

「へき地保健医療計画」と「医療計画」の一本化

平成26年度へき地保健医療対策検討会において、「第11次へき地保健医療計画」の実施期間を平成29年度まで延長し、平成30年度から実施する「第7次医療計画」と一体的に検討を行う方針とされた。

<イメージ図>



へき地医療拠点病院の要件見直し

へき地医療拠点病院の指定は受けているが、人員不足等から、巡回診療、医師派遣、代診医派遣のいずれも実施していない施設が一定程度存在する(77施設(24.8%)、平成28年1月1日時点)。

| 巡回診療 | 医師派遣 | 代診医派遣 | 実施なし |
|------|------|-------|-----------|
| 90 | 102 | 134 | 57(24.8%) |

このため、へき地医療拠点病院の要件を見直し、現状を明確化するとともに数値目標を示し、へき地医療拠点病院のさらなる充実を図る必要がある。

【へき地医療拠点病院の指定要件(案)】

へき地医療拠点病院の主たる3事業である

① へき地における巡回診療、

② へき地への医師派遣、

③ へき地への代診医派遣

の実績が年間12回(月1回)以上あること

周産期医療の体制

【概要】

- 「周産期医療体制整備計画」を「医療計画」に一本化し、基幹病院へのアクセス等の実情を考慮した圈域を設定する等の体制整備を進める。
- 災害時に妊産婦・新生児等へ対応できる体制の構築を進めるため、「災害時小児周産期リエゾン」の養成を進める。
- 総合周産期母子医療センターにおいて、精神疾患を併合した妊婦への対応ができるような体制整備を進める。

実情を考慮した周産期医療圏の設定

周産期医療の体制整備に当たっては、妊婦の居住地から分娩取扱医療機関への適正なアクセスの確保が肝要。

受診アクセス(通算時間)と出生数(住所地ベース)

| 出生者の住所から | 15分未満 | 15分以上 30分未満 | 30分以上 60分未満 | 60分以上 |
|---------------|---------|-------------|-------------|--------|
| 分娩医療機関 | 946,316 | 62,974 | 15,493 | 3,082 |
| 割合 | 82.1% | 5.1% | 1.5% | 0.3% |
| 総合周産期母子医療センター | 616,881 | 282,769 | 106,548 | 21,887 |
| 割合 | 50.0% | 27.5% | 10.4% | 2.1% |

現行の二次医療圏を基本としつつ、出生数規模や流入出のみならず、地域の実情に即して基幹病院とその連携病院群の適正アクセスのカバーエリア等を考慮した周産期医療圏を設定する。

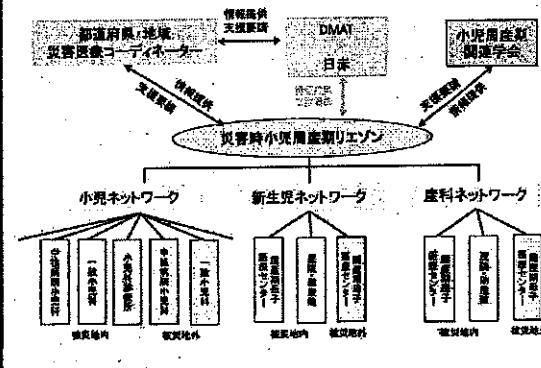


災害時小児周産期リエゾンの養成

災害時において、特に医療のサポートが必要となる妊産婦・新生児等について、適切に対応できる体制を構築する。

平成28年度より「災害時小児周産期リエゾン研修事業」を開始。すべての都道府県に「災害時小児周産期リエゾン」を設置する。

情報窓口としての災害時小児周産期リエゾン



19

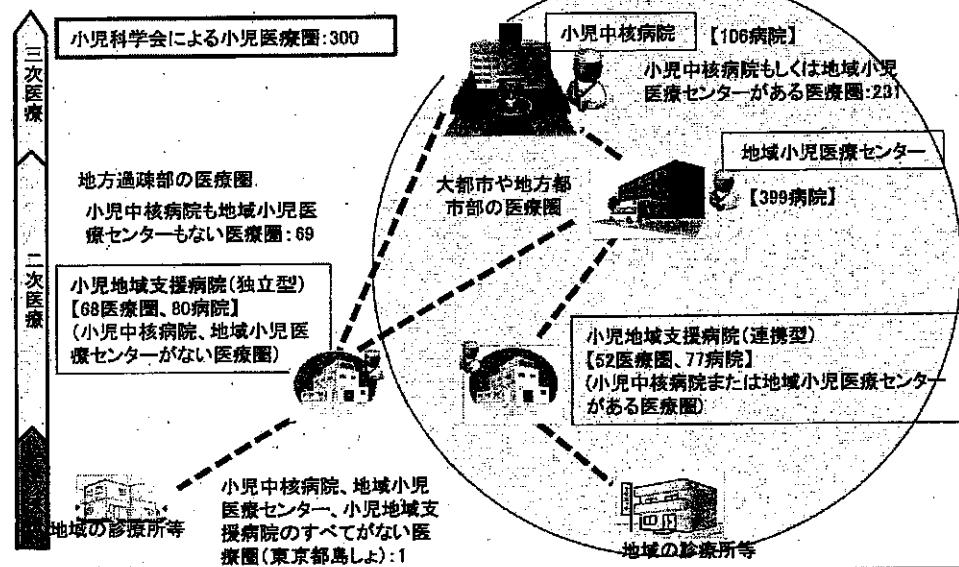
小児医療の体制

【概要】

- 日本小児科学会の提言も踏まえ、小児中核病院、地域小児医療センターのどちらも存在しない圏域では、「小児地域支援病院(仮称)」を設定し、拠点となる医療機関等と連携しつつ、地域に必要な入院診療を含む小児診療体制を確保する。
- 研修等を通じて地域で活躍する人材の育成を図るとともに、引き続き小児救急電話相談事業(♯8000)の普及等を進める。

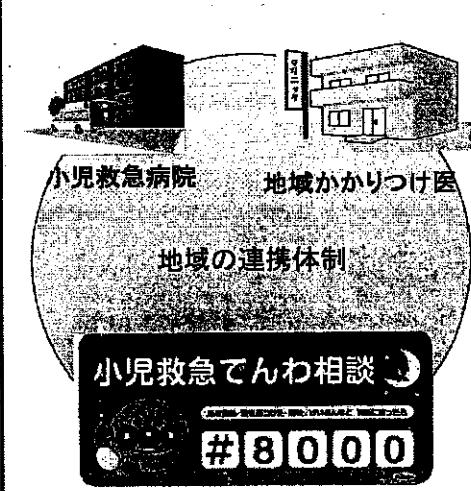
地域における小児医療体制整備のイメージ

拠点となる医療機関が存在しない地域では、それに準じた医療機関を小児地域支援病院として設定し、近隣圏との連携強化を図ることにより、地域の小児医療体制を整備する。また、中核病院や地域小児医療センターと小児科かかりつけ医等との連携を推進する。



人材育成、地域住民への啓発

地域における受け入れ体制を構築するための人材の育成や、地域住民の小児医療への理解を深めるための取組みを進める。



20

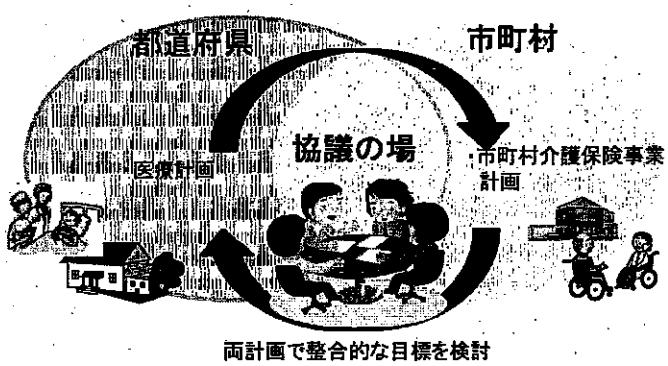
在宅医療の体制

【概要】

- 地域医療構想や介護保険事業計画と整合性のとれた、実効的な整備目標を設定し、在宅医療の提供体制を着実に整備する。
- 多様な職種・事業者を想定した取組み、市町村が担う地域支援事業と連携した取組みなど、より効果的な施策を実施する。

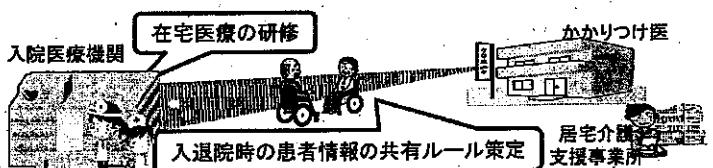
実効的な整備目標の設定

- 医療サービスと介護サービスが、地域の実情に応じて補完的に提供されるよう、都道府県や市町村関係者による協議の場を設置し、介護保険事業計画等における整備目標と整合的な目標を検討。
※ 例えばサービス付き高齢者向け住宅等の整備等に関する計画や療養病床の動向など在宅医療の提供体制を考える上で地域において留意すべき事項や、協議の進め方について、今後、国において整理し、都道府県に示していく。



多様な職種・事業者を想定した取組

- 在宅医療の提供者側に対する施策に偏重しないよう、多様な職種・事業者が参加することを想定した施策を実施。
(例)・地域住民に対する普及啓発
 - ・入院医療機関に対し在宅医療で対応可能な患者像や療養環境についての研修
 - ・入院医療機関と、かかりつけの医療機関や居宅介護支援事業所等との入退院時における情報共有のための連携ルール等の策定



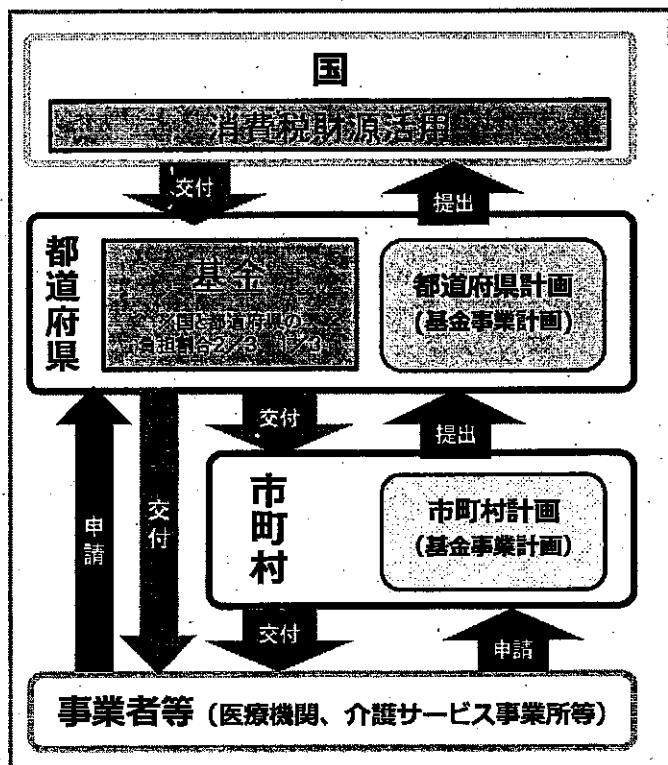
地域支援事業と連携した取組

- 医師会等と連携し、また保健所を活用しながら、地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援。特に、以下のような医療に係る専門的・技術的な対応が必要な取組は、重点的に対応。
(ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援
(ケ)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

21

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - ・医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。

※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

22

二次医療圏別 自己完結率 【平成26年度データ】

厚生労働省平成27年度医療計画作成支援データブック

受療行動可視化ツール

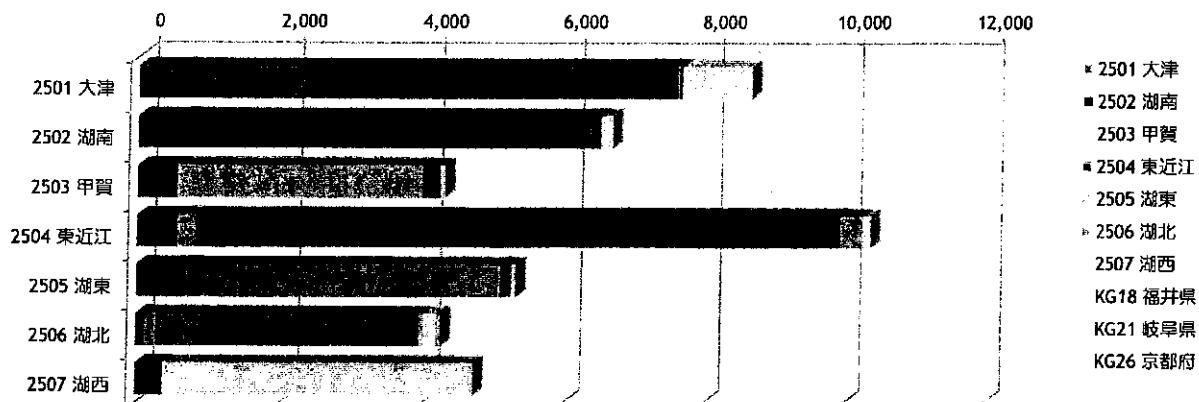
※国民健康保険、退職国保、後期高齢者医療制度のレセプトを使用。

基本診療体制 自己完結率

| | 一般入院基本料 (7, 10対1) | 回復期 リハビリテーション病棟入院料 | 療養病棟 入院基本料 |
|-----|----------------------|-----------------------|---------------|
| 大津 | 80.50% | 76.14% | 78.67% |
| 湖南 | 91.48% | 83.96% | 69.24% |
| 甲賀 | 79.39% | 94.91% | 78.91% |
| 東近江 | 88.31% | 76.98% | 92.12% |
| 湖東 | 82.95% | 56.42% | 56.39% |
| 湖北 | 86.66% | 80.76% | 39.42% |
| 湖西 | 89.95% | 79.61% | 74.58% |

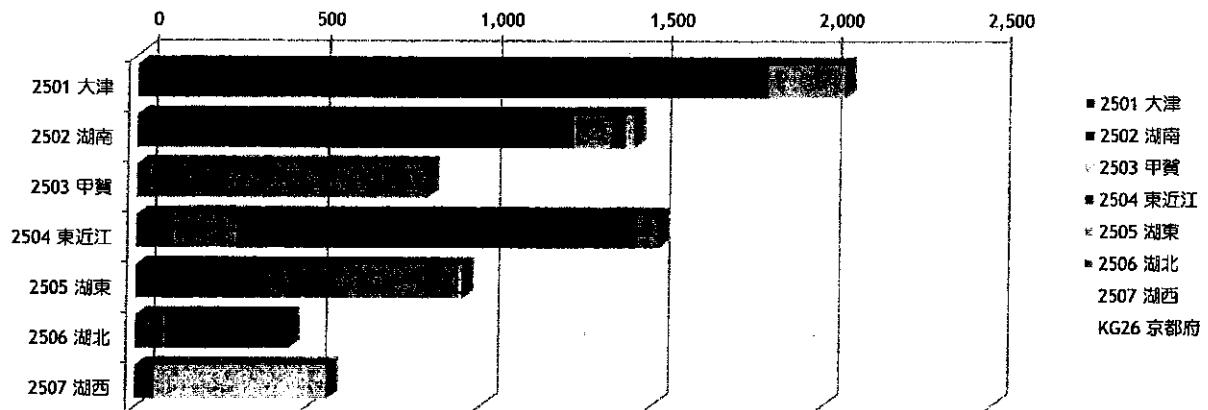
※網掛けは80%未満

一般入院基本料(7, 10対1)



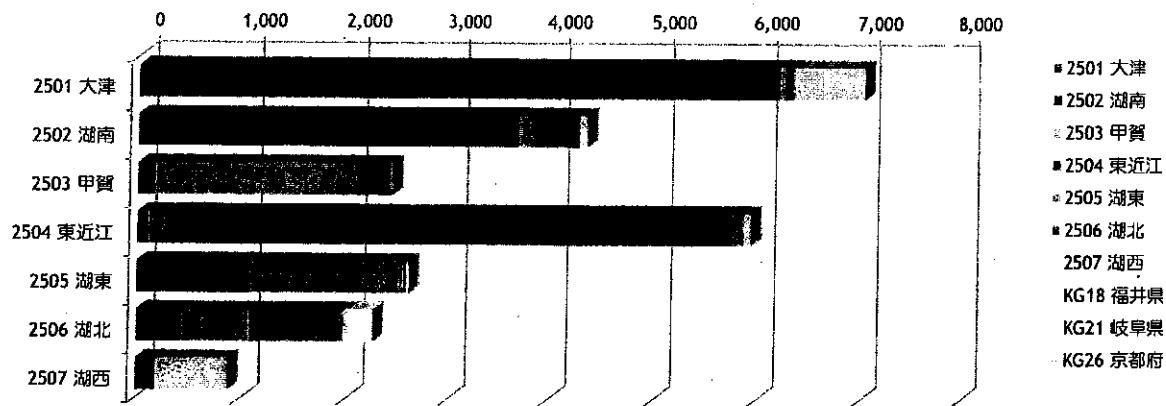
| 負担者 二次医療圏名 | 医療機関二次医療圏名 | | | | | | | | | | 総計 |
|---------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|
| | 大津 | 湖南 | 甲賀 | 東近江 | 湖東 | 湖北 | 湖西 | 福井県 | 岐阜県 | 京都府 | |
| 大津 | 80.50% | 7.19% | 0.16% | 0.68% | | | 1.59% | | | 9.87% | 8,689 |
| 湖南 | 3.66% | 91.48% | 0.19% | 2.08% | | | | | | 2.60% | 6,698 |
| 甲賀 | 1.23% | 12.19% | 79.39% | 5.52% | | | | | | 1.67% | 4,308 |
| 東近江 | 0.43% | 5.24% | 1.87% | 88.31% | 2.89% | 0.17% | | | | 1.09% | 10,409 |
| 湖東 | 0.32% | 1.89% | | 10.29% | 82.95% | 3.29% | | | | 1.25% | 5,343 |
| 湖北 | 0.54% | 0.96% | | 1.66% | 3.37% | 86.66% | 1.24% | 0.23% | 3.68% | 1.66% | 4,272 |
| 湖西 | 7.23% | 1.01% | | | | 0.21% | 89.95% | | | 1.60% | 4,744 |
| 総計 | 7,721 | 8,012 | 3,642 | 10,249 | 4,877 | 3,906 | 4,458 | 10 | 157 | 1,431 | 44,463 |

回復期リハビリテーション病棟入院料



| 負担者 二次医療圏名 | 医療機関二次医療圏名 | | | | | | | | | 総計 |
|---------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|--------|--------|-------|
| | 大津 | 湖南 | 甲賀 | 東近江 | 湖東 | 湖北 | 湖西 | 京都府 | | |
| 大津 | 76.14% | 12.37% | | 0.68% | | | | | 10.82% | 2,070 |
| 湖南 | 3.85% | 83.96% | 7.57% | 2.82% | | | | | 1.79% | 1,453 |
| 甲賀 | | 5.09% | 94.91% | | | | | | | 845 |
| 東近江 | 1.11% | 6.30% | 11.61% | 76.98% | 4.00% | | | | | 1,525 |
| 湖東 | | 1.89% | | 39.16% | 56.42% | 1.16% | | | 1.37% | 950 |
| 湖北 | | | | 8.72% | 10.51% | 80.76% | | | | 447 |
| 湖西 | 6.80% | 3.94% | | | | | | 79.61% | 9.66% | 559 |
| 総計 | 1,687 | 1,655 | 1,089 | 1,640 | 644 | 372 | 445 | 317 | 7,849 | |

療養病棟入院基本料



5

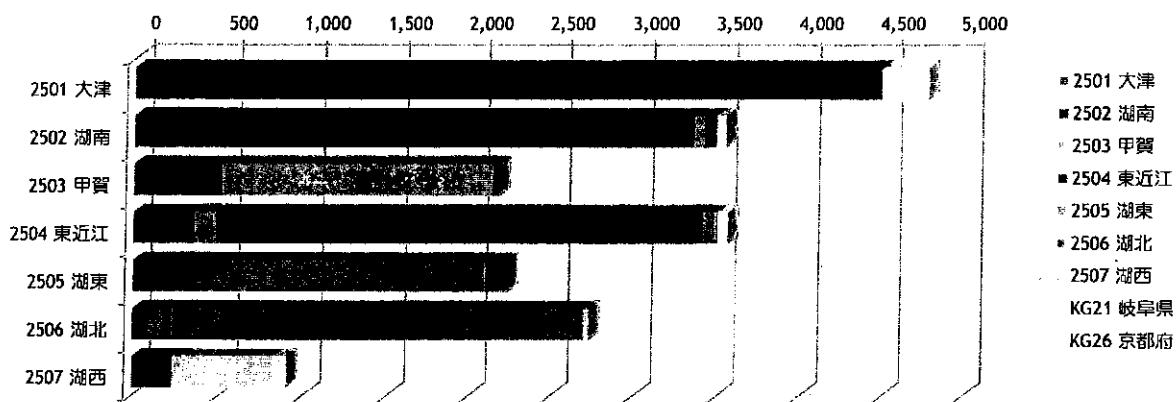
がん診療 自己完結率

| | 胃がん 入院 | 大腸がん 入院 | 肺がん 入院 | 乳がん 入院 | 化学療法 (外来) | 放射線治療 (外来) |
|-----|-----------|------------|-----------|-----------|--------------|---------------|
| 大津 | 87.80% | 89.57% | 87.53% | 81.54% | 82.05% | 81.52% |
| 湖南 | 76.54% | 82.03% | 77.70% | 84.29% | 81.27% | 80.00% |
| 甲賀 | 75.09% | 68.87% | 65.19% | 61.94% | 44.36% | 55.41% |
| 東近江 | 82.41% | 79.97% | 74.52% | 83.92% | 55.74% | 28.66% |
| 湖東 | 77.49% | 77.56% | 67.87% | 88.52% | 65.40% | 68.84% |
| 湖北 | 90.77% | 96.94% | 90.38% | 91.53% | 98.90% | 100.00% |
| 湖西 | 66.70% | 63.37% | 35.85% | 55.24% | 28.03% | 0% |

6

※網掛けは80%未満

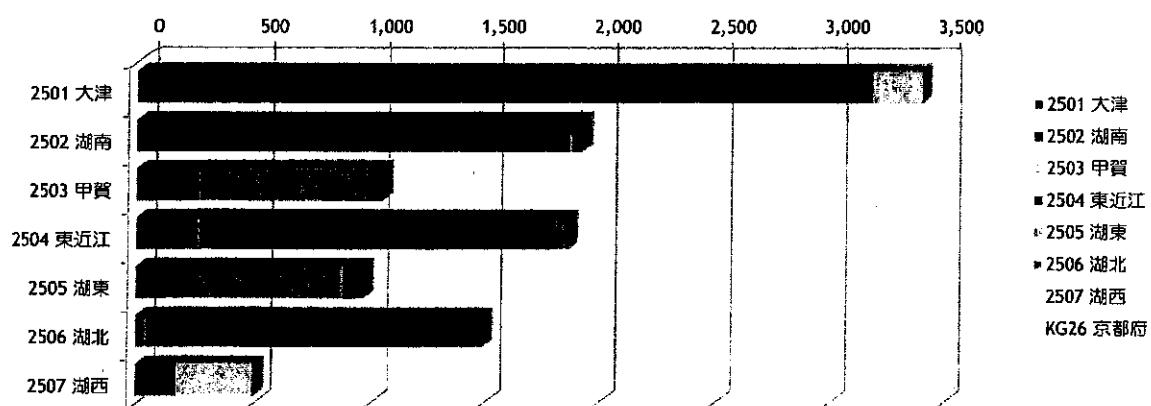
がん診療（胃がん）入院



| 医療機関二次医療圏名 | | | | | | | | | | |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 負担者 二次医療圏名 | 大津 | 湖南 | 甲賀 | 東近江 | 湖東 | 湖北 | 湖西 | 岐阜県 | 京都府 | 総計 |
| 大津 | 87.80% | 6.28% | | | | | 0.21% | | 5.71% | 4,778 |
| 湖南 | 18.10% | 76.54% | 1.75% | 2.11% | | | | | 1.49% | 3,547 |
| 甲賀 | 11.03% | 12.27% | 75.09% | 1.60% | | | | | | 2,184 |
| 東近江 | 2.08% | 7.66% | 3.67% | 82.41% | 2.13% | 0.36% | | | 1.68% | 3,565 |
| 湖東 | 1.65% | 3.22% | | 11.52% | 77.49% | 6.12% | | | | 2,239 |
| 湖北 | 1.57% | | | 2.19% | 4.31% | 90.77% | | 1.17% | | 2,740 |
| 湖西 | 23.26% | 1.43% | | | | | 66.70% | | 8.60% | 907 |
| 総計 | 5,443 | 3,641 | 1,833 | 3,366 | 1,929 | 2,637 | 615 | 32 | 464 | 19,960 |

7

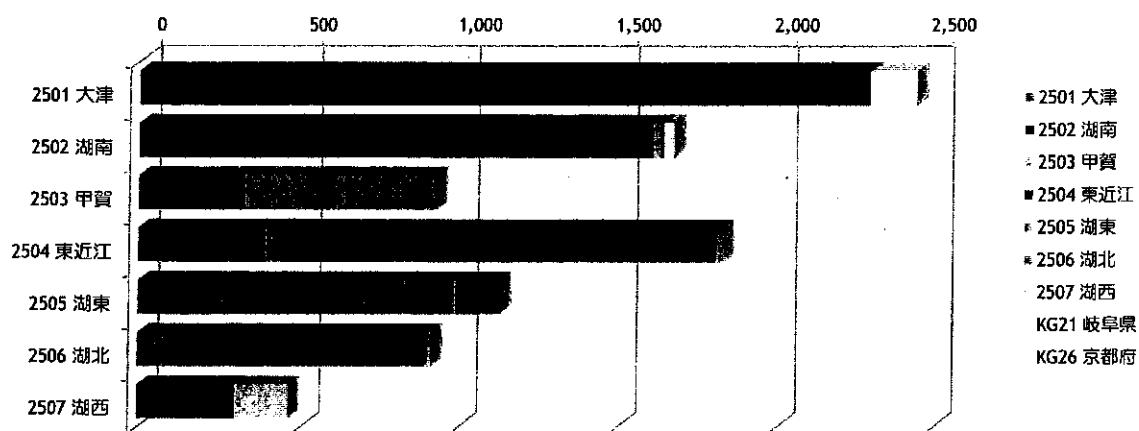
がん診療（大腸がん）入院



| 医療機関二次医療圏名 | | | | | | | | | |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 負担者 二次医療圏名 | 大津 | 湖南 | 甲賀 | 東近江 | 湖東 | 湖北 | 湖西 | 京都府 | 総計 |
| 大津 | 89.57% | 4.10% | | | | | 0.29% | 6.03% | 3,414 |
| 湖南 | 15.23% | 82.03% | 0.57% | 2.17% | | | | | 1,937 |
| 甲賀 | 9.37% | 15.61% | 68.87% | 6.15% | | | | | 1,057 |
| 東近江 | 4.10% | 9.86% | 3.20% | 79.97% | 2.88% | | | | 1,877 |
| 湖東 | 1.95% | 1.02% | | 9.94% | 77.56% | 9.53% | | | 976 |
| 湖北 | | | | | 3.06% | 96.94% | | | 1,503 |
| 湖西 | 30.10% | 4.16% | | | | | 63.37% | 2.38% | 505 |
| 総計 | 3,700 | 2,110 | 799 | 1,705 | 857 | 1,550 | 330 | 218 | 11,269 |

8

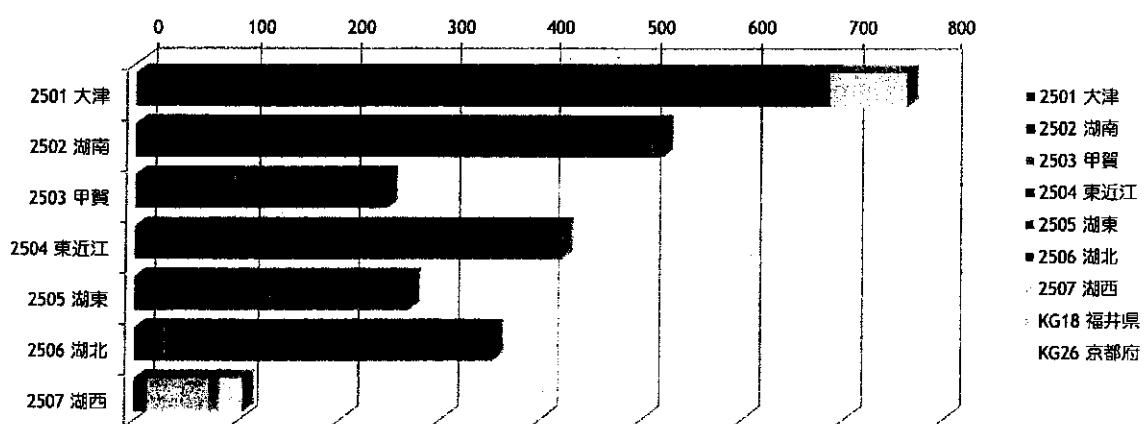
がん診療（肺がん）入院



| 負担者 二次医療圏名 | 医療機関二次医療圏名 | | | | | | | | | |
|---------------|------------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 大津 | 湖南 | 甲賀 | 東近江 | 湖東 | 湖北 | 湖西 | 岐阜県 | 京都府 | 総計 |
| 大津 | 87.5% | 6.38% | | | | | | | 6.09% | 2,445 |
| 湖南 | 18.43% | 77.70% | 1.25% | 0.72% | | | | | 1.91% | 1,677 |
| 甲賀 | 21.23% | 13.58% | 3.19% | | | | | | | 928 |
| 東近江 | 6.06% | 15.06% | 3.11% | 7.45% | 1.25% | | | | | 1,833 |
| 湖東 | 3.53% | 5.65% | | 10.24% | 6.78% | 12.71% | | | | 1,133 |
| 湖北 | 3.61% | | | | 4.70% | 9.03% | | 1.31% | | 915 |
| 湖西 | 54.64% | 9.50% | | | | | 32.65% | | | 463 |
| 総計 | 3,083 | 1,969 | 683 | 1,494 | 835 | 971 | 166 | 12 | 181 | 9,394 |

9

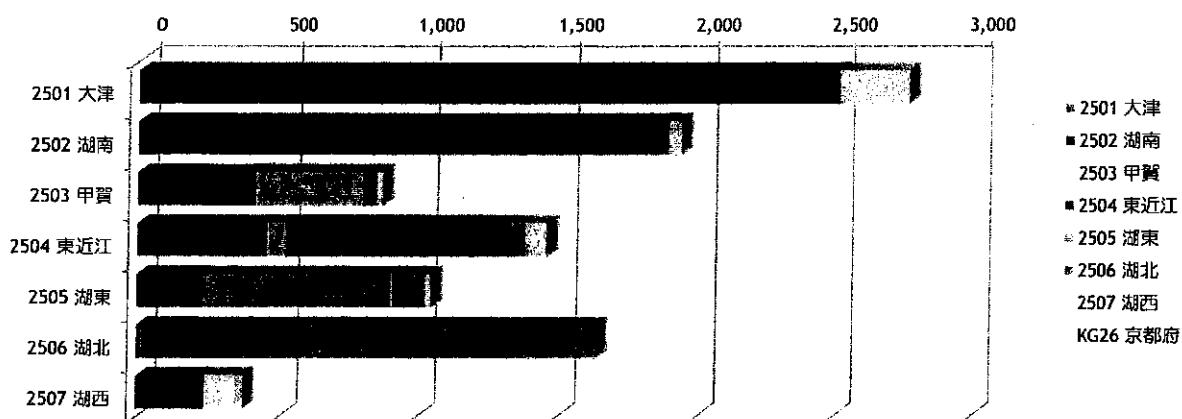
がん診療（乳がん）入院



| 負担者 二次医療圏名 | 医療機関二次医療圏名 | | | | | | | | | |
|---------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 大津 | 湖南 | 甲賀 | 東近江 | 湖東 | 湖北 | 湖西 | 福井県 | 京都府 | 総計 |
| 大津 | 81.54% | 8.51% | | | | | | 9.95% | 764 | |
| 湖南 | 13.60% | 84.29% | 2.11% | | | | | | 522 | |
| 甲賀 | 4.05% | 34.01% | 61.94% | | | | | | 247 | |
| 東近江 | | 16.08% | | 83.92% | | | | | 423 | |
| 湖東 | | 7.78% | | 3.70% | 88.52% | | | | 270 | |
| 湖北 | | | | | 8.47% | 91.53% | | | 354 | |
| 湖西 | 12.38% | | | | | | 55.24% | 11.43% | 20.95% | 105 |
| 総計 | 717 | 678 | 164 | 365 | 269 | 324 | 58 | 12 | 98 | 2,685 |

10

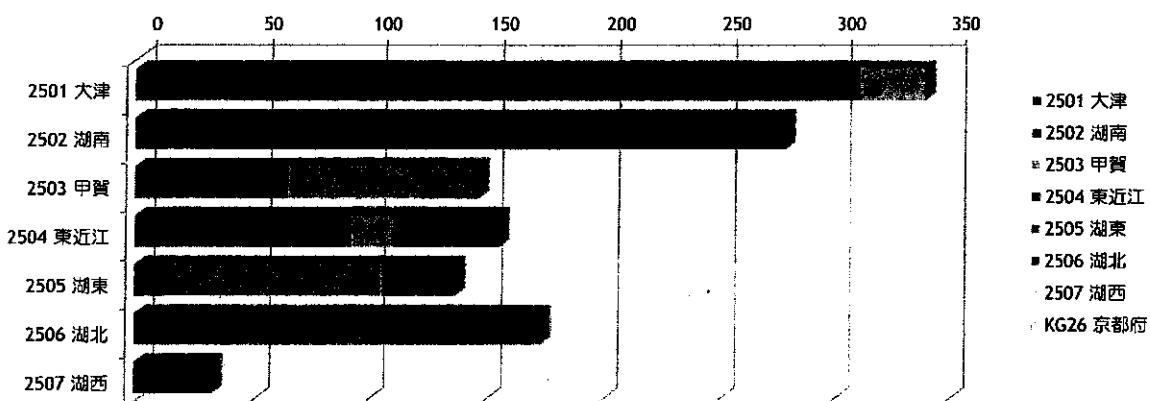
がん診療（化学療法）外来



| 負担者 二次医療圏名 | 医療機関二次医療圏名 | | | | | | | | |
|---------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-------|--------|
| | 大津 | 湖南 | 甲賀 | 東近江 | 湖東 | 湖北 | 湖西 | 京都府 | 総計 |
| 大津 | 82.05% | 8.87% | | | | | | 9.08% | 2,774 |
| 湖南 | 16.37% | 81.27% | | | | | | 2.37% | 1,943 |
| 甲賀 | 24.97% | 22.12% | 44.36% | 6.27% | | | | 2.28% | 877 |
| 東近江 | 8.27% | 22.81% | 4.71% | 55.74% | 3.42% | | | 5.05% | 1,464 |
| 湖東 | 6.18% | 9.89% | | 5.23% | 65.40% | 11.22% | | 2.09% | 1,052 |
| 湖北 | 1.10% | | | | | 98.90% | | | 1,642 |
| 湖西 | 52.56% | 10.78% | | | | | 100.00% | 8.63% | 371 |
| 総計 | 3,212 | 2,497 | 458 | 926 | 738 | 1,742 | 104 | 446 | 10,123 |

11

がん診療（放射線治療）外来



12

| 負担者 二次医療圏名 | 医療機関二次医療圏名 | | | | | | | | |
|---------------|------------|--------|--------|--------|--------|---------|----|-------|-------|
| | 大津 | 湖南 | 甲賀 | 東近江 | 湖東 | 湖北 | 湖西 | 京都府 | 総計 |
| 大津 | 81.52% | 9.97% | | | | | | 8.50% | 341 |
| 湖南 | 20.00% | 80.00% | | | | | | | 280 |
| 甲賀 | 20.95% | 23.65% | 55.41% | | | | | | 148 |
| 東近江 | | 59.87% | 11.46% | 28.66% | | | | | 157 |
| 湖東 | | | | 8.70% | 68.84% | 22.46% | | | 138 |
| 湖北 | | | | | | 100.00% | | | 175 |
| 湖西 | 69.70% | 30.30% | | | | | | | 33 |
| 総計 | 388 | 397 | 100 | 57 | 95 | 206 | 0 | 29 | 1,272 |

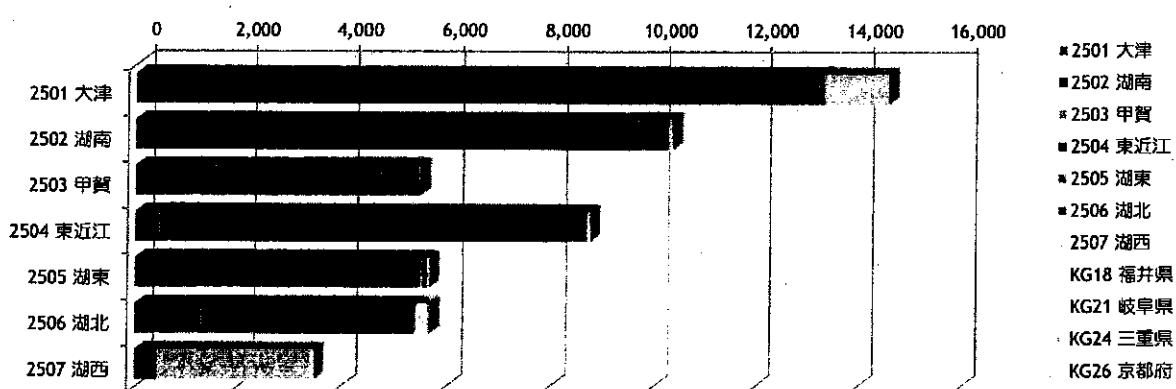
脳卒中 自己完結率

| | 脳卒中 (入院) | 脳卒中のt-PA (入院) | 脳卒中急性期リハ (入院) |
|-----|-------------|------------------|------------------|
| 大津 | 83.64% | 100.00% | 88.68% |
| 湖南 | 81.25% | 100.00% | 89.01% |
| 甲賀 | 77.64% | 100.00% | 64.51% |
| 東近江 | 87.03% | - | 90.14% |
| 湖東 | 76.28% | 100.00% | 84.94% |
| 湖北 | 71.92% | 100.00% | 97.38% |
| 湖西 | 86.21% | - | 89.18% |

13

※網掛けは80%未満

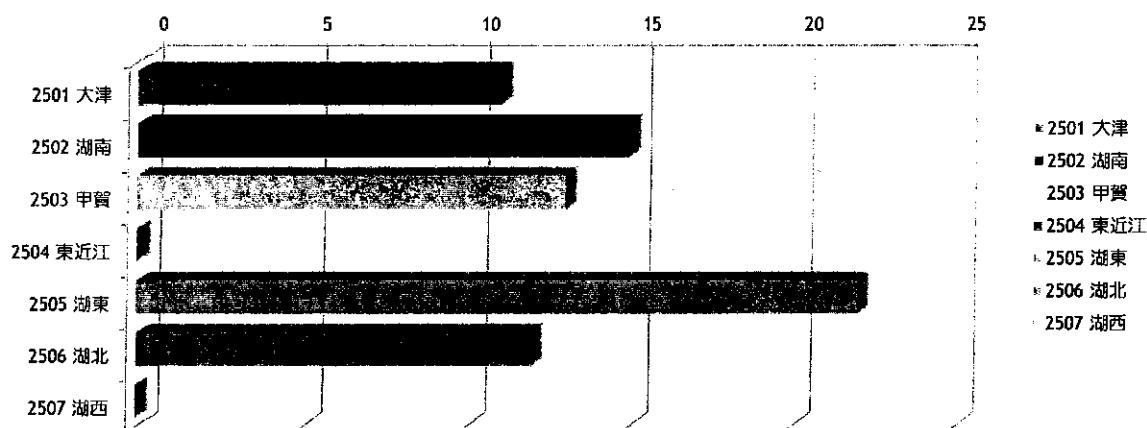
脳卒中 (入院)



| 負担者 二次医療圏名 | 医療機関二次医療圏名 | | | | | | | | | | | 総計 |
|---------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------------|
| | 大津 | 湖南 | 甲賀 | 東近江 | 湖東 | 湖北 | 湖西 | 福井県 | 岐阜県 | 三重県 | 京都府 | |
| 大津 | 83.64% | 7.10% | 0.31% | 0.37% | | | | 0.33% | | | | 8.26% 14,642 |
| 湖南 | 11.90% | 81.25% | 2.01% | 3.72% | 0.25% | | | | | | | 0.87% 10,435 |
| 甲賀 | 3.41% | 15.88% | 77.64% | 2.08% | 0.40% | | | | | | | 0.60% 5,540 |
| 東近江 | 1.06% | 3.96% | 3.42% | 87.03% | 3.78% | | | | | | | 0.74% 8,828 |
| 湖東 | 0.87% | 0.23% | | 19.75% | 76.28% | 1.75% | | | | | | 1.12% 5,722 |
| 湖北 | 0.28% | 0.26% | | 4.19% | 18.14% | 71.92% | 0.89% | 0.17% | 3.23% | 0.52% | 0.38% | 5,727 |
| 湖西 | 9.81% | 0.82% | 0.63% | 0.65% | | | 86.21% | | | | | 1.88% 3,518 |
| 総計 | 14,182 | 10,805 | 4,880 | 9,633 | 5,786 | 4,219 | 3,132 | 10 | 185 | 30 | 1,550 | 54,412 |

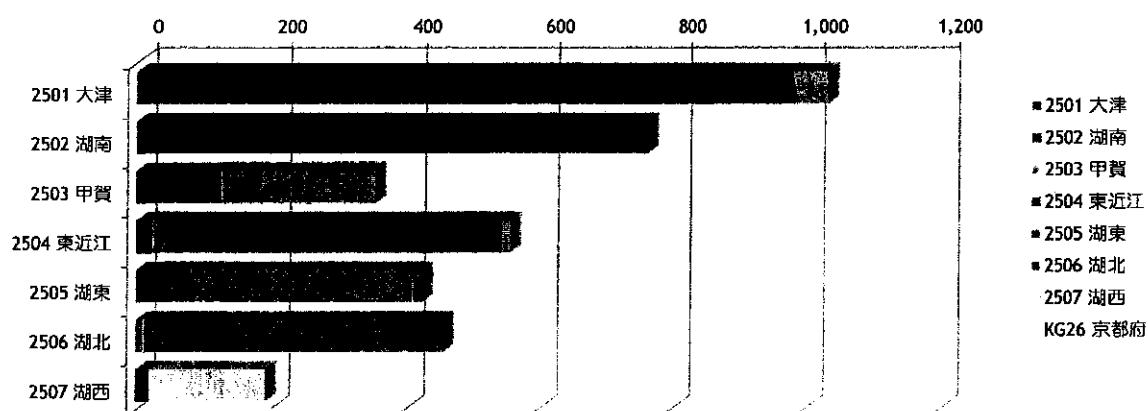
14

脳卒中のT-PA（入院）



15

脳卒中に対する急性期リハ（入院）



16

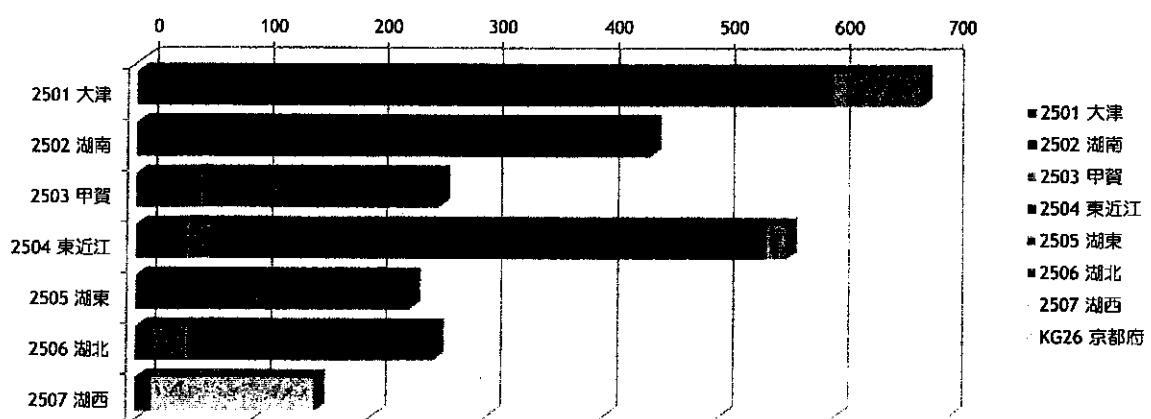
急性心筋梗塞 自己完結率

| | 急性心筋梗塞患者 | 急性心筋梗塞に 対する カテーテル治療 | 冠動脈造影 |
|-----|----------|---------------------------|---------|
| 大津 | 82.94% | 100.00% | 87.81% |
| 湖南 | 80.00% | 84.06% | 80.09% |
| 甲賀 | 79.01% | 61.76% | 54.35% |
| 東近江 | 84.01% | 100.00% | 89.31% |
| 湖東 | 74.26% | 80.39% | 72.43% |
| 湖北 | 82.95% | 100.00% | 100.00% |
| 湖西 | 90.97% | 100.00% | 60.43% |

17

※網掛けは80%未満

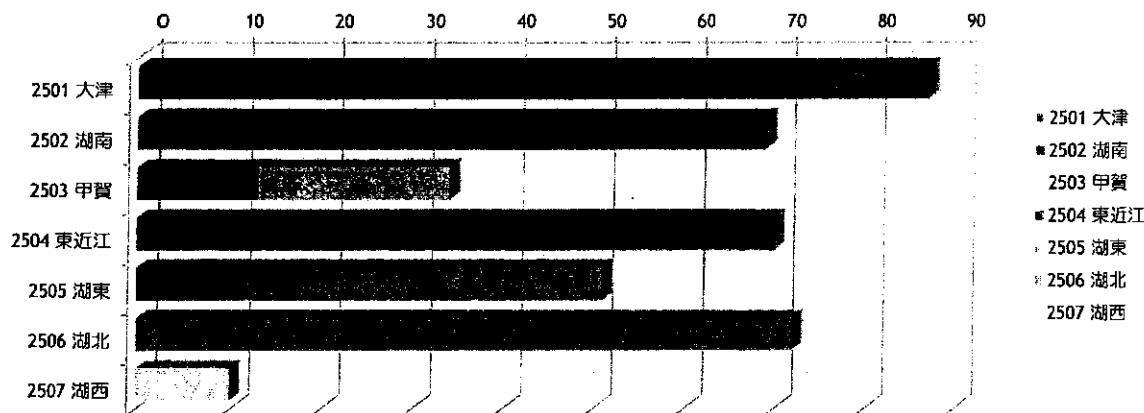
急性心筋梗塞（入院）



| 負担者 二次医療圏名 | 医療機関二次医療圏名 | | | | | | | | 総計 |
|---------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | 大津 | 湖南 | 甲賀 | 東近江 | 湖東 | 湖北 | 湖西 | 京都府 | |
| 大津 | 82.94% | 5.88% | | | | | 1.47% | 9.71% | 680 |
| 湖南 | 17.08% | 80.00% | | 2.92% | | | | | 445 |
| 甲賀 | 7.63% | 13.36% | 79.01% | | | | | | 262 |
| 東近江 | 2.49% | 5.33% | 3.55% | 84.01% | 1.95% | | | 2.66% | 563 |
| 湖東 | | | | 25.74% | 74.26% | | | | 237 |
| 湖北 | | | | 5.81% | 11.24% | 82.95% | | | 258 |
| 湖西 | 9.03% | | | | | | 90.97% | | 155 |
| 総計 | 688 | 461 | 227 | 562 | 216 | 214 | 151 | 81 | 2,600 |

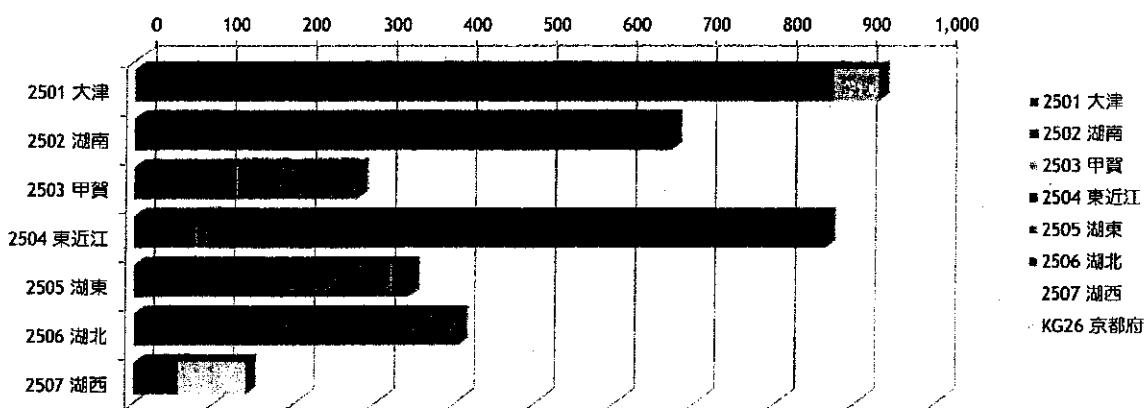
18

急性心筋梗塞に対するカテーテル治療（入院）



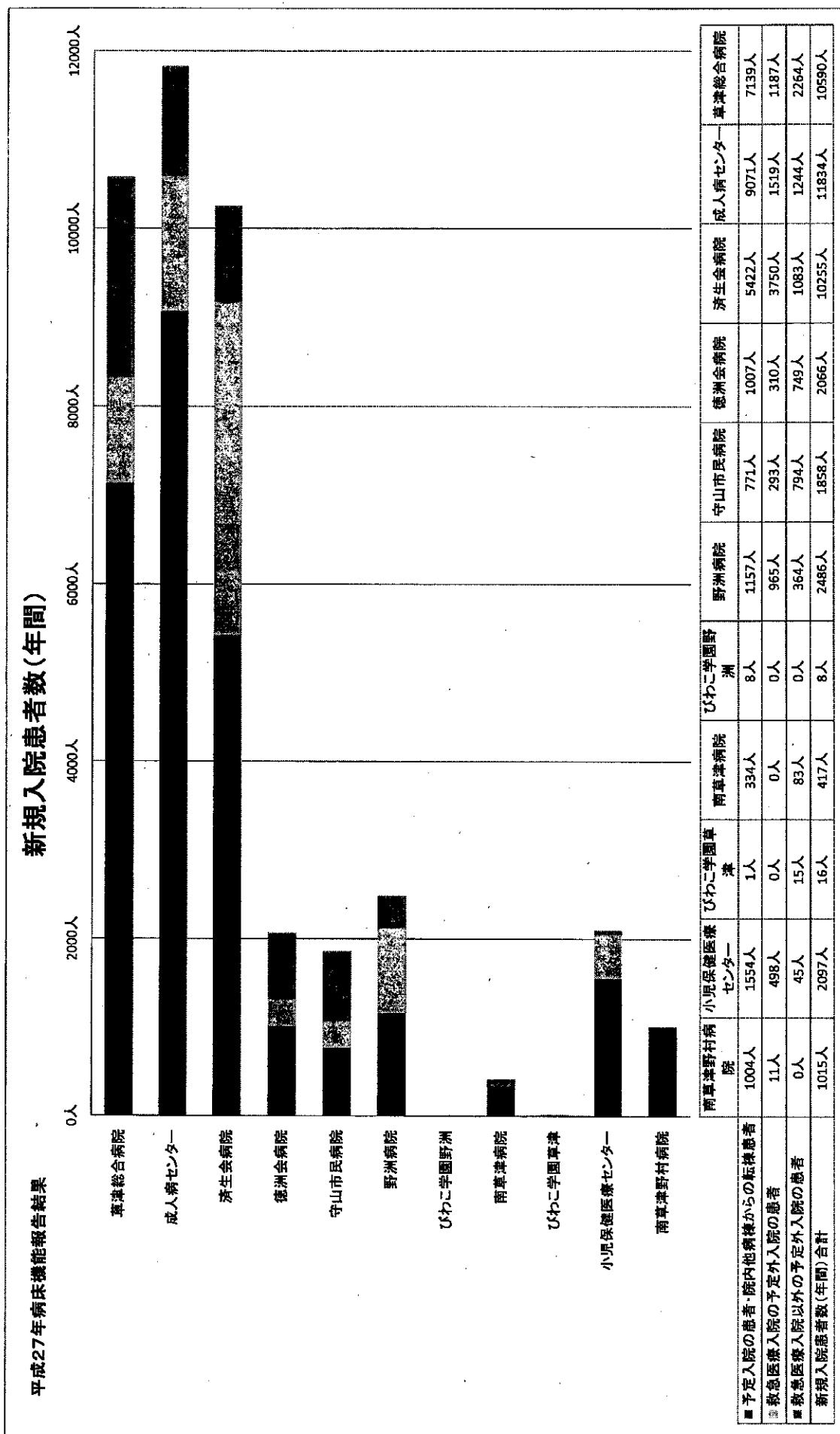
19

冠動脈造影（入院）



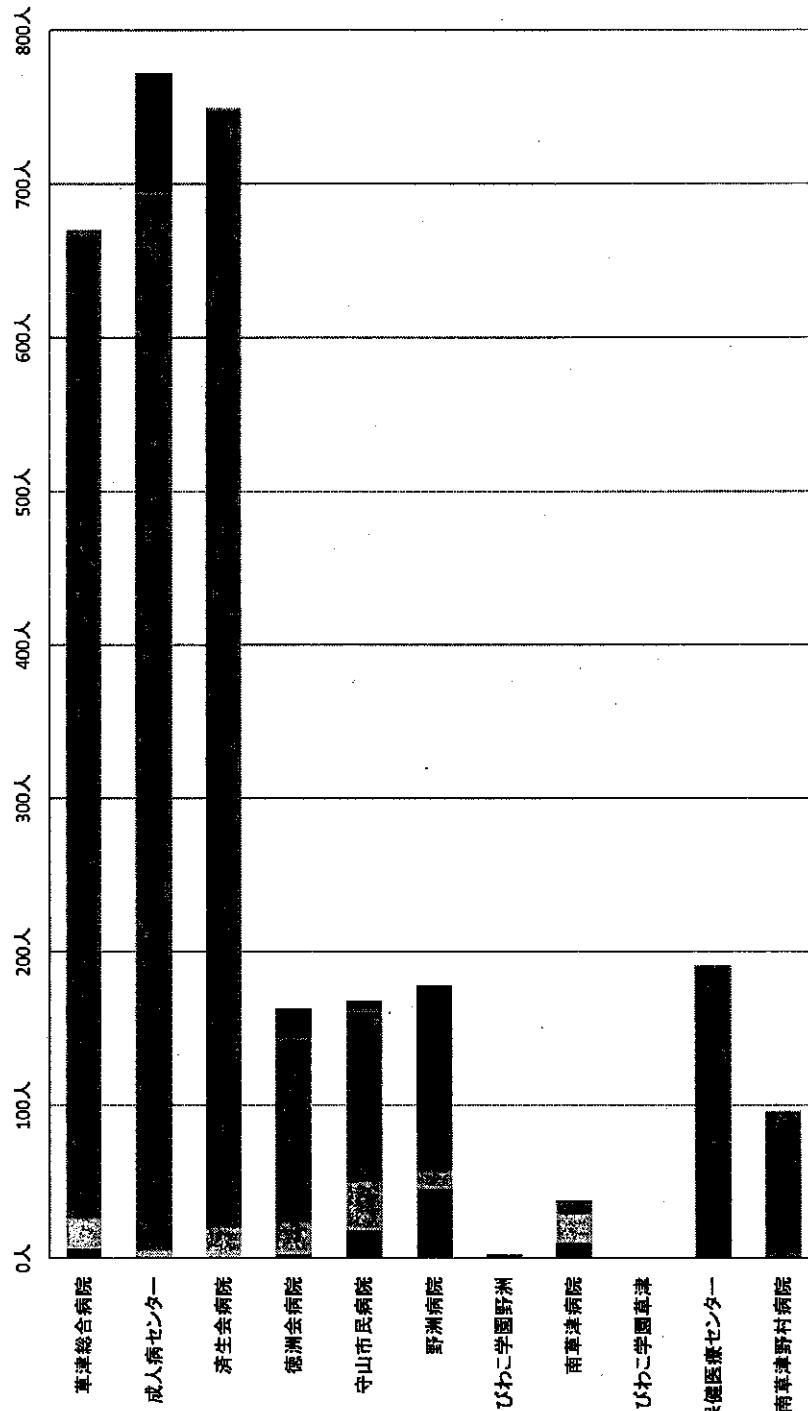
20

参考資料2-1

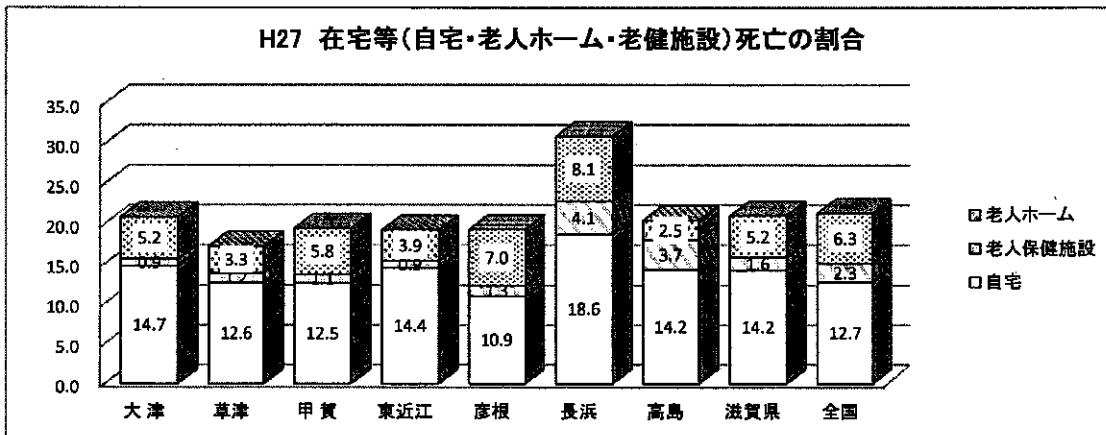
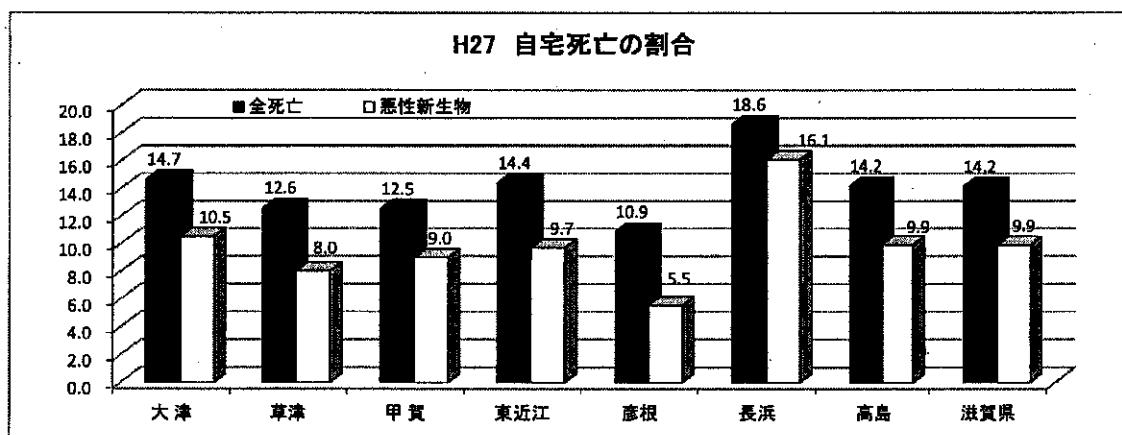
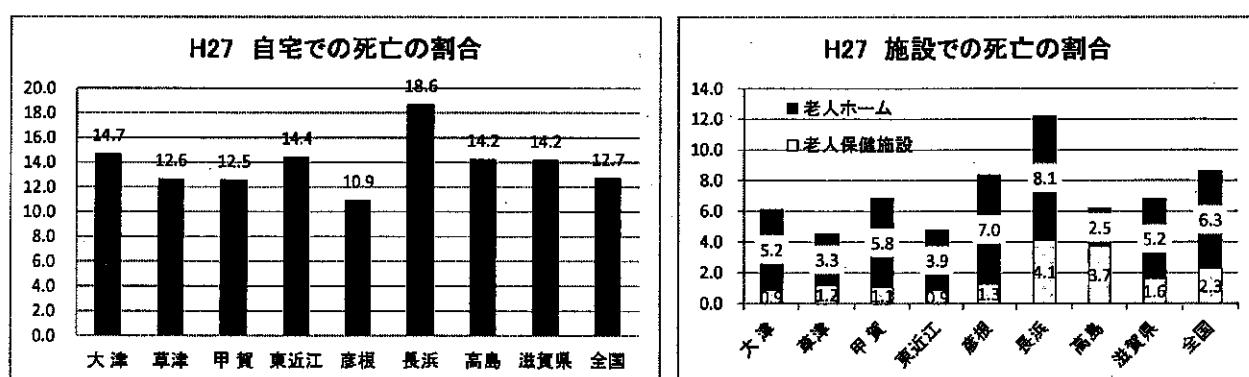
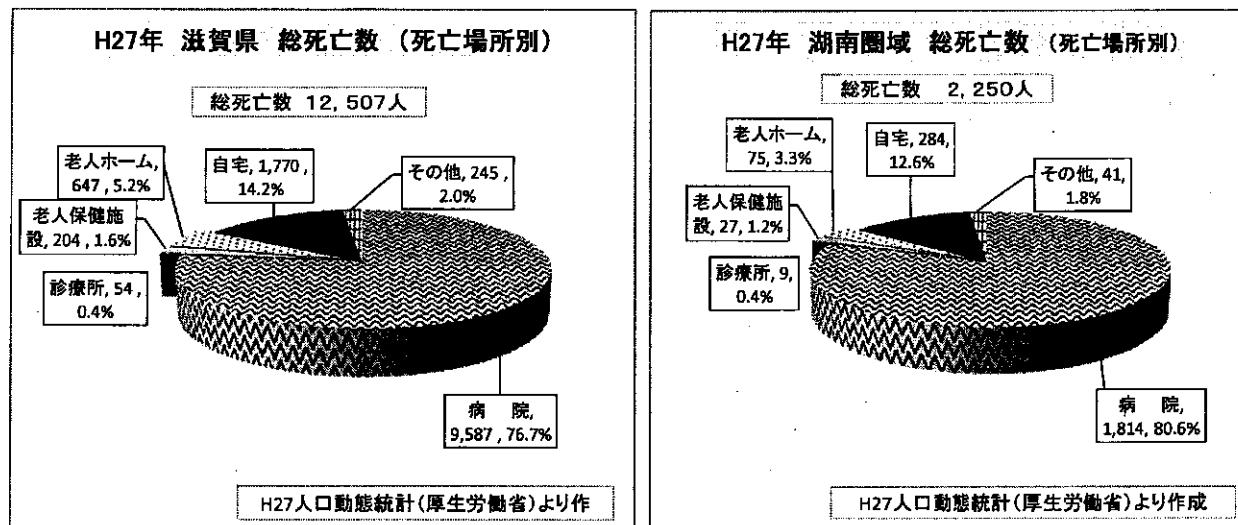


平成27年病床機能報告結果

退院後に在宅医療を必要とする患者の状況



| | 南草津野村病院 | 小児保健医療センター | ひわこ学園草津 | 南草津病院 | ひわこ学園野洲 | 南洲病院 | 野洲病院 | 守山市民病院 | 徳洲会病院 | 濟生会病院 | 成人病センター | 草津総合病院 |
|----------------------------------|---------|------------|---------|-------|---------|------|------|--------|-------|-------|---------|--------|
| ■ 退院後1か月以内に自院が在宅医療を提供する予定の患者数 | 0人 | 75人 | 0人 | 10人 | 0人 | 45人 | 18人 | 2人 | 0人 | 0人 | 0人 | 6人 |
| ■ 退院後1か月以内に他施設が在宅医療を提供する予定の患者 | 0人 | 0人 | 0人 | 19人 | 0人 | 12人 | 32人 | 21人 | 20人 | 5人 | 20人 | |
| ■ 退院後1か月以内に在宅医療を必要としない患者(死亡退院含む) | 96人 | 116人 | 0人 | 8人 | 1人 | 25人 | 113人 | 121人 | 729人 | 690人 | 643人 | |
| ■ 退院後1か月以内に在宅医療の実施予定が不明の患者 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 | 96人 | 5人 | 19人 | 0人 | 77人 | 1人 | |
| ■ 退院患者数(1か月間)合計 | 96人 | 191人 | 0人 | 38人 | 2人 | 178人 | 163人 | 749人 | 772人 | 670人 | | |



滋賀県 自宅死亡の状況(H16年ーH27年)

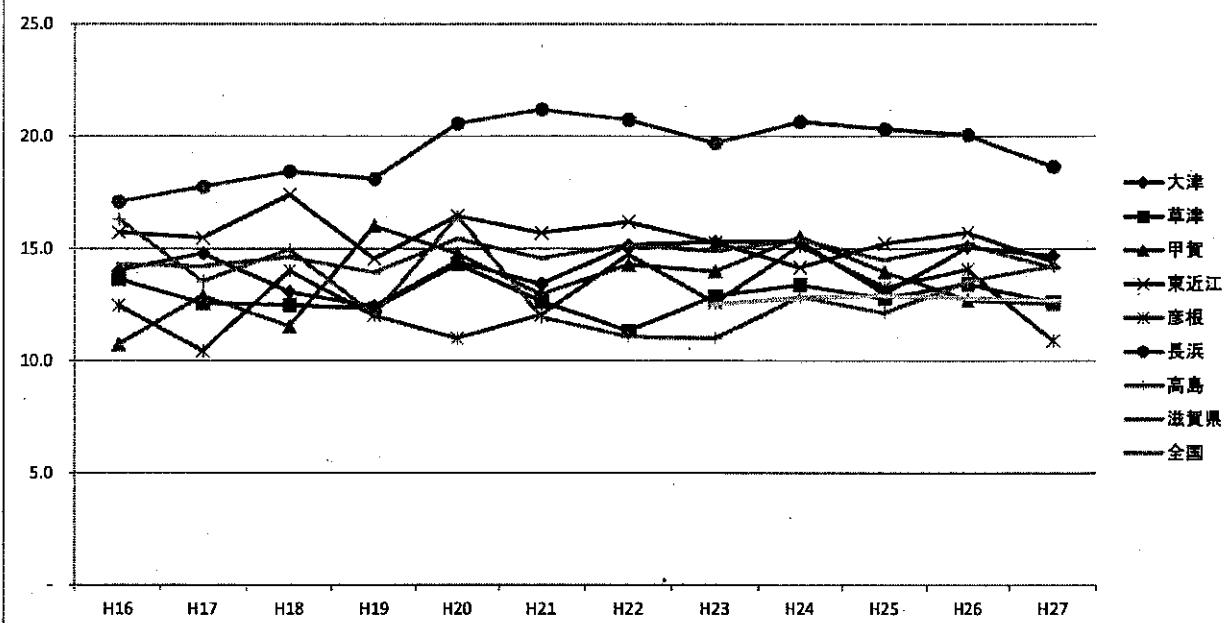
□自宅死亡数の推移

| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大津 | 296 | 337 | 304 | 294 | 357 | 316 | 399 | 397 | 417 | 372 | 435 | 420 |
| 草津 | 213 | 214 | 222 | 223 | 273 | 243 | 230 | 259 | 285 | 273 | 293 | 284 |
| 甲賀 | 106 | 141 | 123 | 175 | 175 | 152 | 170 | 179 | 206 | 177 | 153 | 161 |
| 東近江 | 263 | 306 | 339 | 291 | 340 | 316 | 342 | 355 | 309 | 333 | 346 | 321 |
| 彦根 | 165 | 132 | 180 | 150 | 143 | 161 | 192 | 151 | 219 | 196 | 199 | 158 |
| 長浜 | 255 | 278 | 283 | 282 | 333 | 350 | 360 | 354 | 366 | 352 | 357 | 334 |
| 高島 | 83 | 73 | 85 | 69 | 92 | 70 | 66 | 74 | 82 | 69 | 81 | 92 |
| 滋賀県(計) | 1,381 | 1,481 | 1,536 | 1,484 | 1,713 | 1,608 | 1,759 | 1,769 | 1,884 | 1,772 | 1,864 | 1,770 |

□自宅死亡率の推移

| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 大津 | 14.0 | 14.8 | 13.1 | 12.4 | 14.4 | 13.4 | 15.1 | 15.3 | 15.3 | 13.0 | 15.1 | 14.7 |
| 草津 | 13.6 | 12.6 | 12.5 | 12.3 | 14.3 | 12.7 | 11.3 | 12.9 | 13.4 | 12.8 | 13.4 | 12.6 |
| 甲賀 | 10.7 | 12.9 | 11.5 | 16.0 | 14.8 | 13.0 | 14.3 | 14.0 | 15.5 | 14.0 | 12.7 | 12.5 |
| 東近江 | 15.7 | 15.5 | 17.4 | 14.5 | 16.5 | 15.7 | 16.2 | 15.3 | 14.2 | 15.2 | 15.7 | 14.4 |
| 彦根 | 12.5 | 10.5 | 14.0 | 12.0 | 11.0 | 12.1 | 14.7 | 12.6 | 15.1 | 13.3 | 14.1 | 10.9 |
| 長浜 | 17.1 | 17.8 | 18.4 | 18.1 | 20.6 | 21.2 | 20.7 | 19.7 | 20.6 | 20.3 | 20.1 | 18.6 |
| 高島 | 16.3 | 13.5 | 15.0 | 12.0 | 18.5 | 11.9 | 11.1 | 11.0 | 12.9 | 12.1 | 13.5 | 14.2 |
| 滋賀県 | 14.3 | 14.2 | 14.6 | 13.9 | 15.4 | 14.6 | 15.2 | 14.9 | 15.4 | 14.5 | 15.2 | 14.2 |
| 全国 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 12.5 | 12.8 | 12.9 | 12.7 |

自宅死亡割合の推移



医療と介護の連携強化 社会医療法人 誠光会の将来構想～在宅緩和ケアシステム～

草津総合病院 社会医療法人 誠光会

草津総合病院

緩和ケアセンター

緩和ケア医
精神科医
看護師
薬剤師
OT/PT/ST
管理栄養士
歯科医師/衛生士
MSW・臨床心理士

緩和ケアアドバイス
チーム

緩和ケア相談
ダイヤルサービス

調整・東勝・支援

介護事業局

訪問看護ステーション
訪問介護ステーション
通所リハビリティーション
居宅介護支援事務所
地域包括支援センター
介護老人保健施設(老健)

地域の
介護資源

地域包括テク
ノロジー

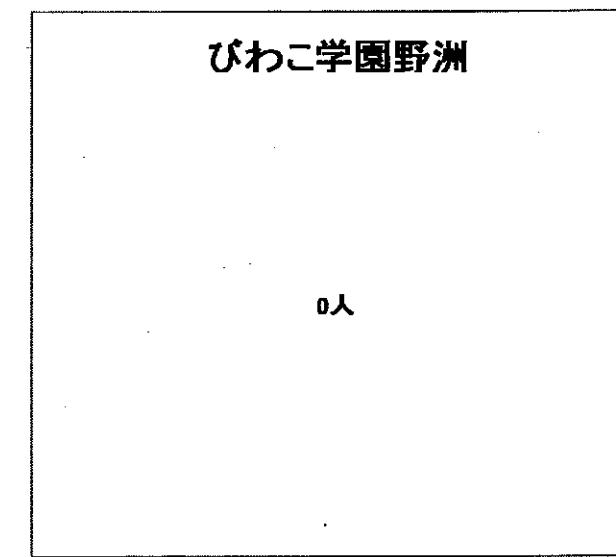
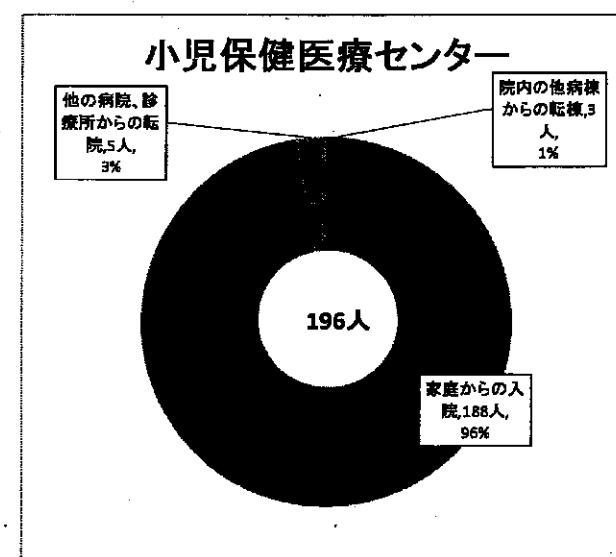
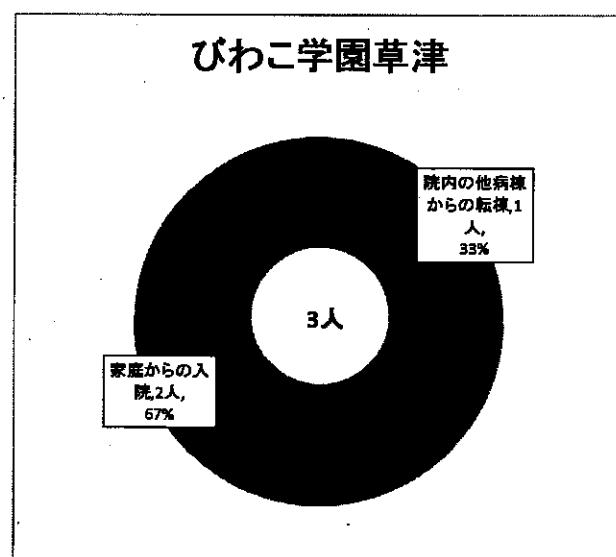
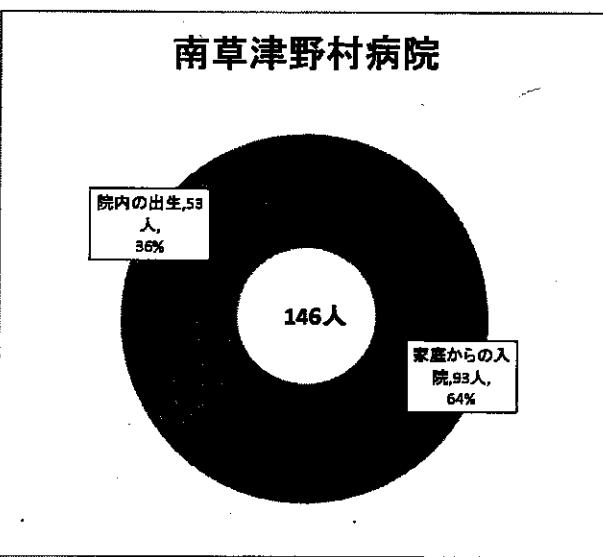
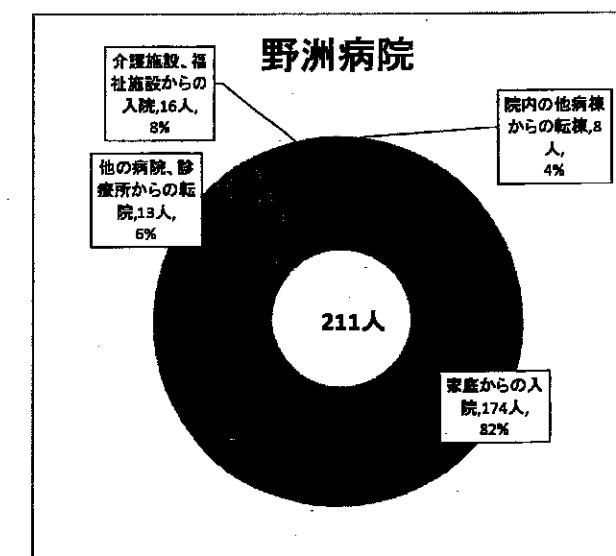
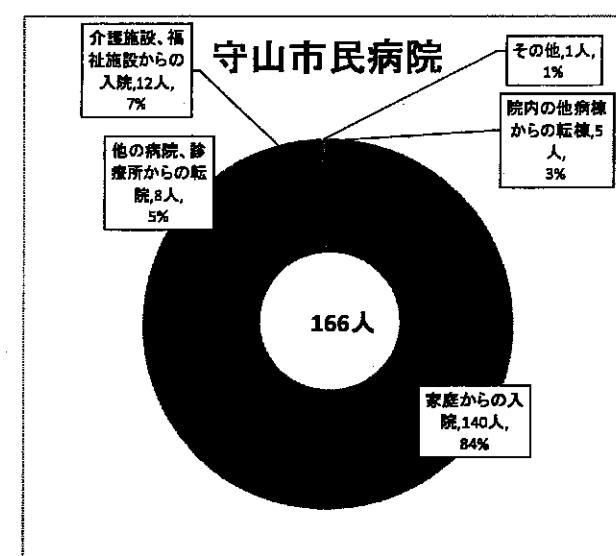
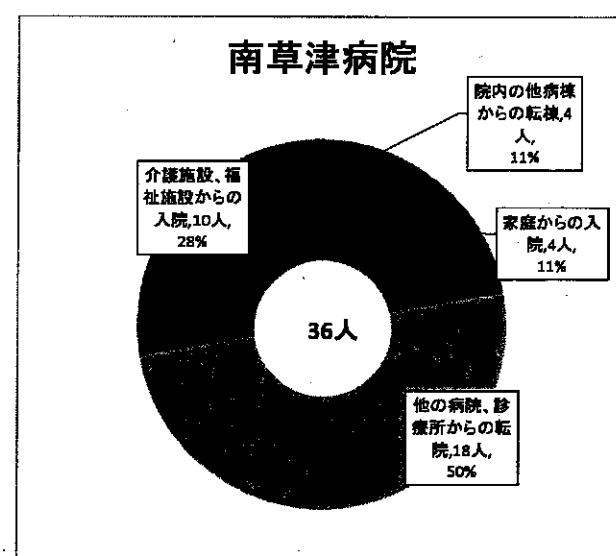
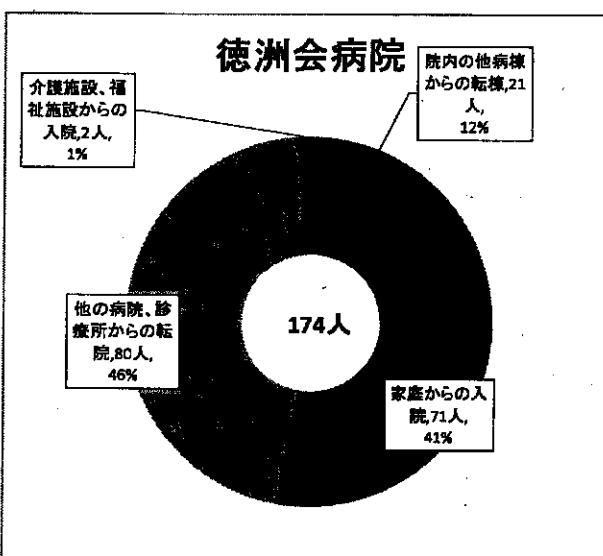
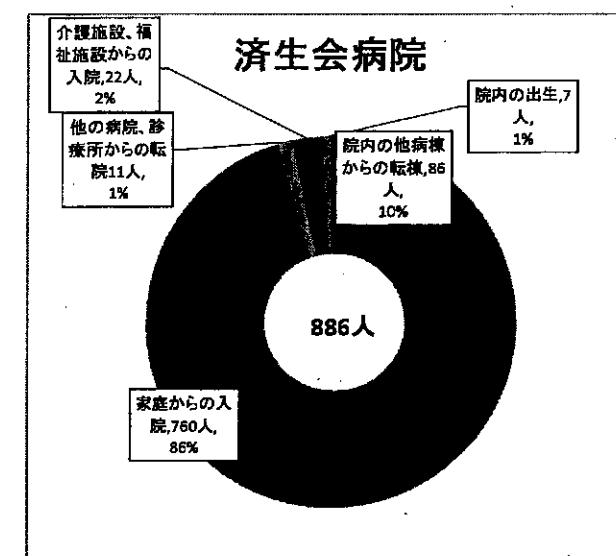
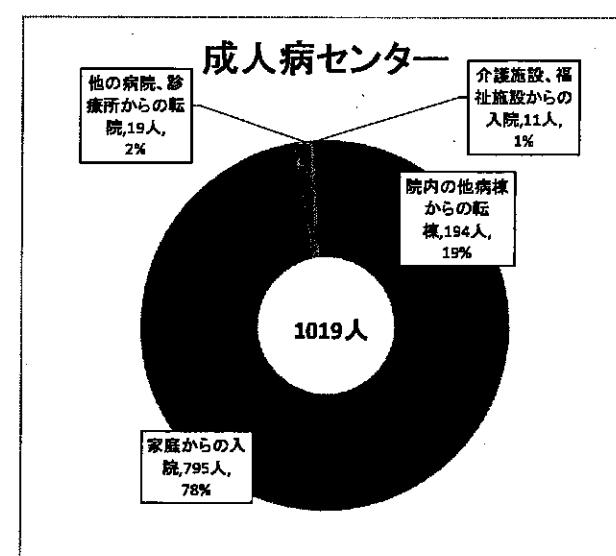
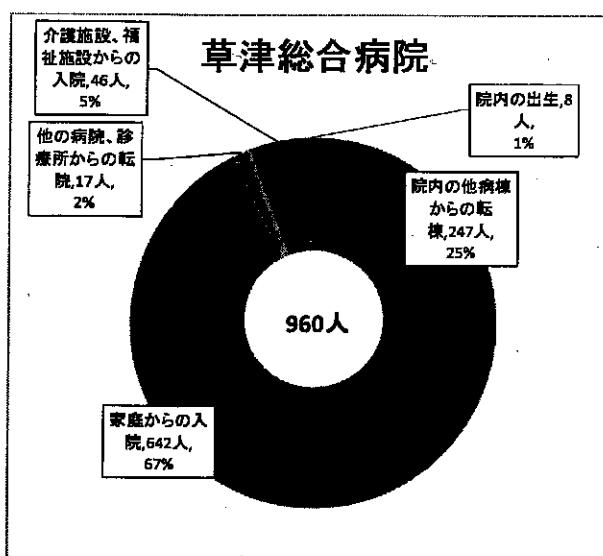
在宅ボスビス
在宅薬剤師

在宅看護
支援診療所

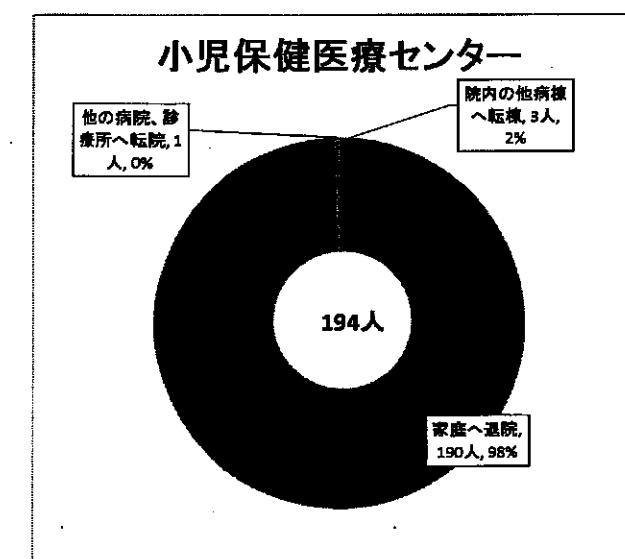
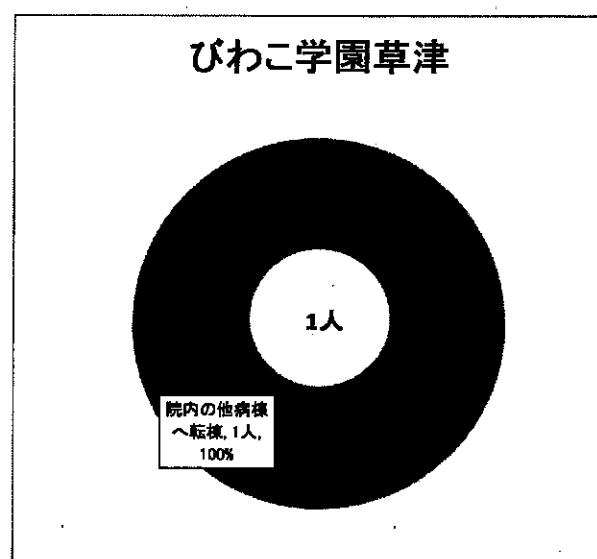
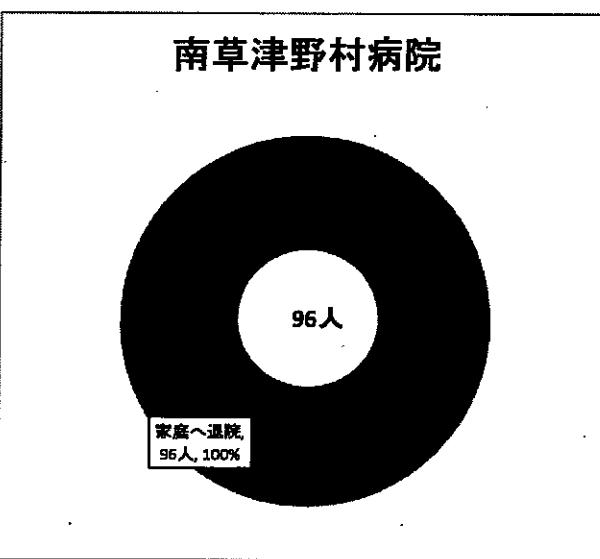
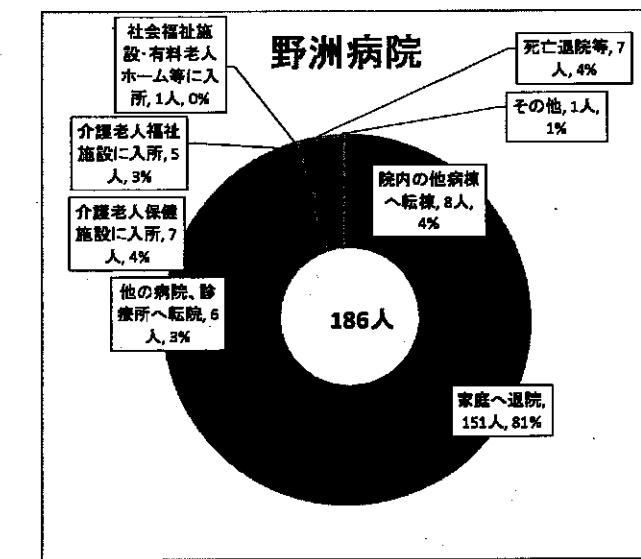
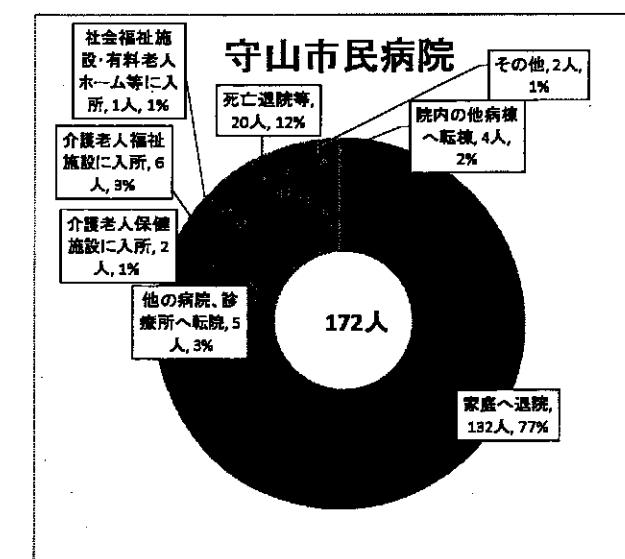
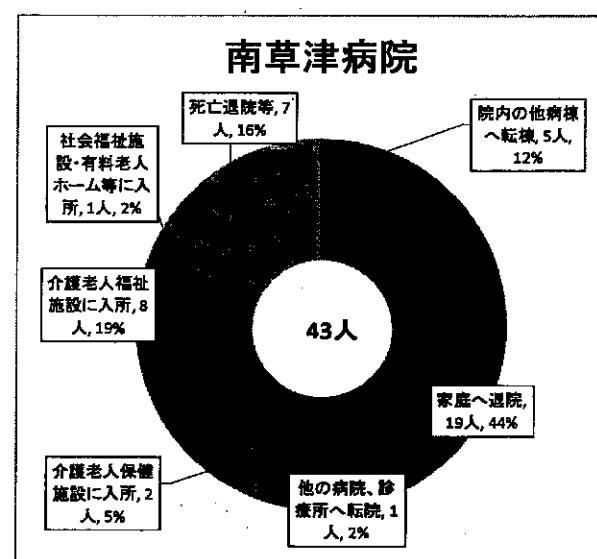
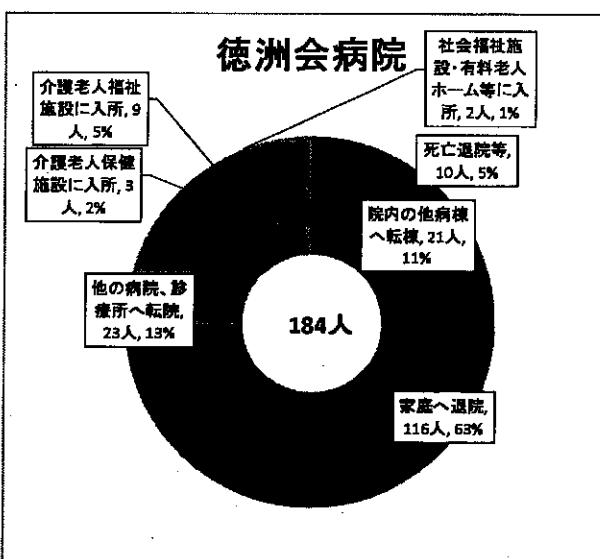
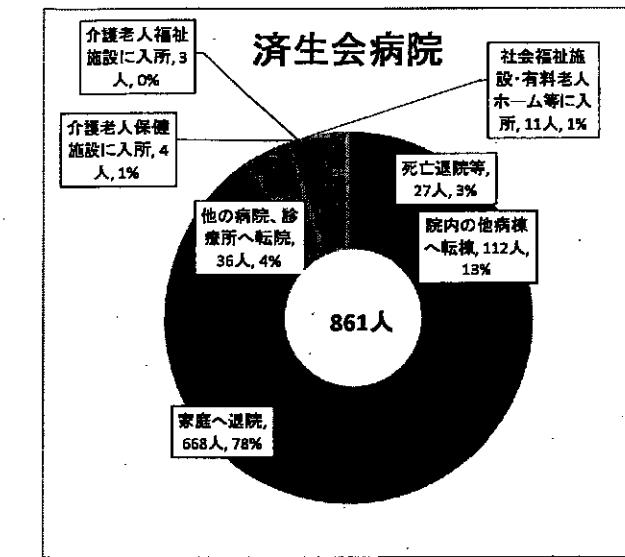
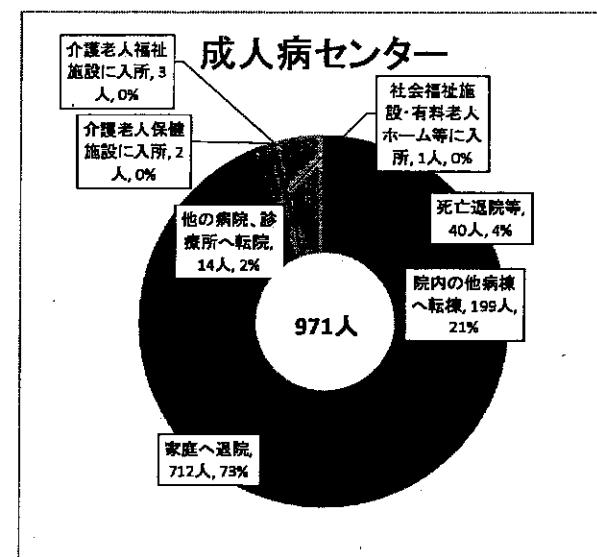
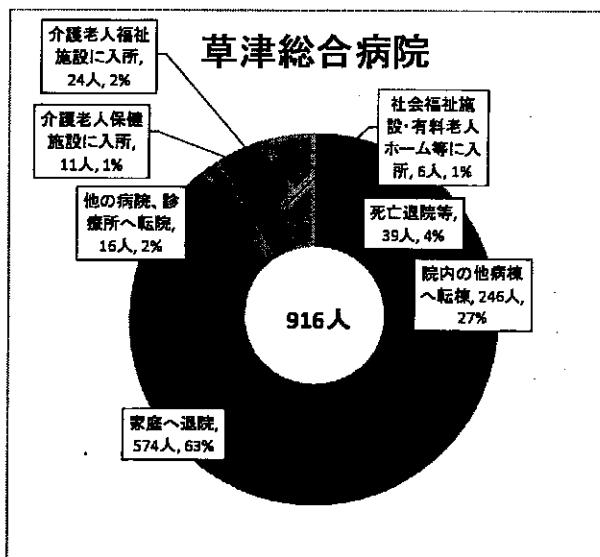
2017.02.7

参考資料2-2

新規入棟患者数(1か月間)

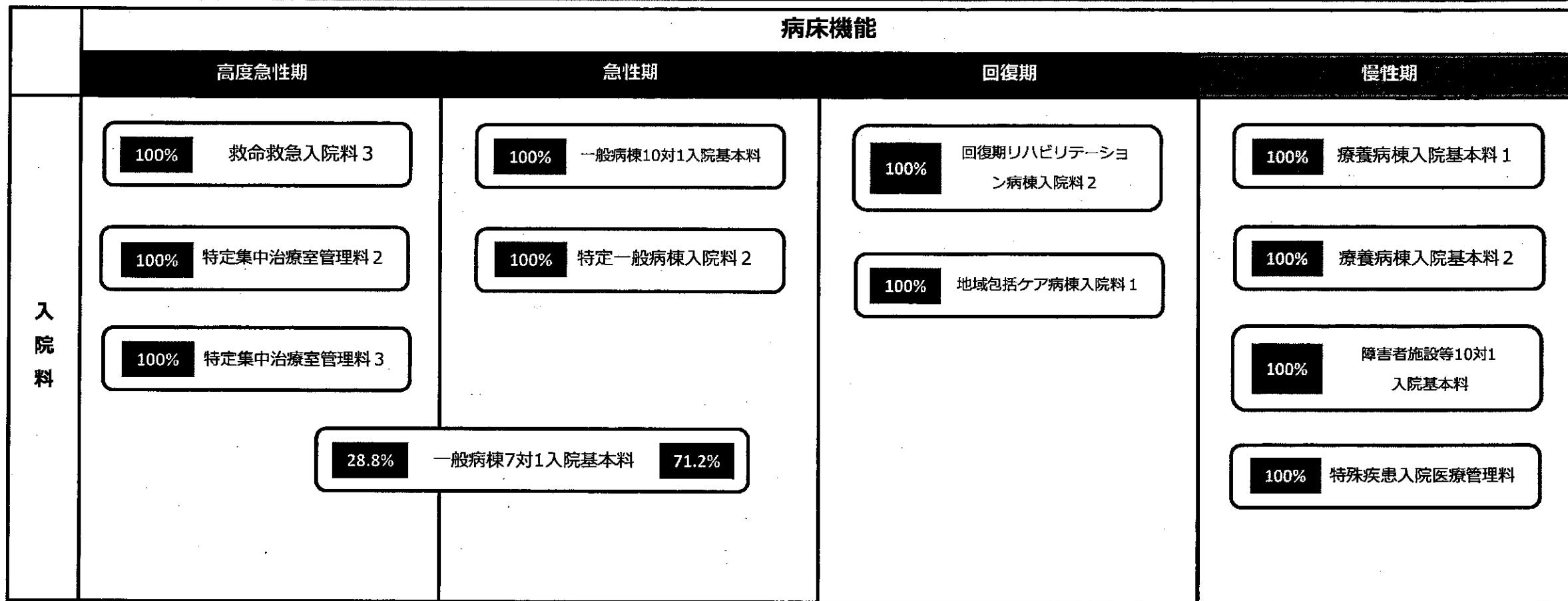


退棟患者数(1か月間)



平成27年度 滋賀県病床機能報告 医療機能×入院料（平成27年7月1日時点）

湖南圏域



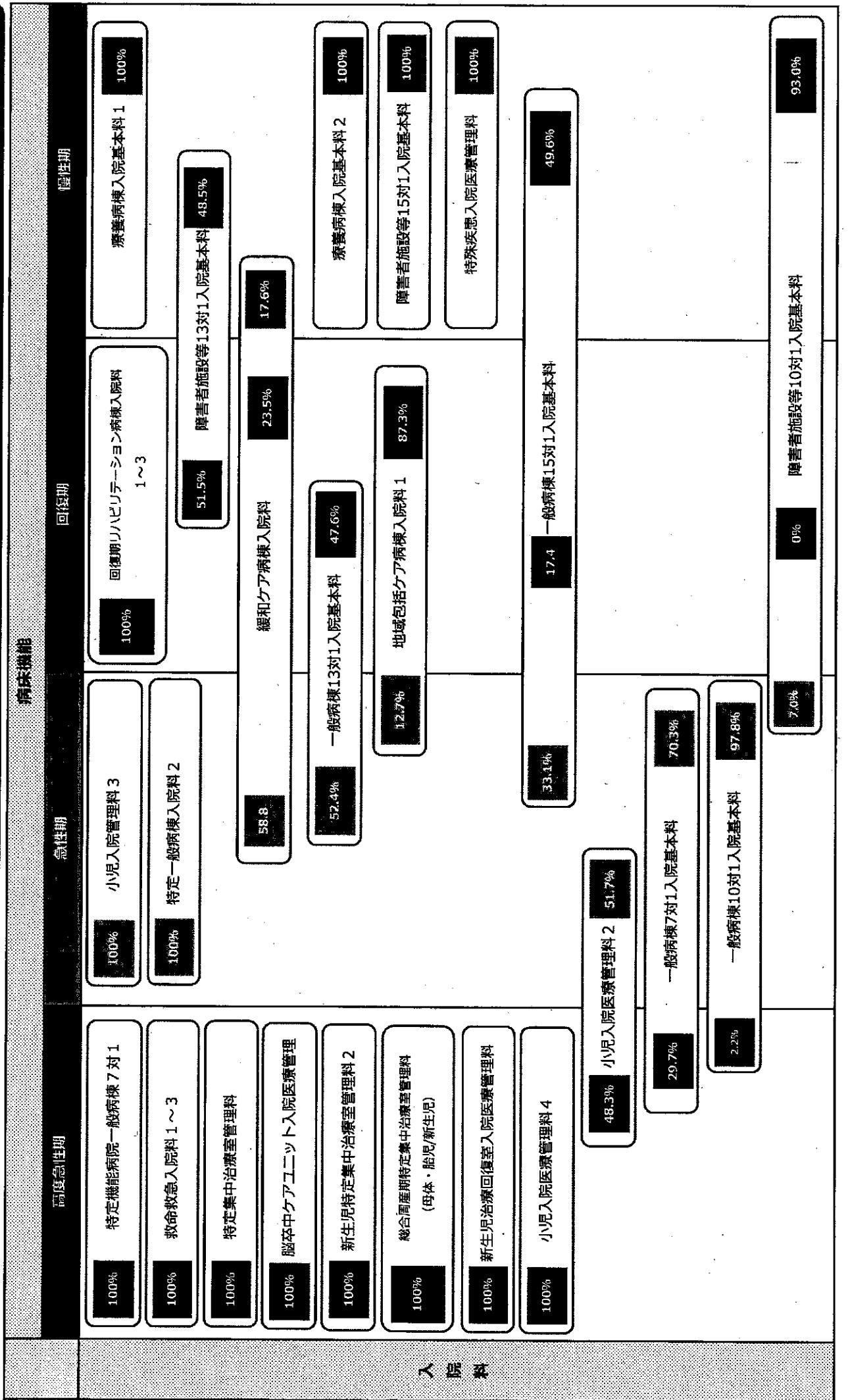
【表】入院料ごとの機能別病床数等

| 入院料等 | 病床数 | | | | | 計 | 入院基本料に占める機能別病床数の割合 | | | | 病棟数 | 医療機関数 |
|----------------------------------|---------|-------|-------|-------|-----|-------|--------------------|--------|--------|--------|-----|-------|
| | 高度急性期機能 | 急性期機能 | 回復期機能 | 慢性期機能 | 休棟等 | | 高度急性期機能 | 急性期機能 | 回復期機能 | 慢性期機能 | | |
| 一般病棟7対1入院基本料 | 336 | 831 | 0 | 0 | 0 | 1,167 | 28.8% | 71.2% | 0.0% | 0.0% | 25 | 3 |
| 一般病棟10対1入院基本料 | 0 | 462 | 0 | 0 | 0 | 462 | 0.0% | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 9 | 4 |
| 療養病棟入院基本料1 | 0 | 0 | 0 | 149 | 0 | 149 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% | 3 | 3 |
| 療養病棟入院基本料2 | 0 | 0 | 0 | 218 | 0 | 218 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% | 5 | 4 |
| 障害者施設等10対1入院基本料 | 0 | 0 | 0 | 180 | 0 | 180 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% | 4 | 2 |
| 救命救急入院料3 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 1 | 1 |
| 特定集中治療室管理料2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 1 | 1 |
| 特定集中治療室管理料3 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 1 | 1 |
| 特殊疾患入院医療管理料 | 0 | 0 | 0 | 38 | 0 | 38 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% | 1 | 1 |
| 回復期リハビリテーション病棟入院料2 | 0 | 0 | 164 | 0 | 0 | 164 | 0.0% | 0.0% | 100.0% | 0.0% | 4 | 4 |
| 地域包括ケア病棟入院料1 | 0 | 0 | 108 | 0 | 0 | 108 | 0.0% | 0.0% | 100.0% | 0.0% | 2 | 1 |
| 特定一般病棟入院料2 | 0 | 20 | 0 | 0 | 0 | 20 | 0.0% | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 1 | 1 |
| (介護療養病床において療養型介護療養施設サービス費等の届出あり) | 0 | 0 | 0 | 100 | 0 | 100 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% | 2 | 1 |
| (診療報酬上及び介護報酬上の入院料の届出なし) | 18 | 100 | 0 | 0 | 40 | 158 | 11.4% | 63.3% | 0.0% | 0.0% | 5 | 3 |
| 届出病床数 合計 | 356 | 1,313 | 272 | 585 | 0 | 2,784 | - | - | - | - | 62 | 11 |

※病棟単位の算定状況であり、内訳となる病室単位の算定状況は含まれないことに留意。

平成27年度 滋賀県病床機能報告 医療機能×入院料（平成27年7月1日時点）

滋賀県



【表】入院料毎の機能別病床数等

| 入院料等 | 病床数 | | | | | 病床数 | 医療機関数 |
|----------------------------------|-------|-------|-------|-------|-----|--------|--------|
| | 高度急性期 | 急性期 | 回復期 | 慢性期 | 休棟等 | | |
| 一般病棟7対1入院基本料 | 1,308 | 3,092 | 0 | 0 | 0 | 4,400 | 29.7% |
| 一般病棟10対1入院基本料 | 35 | 1,568 | 0 | 0 | 0 | 1,803 | 2.2% |
| 一般病棟13対1入院基本料 | 0 | 44 | 40 | 0 | 0 | 84 | 0.0% |
| 一般病棟15対1入院基本料 | 0 | 40 | 21 | 60 | 0 | 121 | 0.0% |
| 療養病棟入院基本料1 | 0 | 0 | 0 | 1,469 | 0 | 1,469 | 0.0% |
| 療養病棟入院基本料2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 特定機能病院一般病棟7対1入院基本料 | 499 | 0 | 0 | 0 | 0 | 499 | 100.0% |
| 障害者施設等10対1入院基本料 | 0 | 30 | 0 | 400 | 0 | 430 | 0.0% |
| 障害者施設等13対1入院基本料 | 0 | 0 | 106 | 100 | 0 | 206 | 0.0% |
| 障害者施設等15対1入院基本料 | 0 | 0 | 0 | 50 | 0 | 50 | 0.0% |
| 救命救急入院料1 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 100.0% |
| 救命救急入院料2 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 100.0% |
| 救命救急入院料3 | 66 | 0 | 0 | 0 | 0 | 66 | 100.0% |
| 特定集中治療室管理料1 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 | 100.0% |
| 特定集中治療室管理料2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 100.0% |
| 特定集中治療室管理料3 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 | 100.0% |
| 脳卒中ケアユニット入院医療管理料 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 100.0% |
| 新生児特定集中治療室管理料2 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 | 100.0% |
| 総合周産期特定集中治療室管理料(母体・胎児) | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 100.0% |
| 新生児治療回復室入院医療管理料 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 | 100.0% |
| 特殊疾患入院医療管理料 | 0 | 0 | 0 | 38 | 0 | 38 | 0.0% |
| 小児入院医療管理料 | 71 | 76 | 0 | 0 | 0 | 147 | 48.3% |
| 小児入院医療管理料3 | 0 | 0 | 39 | 0 | 0 | 39 | 0.0% |
| 小児入院医療管理料4 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 | 100.0% |
| 回復期リハビリテーション病棟入院料1 | 0 | 0 | 80 | 0 | 0 | 80 | 0.0% |
| 回復期リハビリテーション病棟入院料2 | 0 | 50 | 343 | 0 | 0 | 393 | 0.0% |
| 地域包括ケア病棟入院料1 | 0 | 40 | 16 | 12 | 0 | 68 | 0.0% |
| 特定一般病棟入院料2 | 0 | 20 | 0 | 0 | 0 | 20 | 0.0% |
| (介護療養病床において療養型介護療養施設サービス費等の届出あり) | 0 | 0 | 0 | 187 | 0 | 187 | 0.0% |
| (介護療養病床及び介護報酬上の入院料の届出なし) | 20 | 157 | 0 | 44 | 186 | 407 | 4.9% |
| 計 | 2,144 | 5,156 | 1,266 | 3,074 | 186 | 11,826 | - |
| | | | | | - | - | 276 |
| | | | | | | | 139 |

*病棟単位の算定状況であり、内訳となる病室単位の算定状況は含まれない。